



みんなでつくる、誰もが安心して、
つながりながら住み続けられるまち

は じ め に

南丹市では、平成 20 年に初めての「南丹市地域福祉計画（平成 20～24 年度）」を策定し、市民の皆さんとともに計画に基づく地域福祉推進の取り組みを進めて参りました。平成 25 年からは「第 2 期計画（平成 25～29 年度）」により、福祉活動を活発化させる先導的な取り組みや、重要性の高い取り組みを「重点プロジェクト」として位置づけ、取り組みを進めて参りました。

この 10 年の歩みの中で、まちづくりへの市民参加は大きく進展し、地域の中では、住民自らが地域の福祉課題を解決していこうという動きも現れ、さまざまな形の見守り活動や居場所づくりが充実し、日常生活における移動支援や福祉を推進する組織の立ち上げなど新たな動きも生まれてきており、市民の皆さんの温かいご支援に心から感謝申し上げます。

しかし、少子高齢・人口減少社会という日本の現状の中にあって、南丹市においてもこの 10 年間で人口が約 3,300 人減少し、高齢化率は 34%を超える状況になっています。核家族や高齢者世帯、単身世帯の増加など家族の形も大きく変動している中、社会的に孤立する人が生まれやすい状況となり、生活困窮や子どもの貧困問題、虐待問題、個人や世帯が抱える問題の複雑・多様化など新たな課題にも直面しています。また、地域での暮らしを支える地域活動の担い手不足も深刻となっています。

そこで、第 3 期計画では二つの基本目標を設定し、一つは、さまざまな地域課題について地域住民が協力し合って課題に取り組む仕組みづくりを目指した「住民が主体的に取り組む地域づくり」とし、もう一つは、地域の力と公的な支援体制が連動して課題を解決していくための体制整備として「総合的な相談・支援体制づくり」を目標に掲げました。さらに本計画では、南丹市が策定する「地域福祉計画」と南丹市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定することにより理念や方針を共有し、より具体的で効果的な取り組みを行うこととしております。

計画を着実に進め、基本理念であります「みんなでつくる、誰もが安心して、つながりながら住み続けられるまち」を実現するため、地域福祉の主役となる市民の皆さんの一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたしますとともに、計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました南丹市地域福祉計画推進委員会の委員の皆さまをはじめ、市民ワークショップやアンケート調査などにご協力いただきました市民の皆さん、関係機関の皆さまに心からお礼申し上げます。



平成 30（2018）年 3 月

南丹市長 佐々木 稔納

は じ め に

南丹市社会福祉協議会では、平成 20 年に南丹市が策定された『南丹市地域福祉計画』を受け、翌年に南丹市において地域福祉活動を進めるための理念に重点を置き、その指針として『なんたんふれあいプラン』を策定しました。

さらに、平成 25 年に策定された『第 2 期南丹市地域福祉計画』を受け、翌年には、第 1 期の指針をさらに活動計画に発展・強化させた『第 2 期なんたんふれあいプラン』を策定しました。

第 1 期の指針では、小さな種から芽が出て木に育ち、それらが林となって互いに結びつきながら森を形成していく「ふれあいの森づくり」になぞらえて、皆さまに地域福祉活動の推進を提案しました。

第 2 期の活動計画では、「ふれあいの森づくり」を実現するために重要と考えた具体的な取り組みを、「みんなで取り組むこと」として 9 つの実施計画としてまとめ提案しました。そして、それら取り組みの先にある「ふれあいの森」として、イメージしておきたい地域像をお示しし、さらにそうした未来像に安心をもたらせるよう、地域社会の下支えとして、行政・社会福祉協議会・関係機関の連携を基盤に据えました。

こうした流れを汲みながら、私たち社会福祉協議会は、もっと充実した地域福祉活動のあり方や、さらに発展した地域の未来像とはどのようなものかを熱心に議論してきました。そしてこの度、行政計画と社会福祉協議会の計画の一体的な策定に至ったことは、これまでの 2 期にわたる「ふれあいプラン」に基づいて、見守りや支え合いの取り組みなどの住民主体の活動が、それぞれの地域で着実に進展しており、行政と社会福祉協議会は、より緊密に連携を図り、互いに協働して、住民の皆さまを後押ししなければならないという気運が高まりを見せたからだと考えています。

地域福祉計画と地域福祉活動計画が一体的に策定されたことで、私たち社会福祉協議会がいつも大切にしてきた「ふれあい」という言葉が表紙を飾るには至りませんでした。が、「ふれあい」を合言葉として、互いに人と人とのつながりを大切にし、住んで良かったと実感でき、これからもずっと住み続けたいと考えるまちにしたいという想いを、計画の中身にお示しできたと自負しています。

こうした想いを込めた計画ですが、何より、計画の主役は市民の皆さまです。私たち社会福祉協議会は、皆さまに寄り添い、常に皆さまの「ふだんのくらしのしあわせ」を考え、汗を流しながら、皆さまと一緒にこの計画を進めていきたいと考えています。

さあ、一緒に地域のしあわせづくりを進めましょう。

平成 30（2018）年 3 月

社会福祉法人 南丹市社会福祉協議会

会 長 田 中 博



目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 地域福祉とは	2
3. 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは	2
4. 計画の概要	2
(1) 計画の位置づけ	2
(2) 計画の期間	3
(3) 計画の策定体制	4
第2章 南丹市の現状と課題	5
1. 統計データからみる地域特性と課題	5
(1) 人口・世帯（南丹市全体）	5
(2) 人口・世帯（地域別）	8
(3) 年齢別就労人口	10
(4) 要介護認定者数	10
(5) 生活保護の状況	11
(6) 子ども（0～17歳）の状況	12
(7) 障害者手帳所持者の状況	15
2. アンケート結果からみる地域特性と課題	18
(1) 調査概要	18
(2) 実施方法	18
(3) 配布・回収状況	18
(4) 調査結果の見方	18
(5) 結果概要	19
3. 地域福祉ワークショップ結果からみる地域特性と課題	25
(1) ワークショップ概要	25
(2) グループ討議（話し合い）のテーマ	25
(3) 開催日程、参加人数	25
(4) ワークショップ結果	26
4. 子育て世代への聞き取り調査（座談会）	33
(1) 座談会概要	33
(2) 結果概要	33
5. 各結果からみる地域特性と課題のまとめ	35
(1) 統計データからみる地域特性と課題のまとめ	35
(2) アンケート結果からみる地域特性と課題のまとめ	35
(3) ワークショップ結果からみる地域特性と課題のまとめ	36
(4) 子育て座談会からみる地域特性と課題のまとめ	37
6. 地域資源の現状	38

第3章 計画の基本理念と基本目標.....	43
1. 基本理念	43
2. 基本目標	44
第4章 施策展開と実施体制.....	45
1. 施策体系	45
2. 地域福祉を推進する圏域について	46
3. 「住民が主体的に取り組む地域づくり」における圏域階層別の課題解決・サポート体制	48
4. 「総合的な相談・支援体制づくり」に向けた連携・協働のイメージ	50
基本目標1 住民が主体的に取り組む地域づくり	52
基本方針（1）地域での支え合い.....	52
基本施策① つながりの再構築 ～ニーズ・課題の把握～	52
基本施策② 住民同士の支え合い活動.....	57
基本方針（2）協働ですすめる地域福祉.....	65
基本施策① 協働をすすめる体制づくり	65
基本方針（3）住民参加の促進	74
基本施策① 自らが担う意識の醸成	74
基本施策② 地域福祉活動・ボランティア活動の推進	77
基本目標2 総合的な相談・支援体制づくり	80
基本方針（4）相談支援体制の推進	80
基本施策① 総合相談機能の充実.....	80
基本施策② 支援ネットワークの構築と連携の推進.....	87
第5章 計画の推進体制	89

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

近年、少子高齢化の進展により人口減少社会に突入するとともに、単身世帯の増加や近隣住民の関係が希薄化する中で、社会から孤立する人々が生じやすい環境となってきました。また、これらにあわせて、経済状況の変化などにより、経済的困窮や社会的孤立の状態にある生活困窮者をめぐる問題も深刻化しています。

国においては、2000年（平成12年）に社会福祉事業法が改正され「社会福祉法」となり、個人の自立支援、利用者による選択の尊重、サービスの効率化などを柱とした新しい社会福祉の方向性が示され、「地域福祉の推進」が社会福祉の基本理念の一つとして位置づけられました。

また、2017年（平成29年）には社会福祉法が介護保険法等とともに改正され、国は、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく『地域共生社会』を目指しています。

地域福祉の推進により「地域共生社会」の実現を目指すためには、これまでの生活支援を必要とする方への行政からのサービス給付という形だけではなく、地域住民同士の支え合い・助け合いが必要不可欠となってきます。こうした中で、高齢者をはじめ、誰もが地域の中で安心して、生きがいを持って生活していくためには、生活基盤となる地域において、お互いに助け合うしくみをつくっていくとともに、地域住民がボランティア等の市民福祉団体や民間事業者とともに、行政と協働して地域福祉をすすめていくことが必要です。

こうした背景から、本市では、2013年（平成25年）度から2017年（平成29年）度までの5年間を計画期間とする第2期の「南丹市地域福祉計画」（行政の計画）と「南丹市地域福祉活動計画 第2期なんたんふれあいプラン」（社会福祉協議会の計画）を策定しました。この間、行政と社会福祉協議会とが連携し、市民の福祉意識の醸成を図るための福祉教育プロジェクト事業や、地域の福祉推進リーダーの育成研修の開催をはじめ、地域福祉活動としてふれあい委員やNPO・ボランティア活動など、地域福祉の推進に取り組んできました。

「南丹市地域福祉計画」及び「南丹市地域福祉活動計画 第2期なんたんふれあいプラン」は2017年（平成29年）度で計画期間が終了します。これまでは別々の計画でありましたが、地域課題や地域福祉推進の理念・方向性を共有化し、より具体的・効果的な取り組みを行うため、本計画から「第3期南丹市地域福祉計画・地域福祉活動計画」として一体的に策定します。

これにより、市民をはじめ関係機関や地域団体等との協働をすすめ、誰もが安心してつながりながら住み続けられるよう、地域の様々な生活課題の解決に向けて取り組みを一層推進していきます。

2. 地域福祉とは

「地域福祉」とは、手助けや支援を必要としている人が抱える生活上の様々な問題や課題を、高齢者や障がいのある人、子どもといった対象別ではなく、自分たちが住んでいる「地域」を中心に考え、誰もが安心して自立した生活を送ることができるよう、地域のつながりを深め、人々がともに助け合いながら、暮らしやすいまちづくりをすすめていこうとする取り組みのことを言います。

3. 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

「地域福祉計画」とは、「地域福祉を推進するためのしくみをつくる計画」で、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市が策定します。

「地域福祉活動計画」とは、「住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画として、具体的な行動と関係機関の役割分担が明示されたもので、民間組織である社会福祉協議会の活動計画として策定します。

4. 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

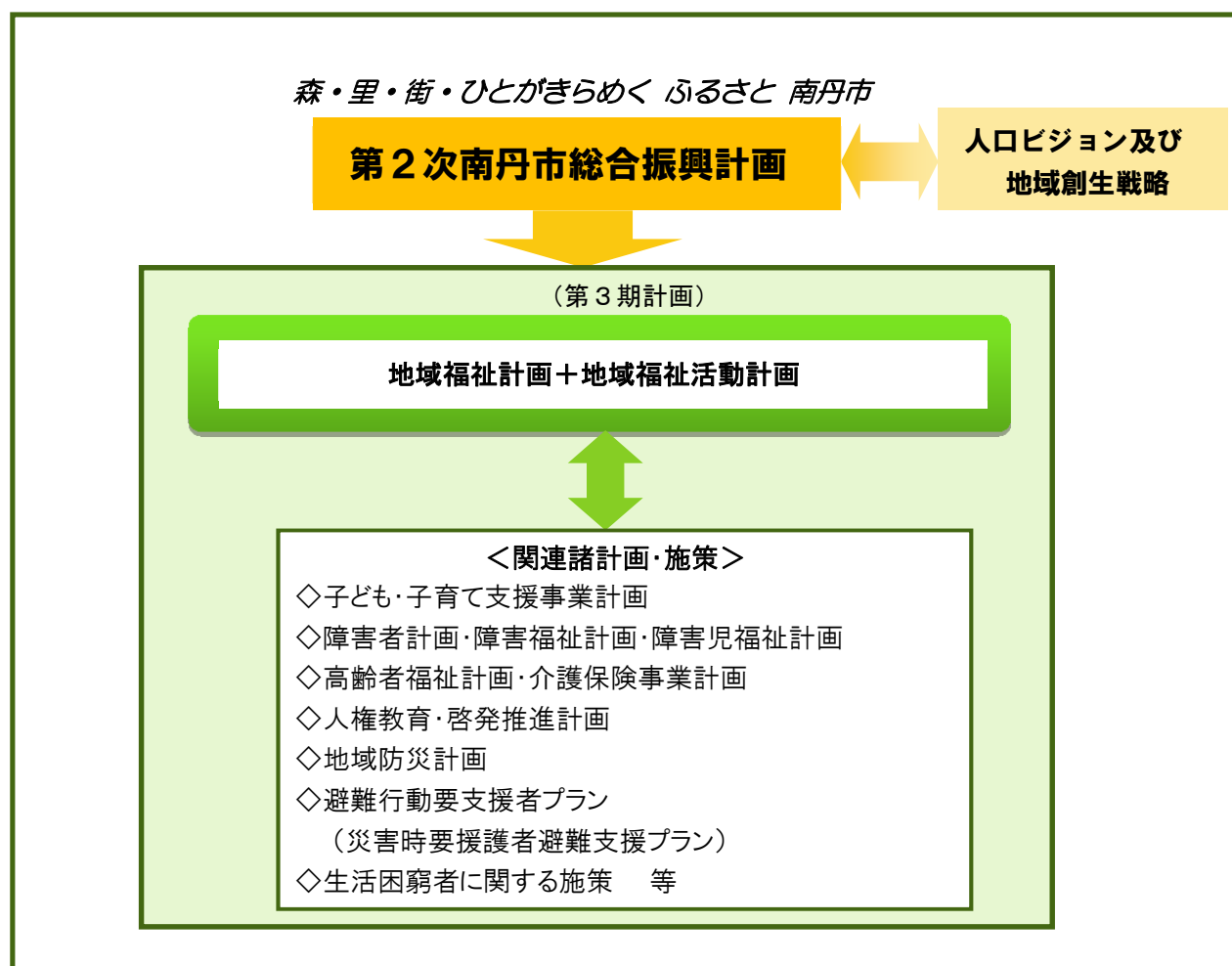
本計画は、社会福祉法第 4 条に規定する地域福祉を推進するため、同法第 107 条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画であり、規定されている 5 つの事項を一体的に定める福祉に関する計画の上位計画です。なお、同法第 109 条に規定されている市社協の「地域福祉活動計画」と一本化し、実効性を高める計画とします。

また、「第 2 次南丹市総合振興計画」を上位計画とし、目指すべきまちの将来像である「森・里・街・ひとがきらめく ふるさと 南丹市」の実現に向け、保健・子育て・医療・福祉の分野でのまちづくりの基本方針である「健やかで幸せに暮らせるまちづくり」との整合を図りながら策定しています。

さらに、福祉分野には高齢者や障がいのある人、児童を対象とした個別計画がありますが、これらの個別計画は対象者のニーズに応じたサービスの整備目標や取り組みを示しています。これに対して、本計画は個別計画の対象者の地域生活を支えるため、権利擁護や総合的な相談支援体制、福祉サービスの利用支援などの取り組み方向を示すものです。また、既存の福祉サービスだけでは対応困難な問題への対応、地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項、地域福祉を推進するための基盤整備、公民協働のしくみづくりなどの取り組み方向を示しています。

なお、福祉分野の個別計画はいずれも「第 3 期南丹市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の計画期間内に各計画期間を終了し、新たな計画を策定することになりますが、連携を図ります。

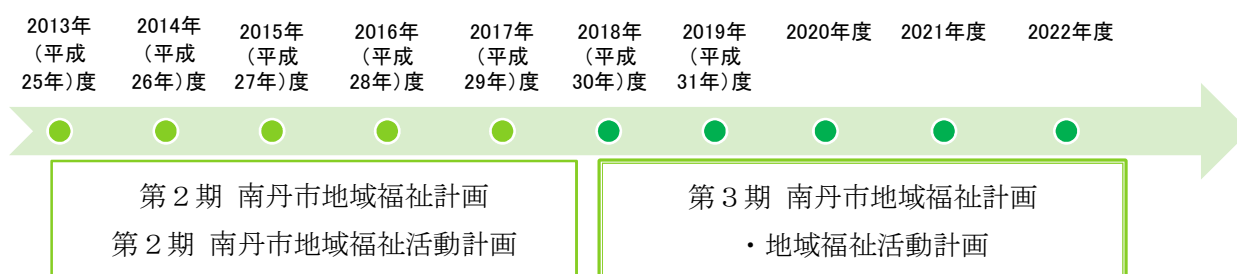
また、保健・福祉分野以外の分野別計画等についても、関連施策の整合を図っていきます。



(2) 計画の期間

この計画の期間は、2018年（平成30年）度から2022年度までの5年間とします。
また、計画の進行管理を行うとともに、必要に応じて内容の見直しを実施します。

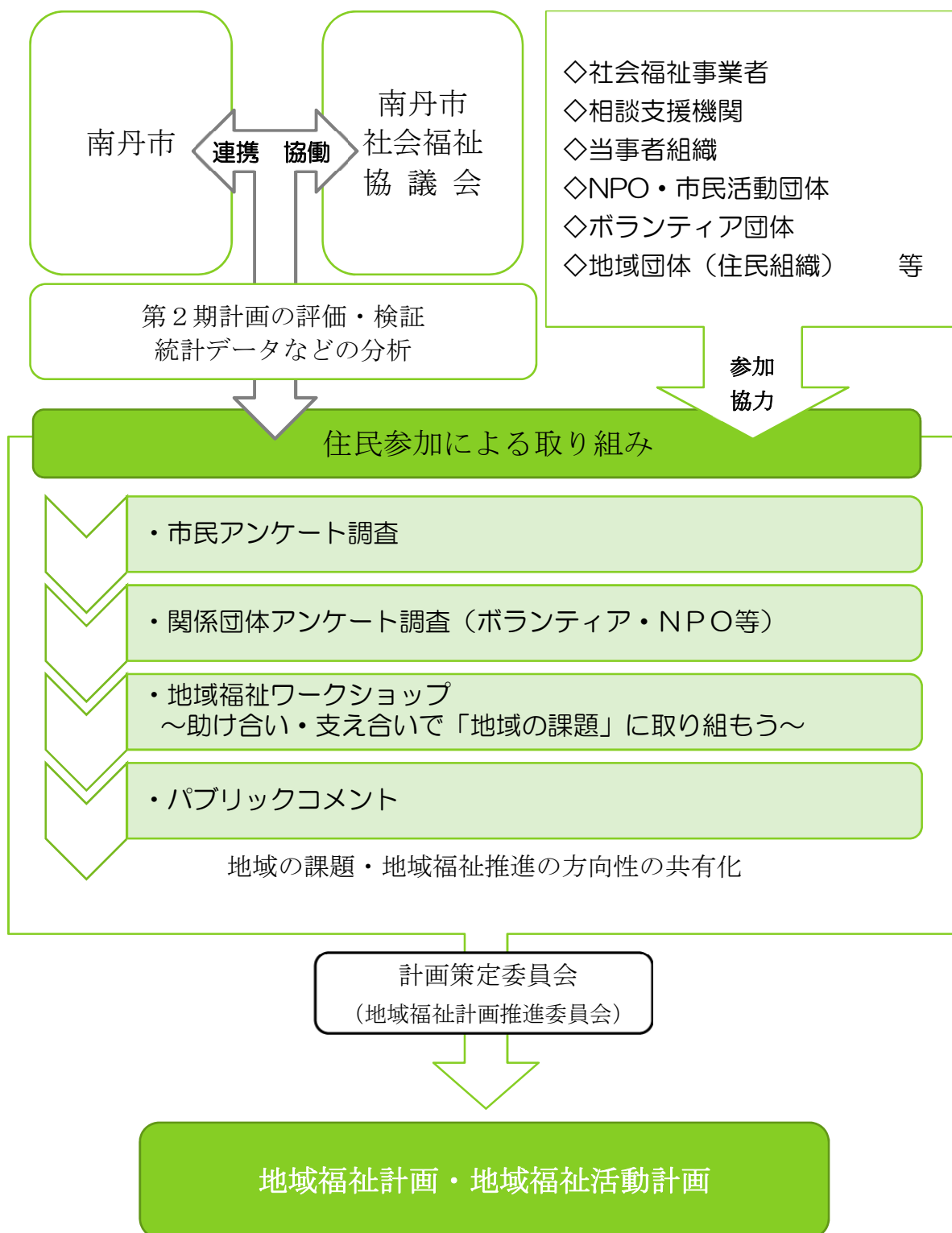
■計画の期間



(3) 計画の策定体制

計画の策定にあたって、住民の意見・意向を十分に把握し、地域の主要な課題や特性を明らかにした上で計画の策定をすすめるため、様々な調査・分析などを実施しました。

■第3期 南丹市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の体制



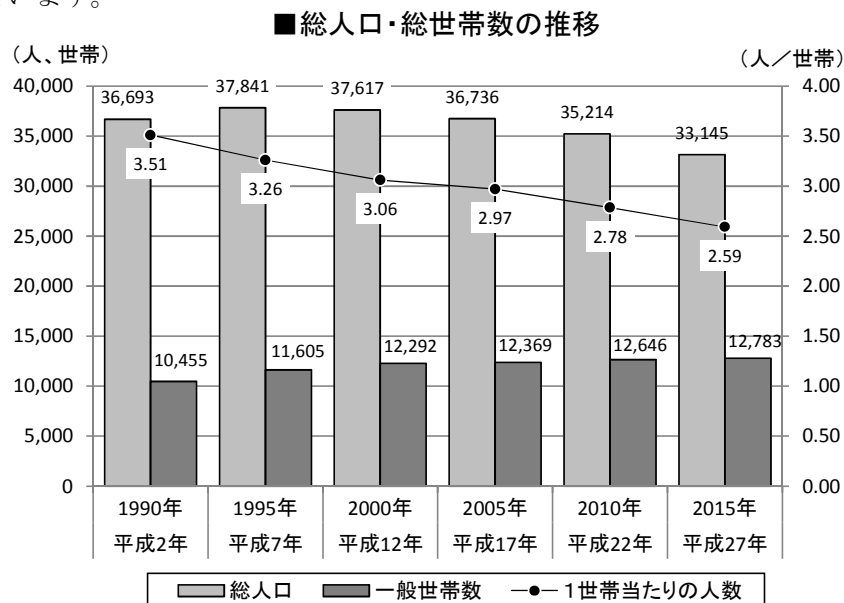
第2章 南丹市の現状と課題

1. 統計データからみる地域特性と課題

(1) 人口・世帯（南丹市全体）

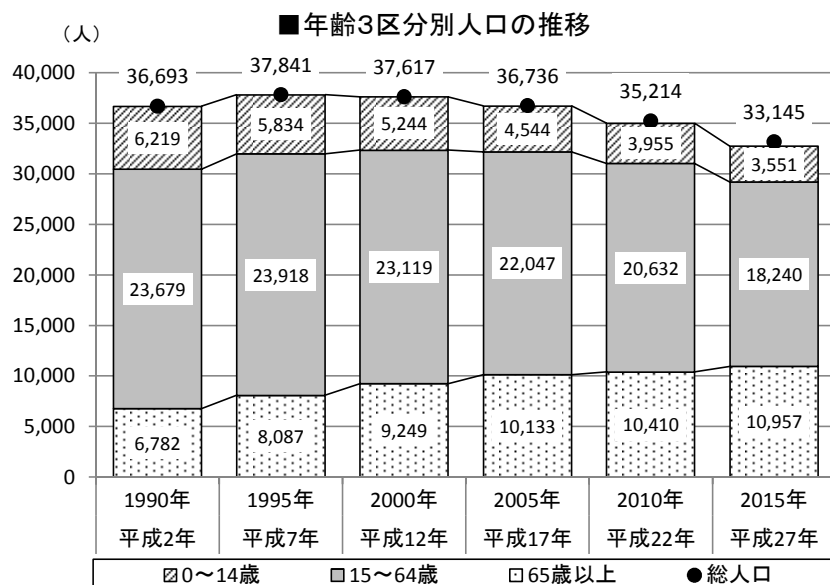
1995年（平成7年）から2015年（平成27年）までの近年20年間の人口の推移をみると、一貫して減少傾向を示し、約4,696人（1995年（平成7年）比で約12.4%減）減少しています。

一方で、総世帯数が増加していることから1世帯当たりの人数は減少しており、1990年（平成2年）の3.51人／世帯から2.59人／世帯となっており、25年間で1世帯当たりの人数は1人／世帯程度減少しています。

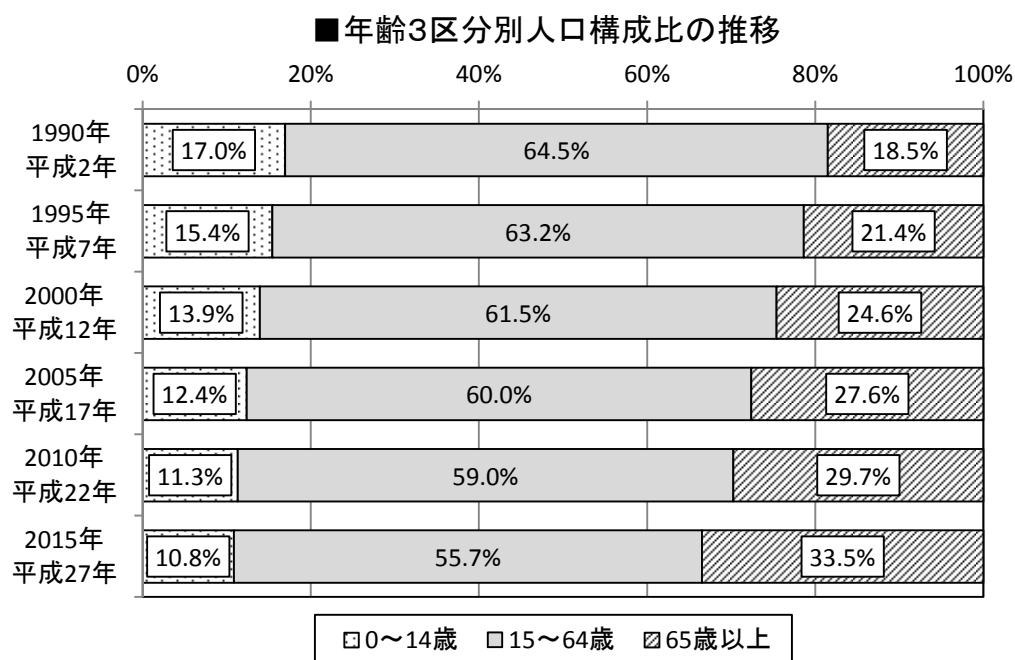


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

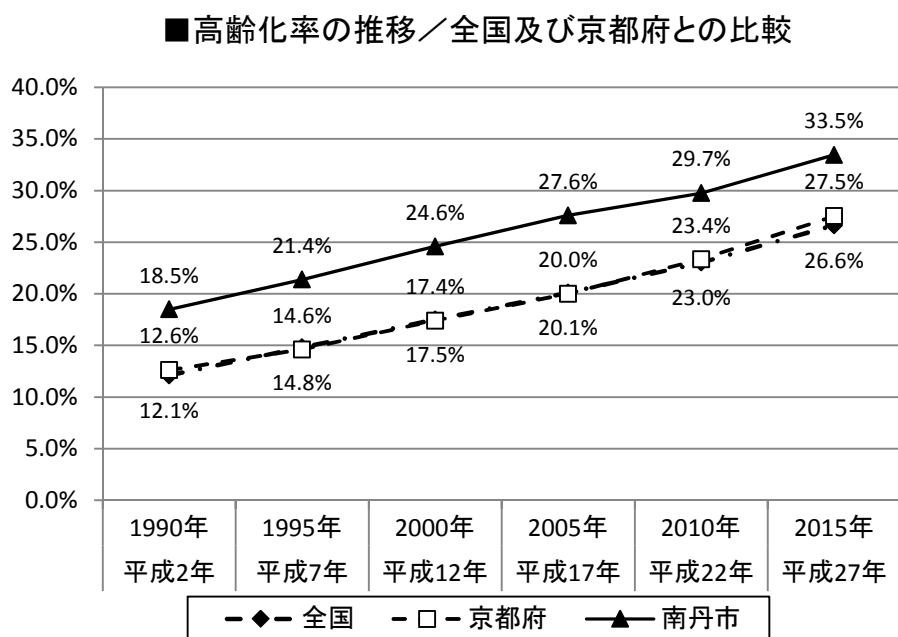
年齢3区分別人口の推移をみると、65歳以上の高齢者のみ増加しており、年少人口及び生産年齢人口は減少しています。年齢3区分別人口の構成比をみると、25年前の1990年（平成2年）には高齢化率が18.5%であったのに対し、現在は33.5%と15ポイント増加しており、3人に1人が高齢者となっています。なお、高齢化率は、全国で26.6%、京都府で27.5%となっており、南丹市では6～7ポイント程度高くなっています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）
注）総人口には年齢不詳を含みます。



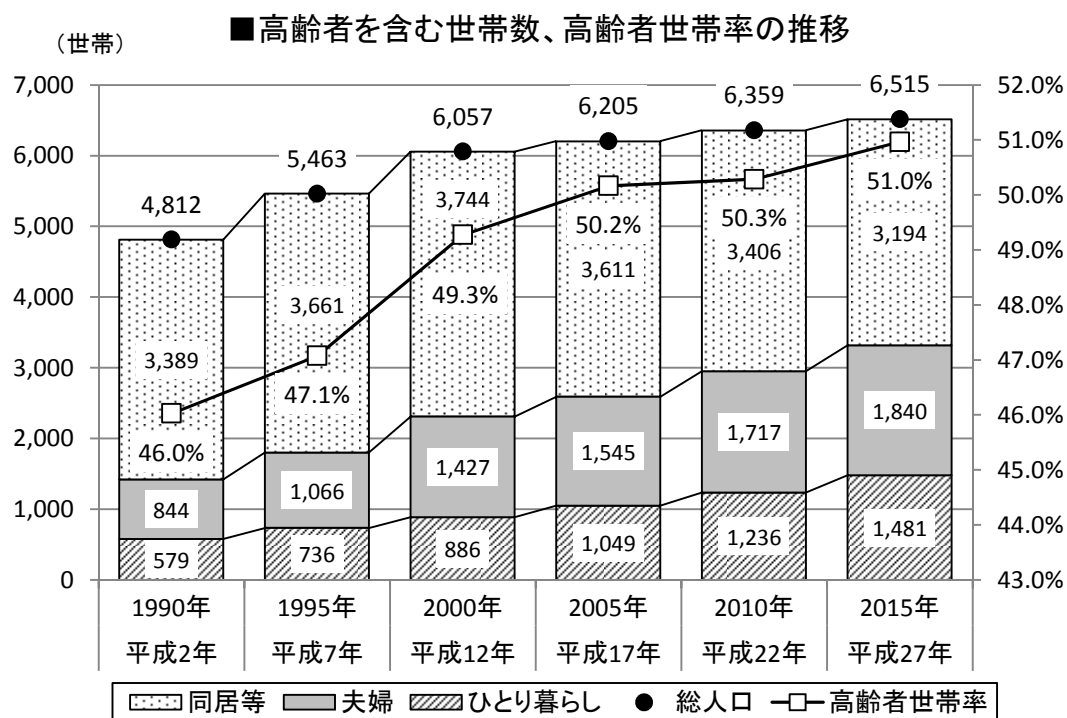
資料：国勢調査（各年10月1日現在）



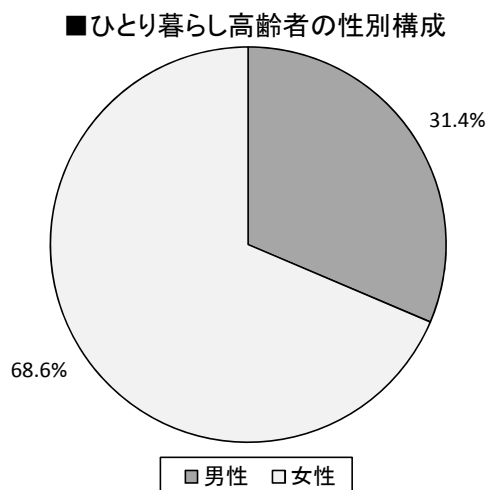
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

65歳以上の高齢者を含む世帯数は2015年（平成27年）で6,515世帯、全世帯に占める高齢者を含む世帯率は51.0%となっており、ここ25年間は一貫して増加しています。また、高齢者を含む世帯のうち、同居等の世帯は減少傾向にあります。また、高齢者のひとり暮らし、夫婦のみの世帯の割合が増加しており、高齢者のみで構成する世帯が約半数を占めています。

また、ひとり暮らしの高齢者世帯のうち、約7割が女性となっています。

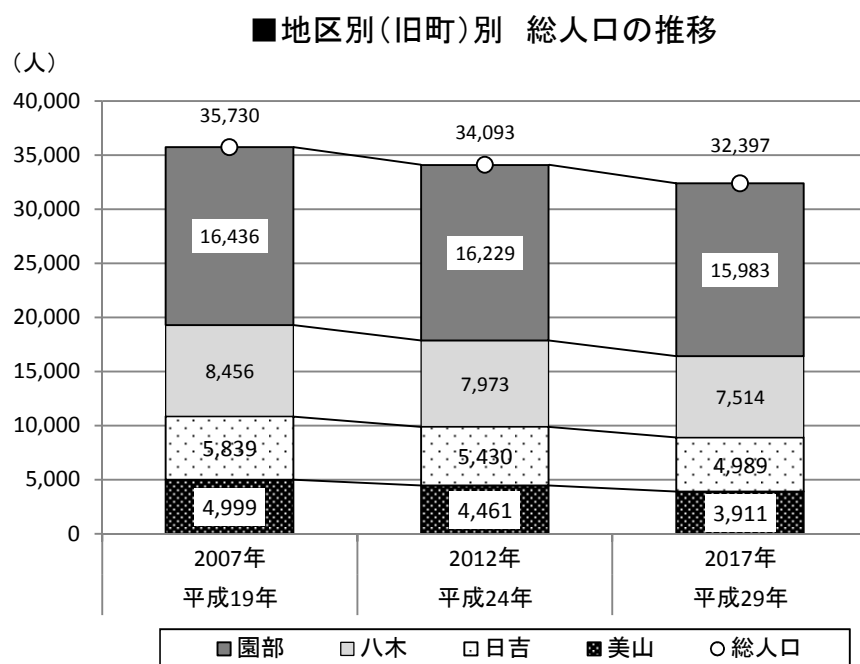


資料: 国勢調査 (各年10月1日現在)



(2) 人口・世帯（地域別）

10年間の地区別の人口の推移をみると、人口減少が少ないのは園部地区（453人減）で、最も減少しているのは美山地区（1,088人減）となっています。

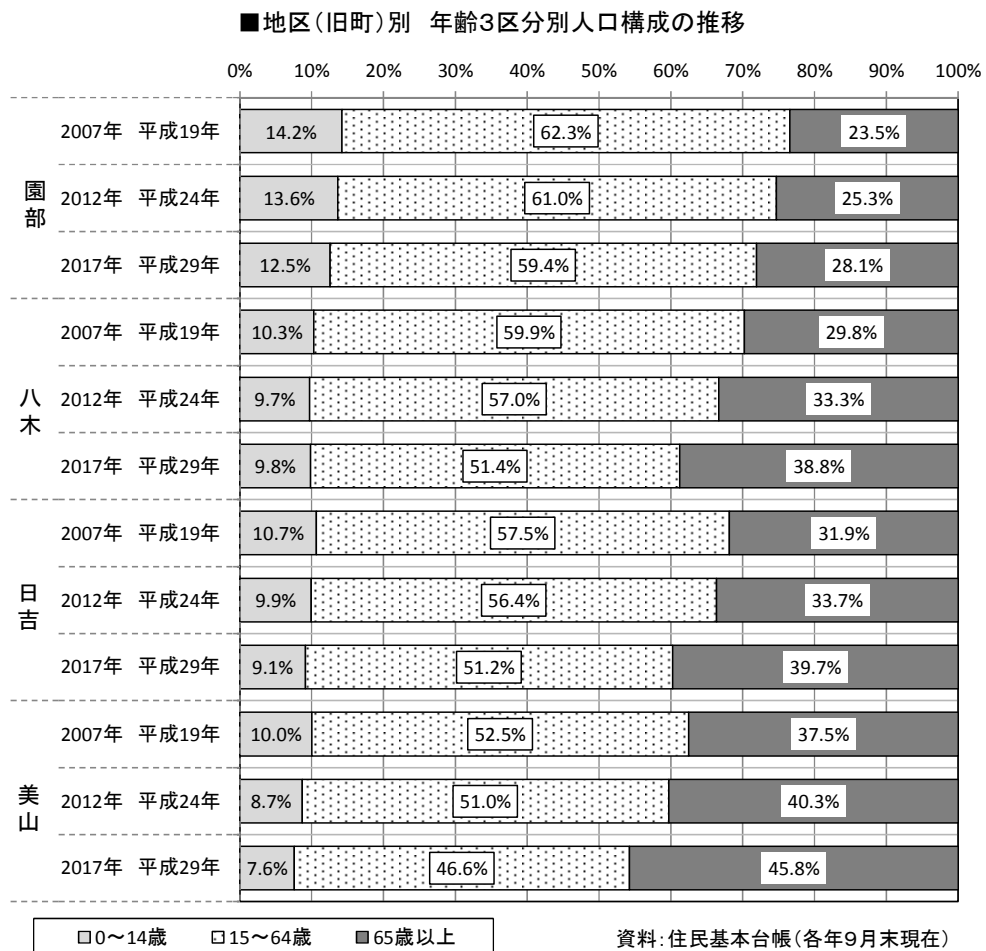
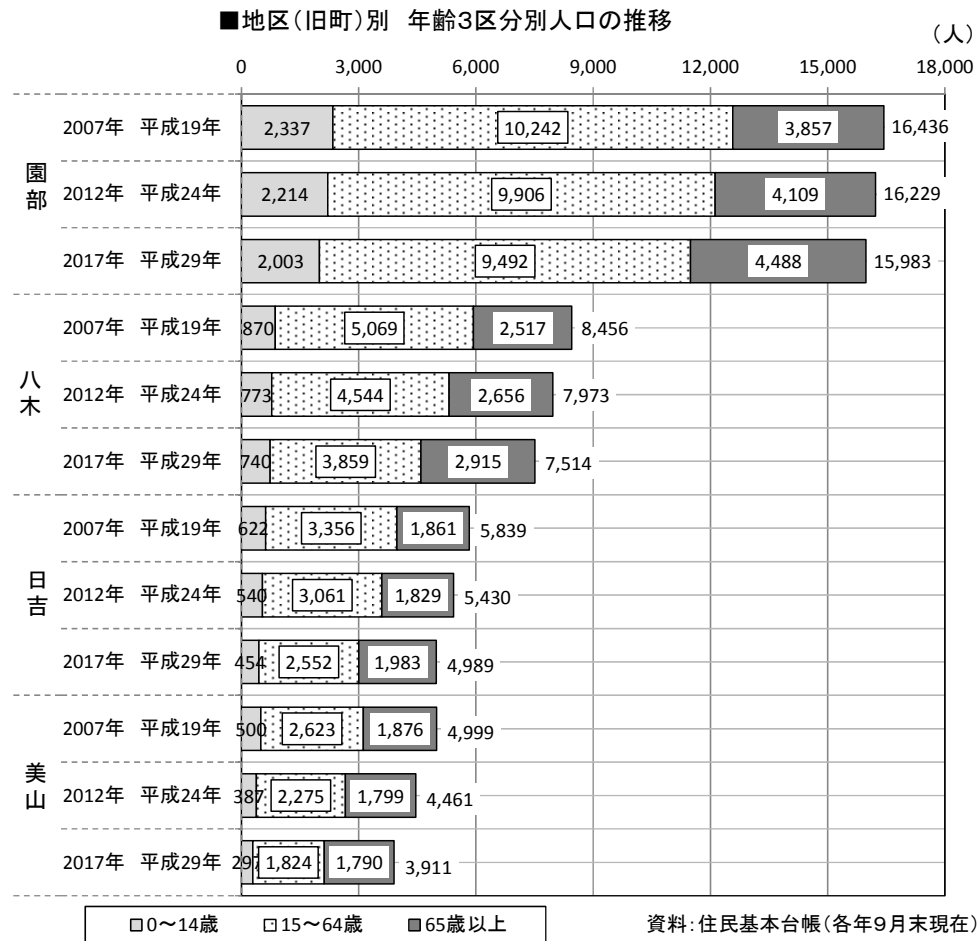


各地区の年齢3区分別人口の推移をみると、園部、八木地区では高齢者数が一貫して増加し、年少人口及び生産年齢人口が減少しています。

日吉地区では、年少人口及び生産年齢人口は減少していますが、高齢者は2007年（平成19年）から2012年（平成24年）の5年間では減少したものの、2017年（平成29年）には再度増加し、2007年（平成19年）と比べても増加しています。

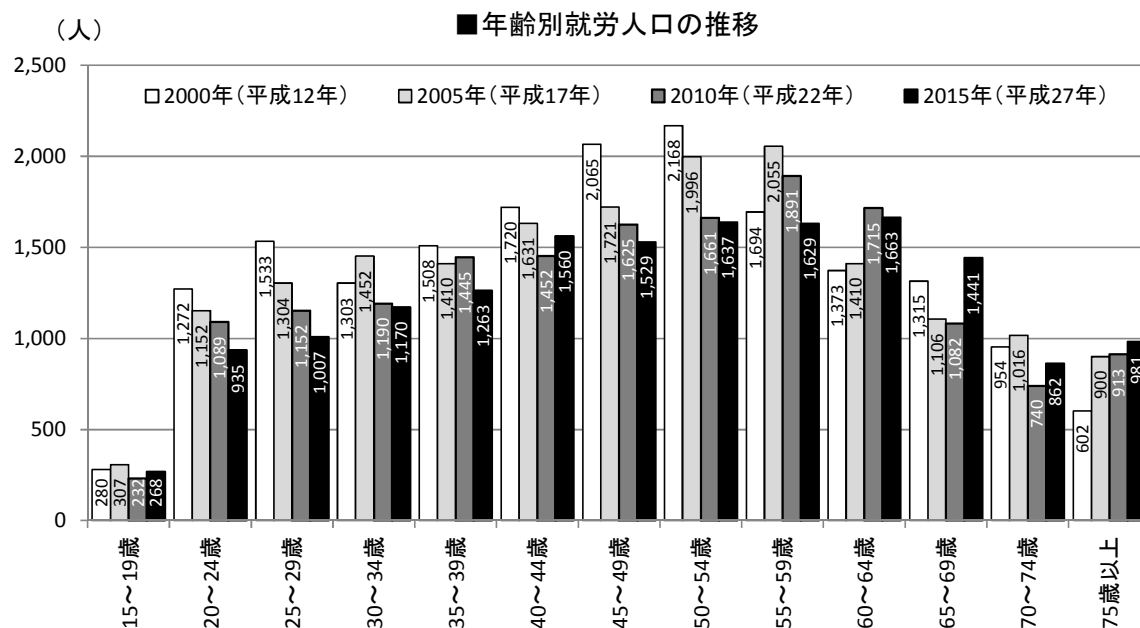
美山地区では、いずれの年代も減少しています。

いずれの地区も高齢化率が増えていますが、園部地区では近年10年間で4.6ポイント増であるのに対し、八木地区では9.0ポイント増となっています。



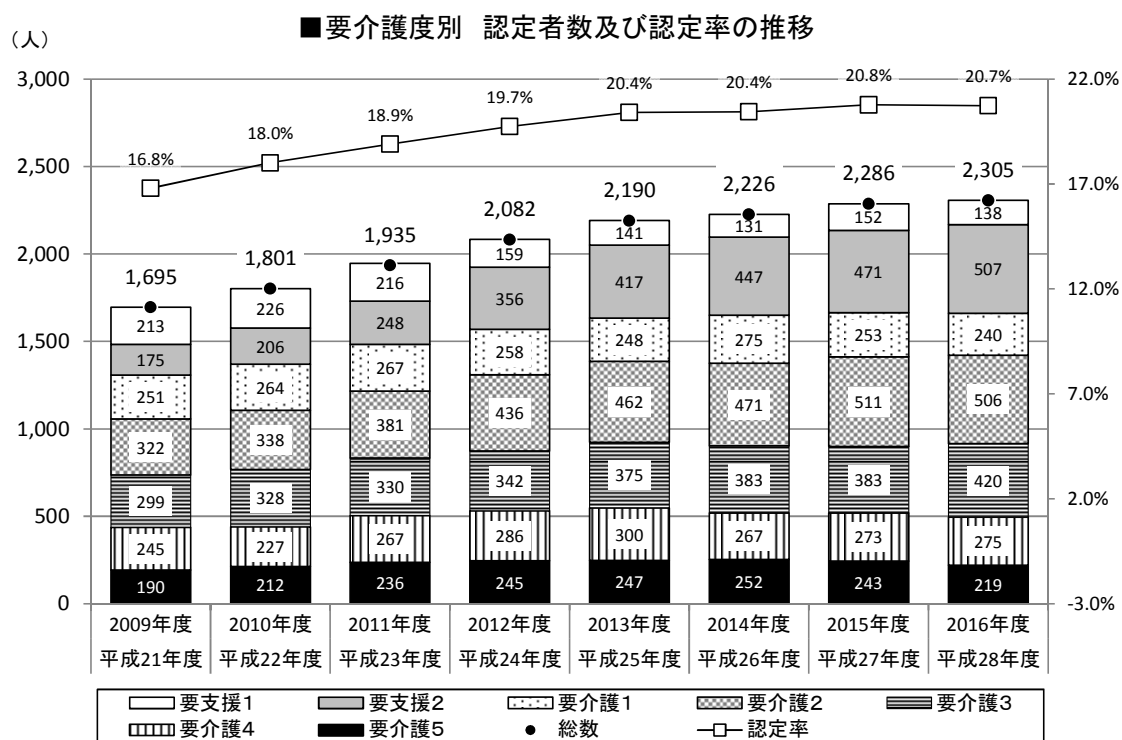
(3) 年齢別就労人口

20～50代の就労人口が減少している一方、60歳以上の就労人口は増加しています。
65～69歳の就労人口は1,441人で、10～30代の各区分の就労人口よりも多くなっています。



(4) 要介護認定者数

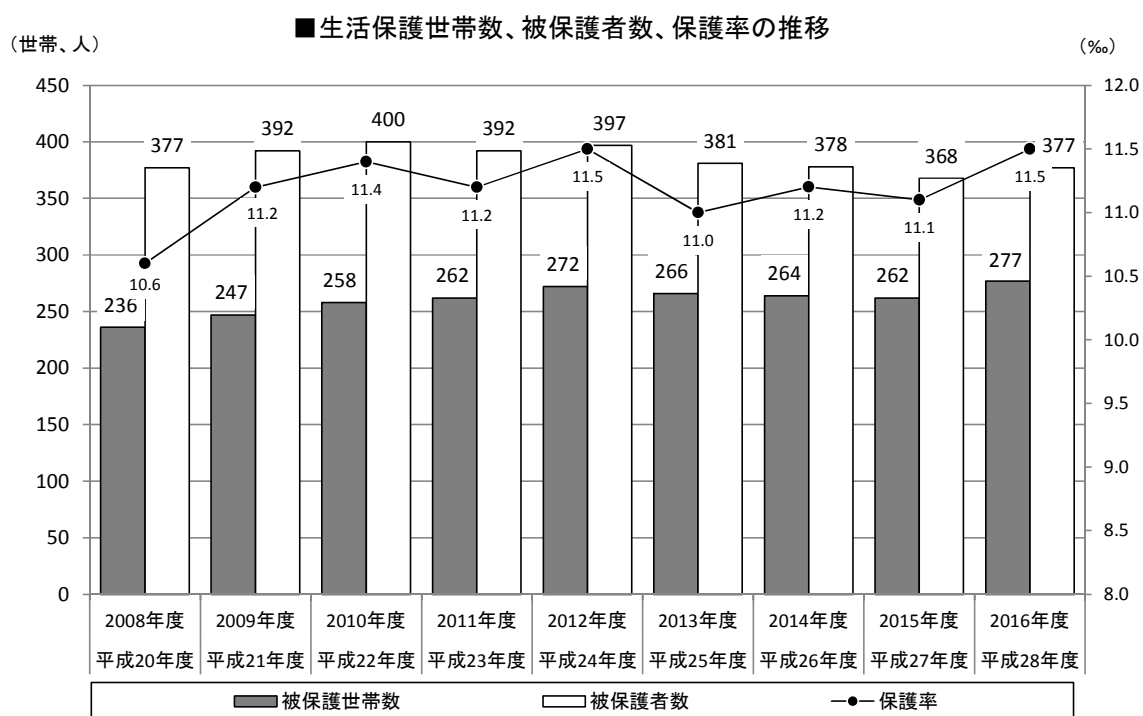
2009年(平成21年)度から2016年(平成28年)度までの要介護(要支援)認定者数の推移をみると、一貫して増加しています。内訳をみると要支援2、要介護2、要介護3の割合の増加が大きくなっている一方、要支援1や要介護5の割合は減少しています。



資料:介護保険事業状況報告年報(各年度末現在) 2016年(平成28年)度は、2017年(平成29年)3月月報値

(5) 生活保護の状況

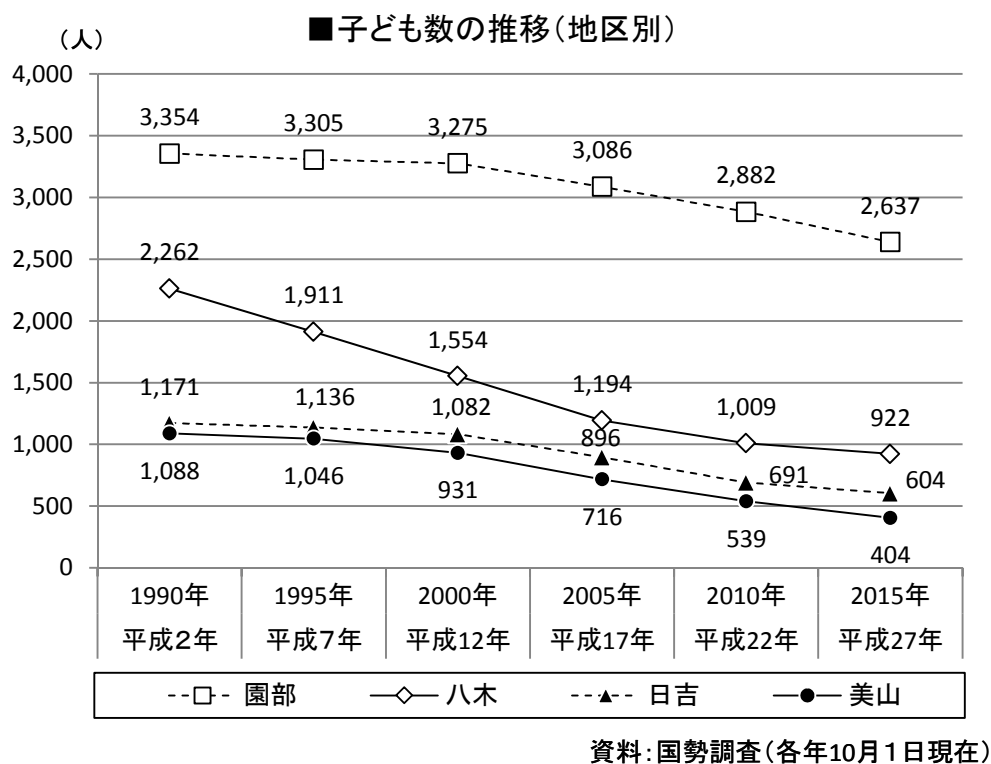
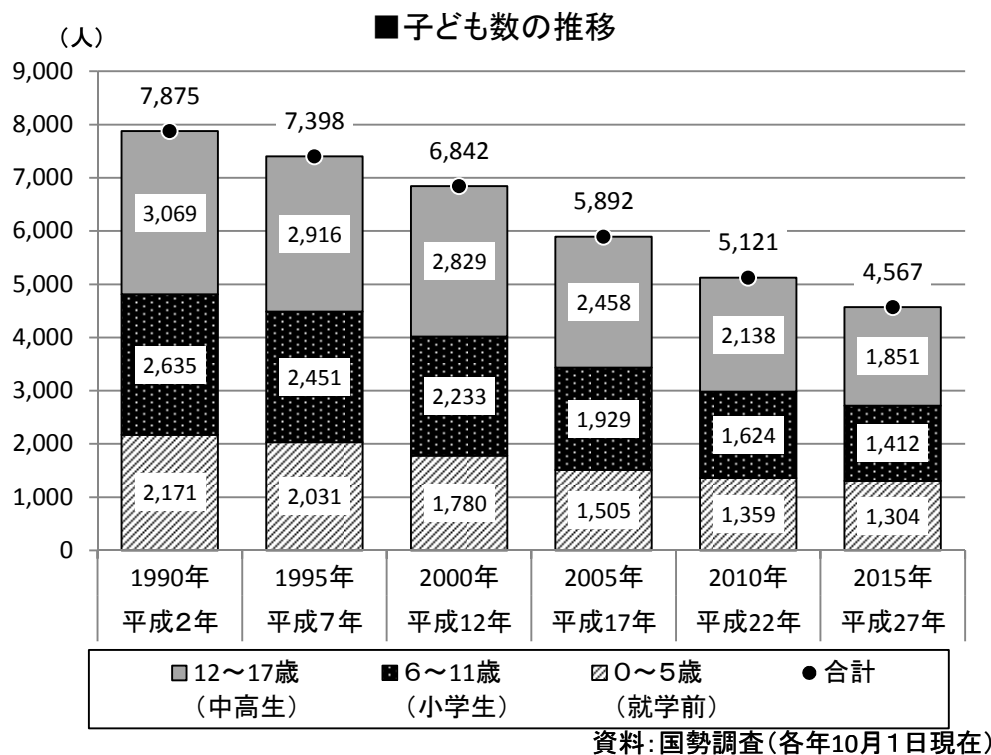
被保護者数及び保護率の推移は、増減を繰り返しほぼ横ばいで推移していますが、生活保護世帯数はわずかながら増加傾向にあります。



資料：社会福祉課(各年 月平均) ※2016年(平成28年)度は、2017年(平成29年)1月までの平均値

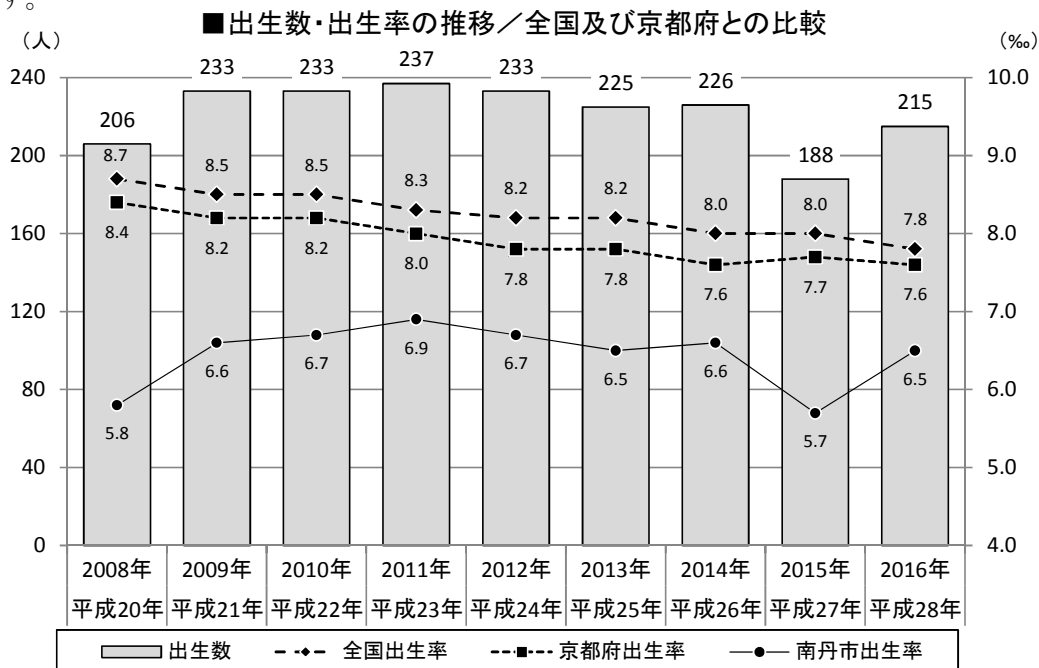
(6) 子ども（0～17歳）の状況

1990年（平成2年）からの25年間の子どもの数の推移をみると、3,308人減（約42.0%減）となっています。地区別にみると、園部地区を除く3地区では、近年25年間でおよそ半数に減少しています。



出生数及び出生率の推移は、2008 年（平成 20 年）からの 8 年間はほぼ横ばいとなっていますが、2015 年（平成 27 年）に減少しています。

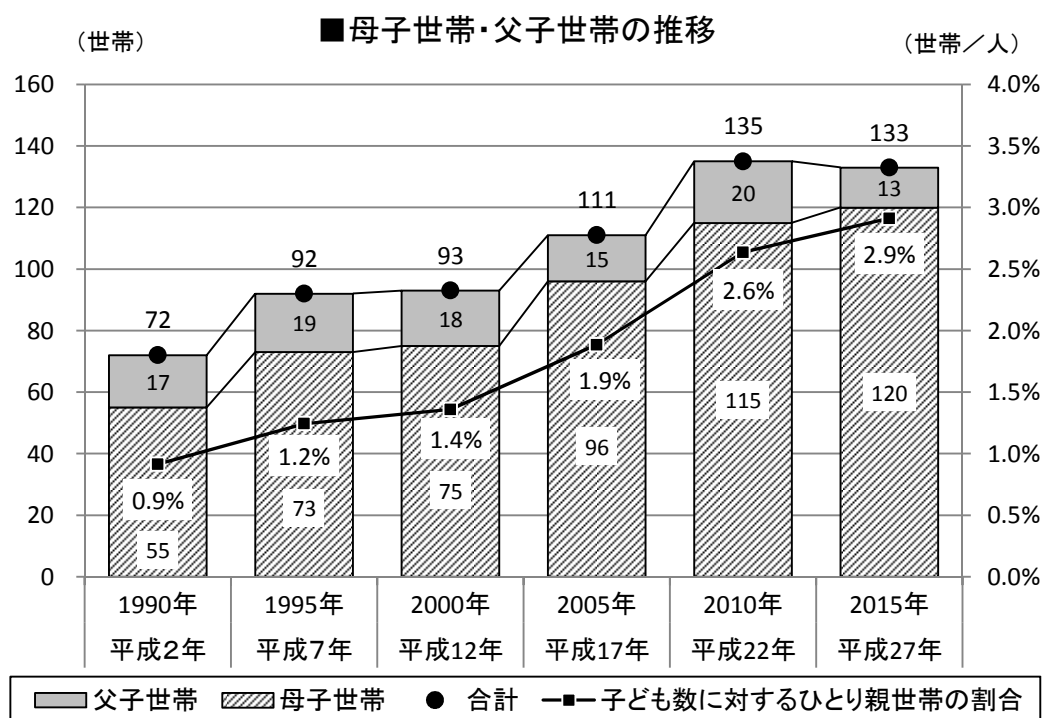
全国及び京都府と比較してみると、全国の出生率が 7.8、京都府 7.6 で、南丹市は低い値となっています。



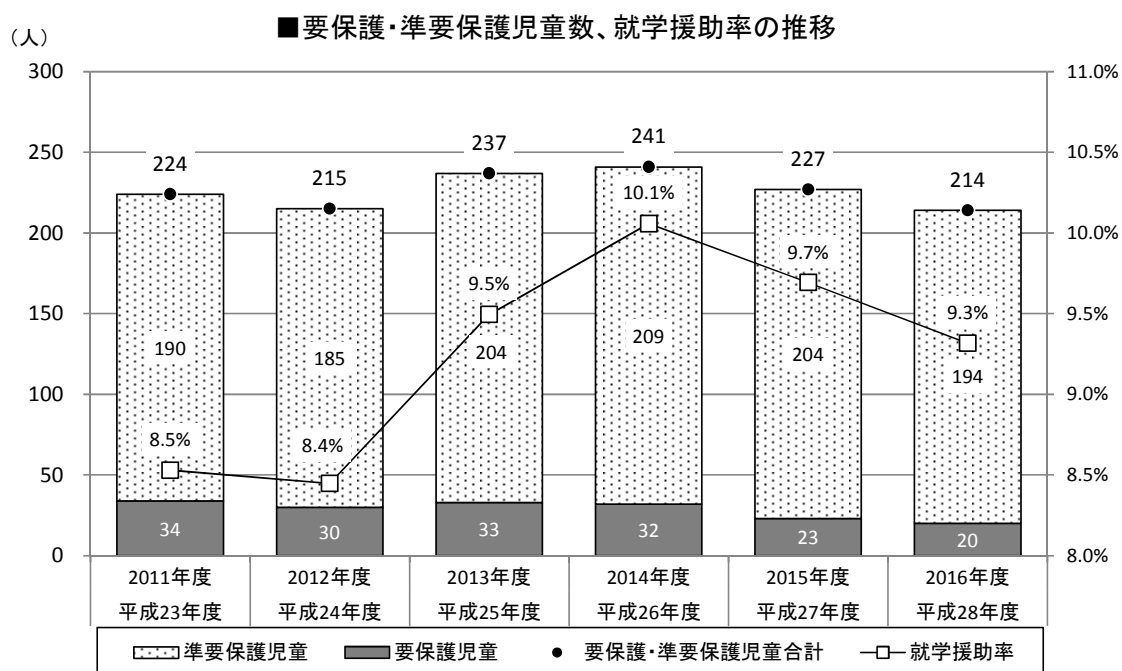
1 人の女性が一生に生む子どもの平均人数である「合計特殊出生率」とは異なる。

ひとり親世帯の推移をみると、2010 年（平成 22 年）までは増加しており 2015 年（平成 27 年）にはわずかながら減少しています。一方、子どもの数に対するひとり親世帯の割合は増加し続けており、子どもの数の減少に伴い、ひとり親世帯の数も減少したものと考えられます。

また、ひとり親世帯の多くは母子家庭であり、父子家庭の推移はほぼ横ばいとなっています。



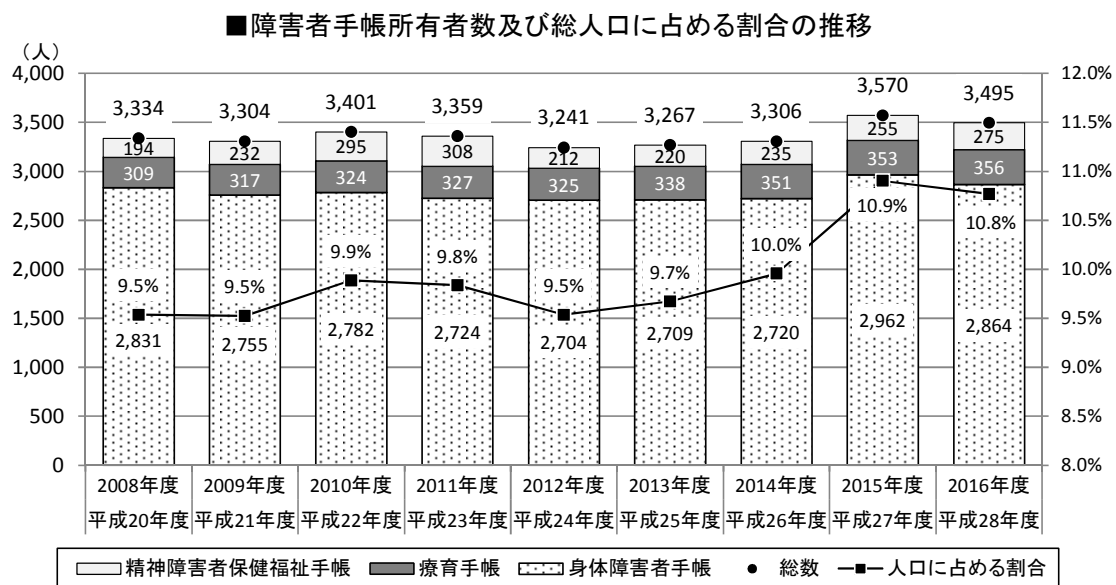
要保護（準保護）児童数の推移をみると、概ね横ばいとなっており、就学援助率は、2014年（平成26年）度の10.1%をピークに減少し、2016年（平成28年）度では9.3%となっています。



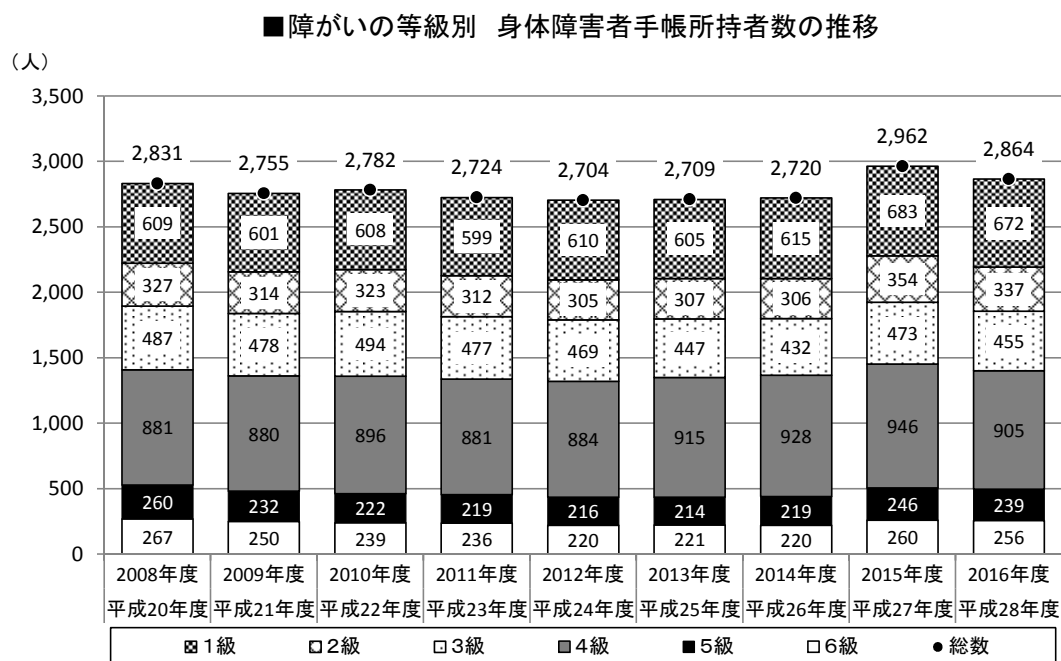
資料：児童生徒数は、学校基本調査（各年5月1日現在）

(7) 障害者手帳所持者の状況

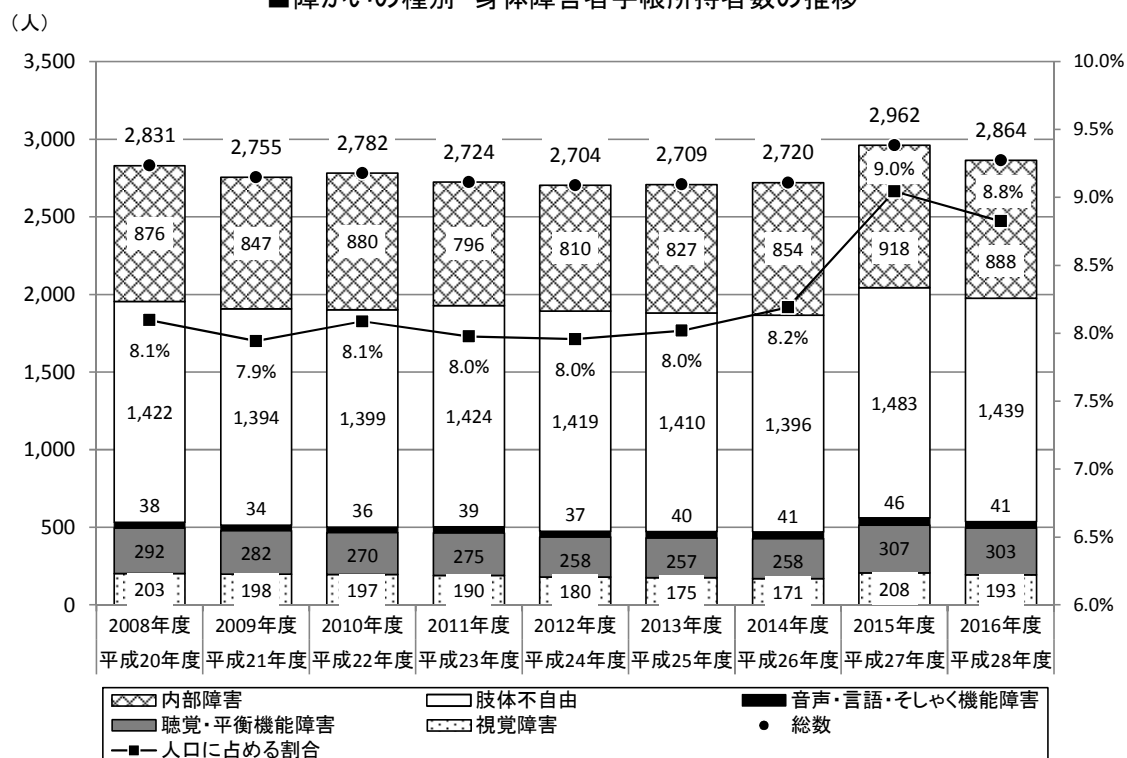
障害者手帳所持者数の推移をみると、増減を繰り返しほぼ横ばいで推移しており、身体障害者手帳所持者が約 82%を占めています。



身体障害者手帳所持者数の推移をみると、増減を繰り返しほぼ横ばいで推移しており、2016年（平成28年）には2,864人となっています。



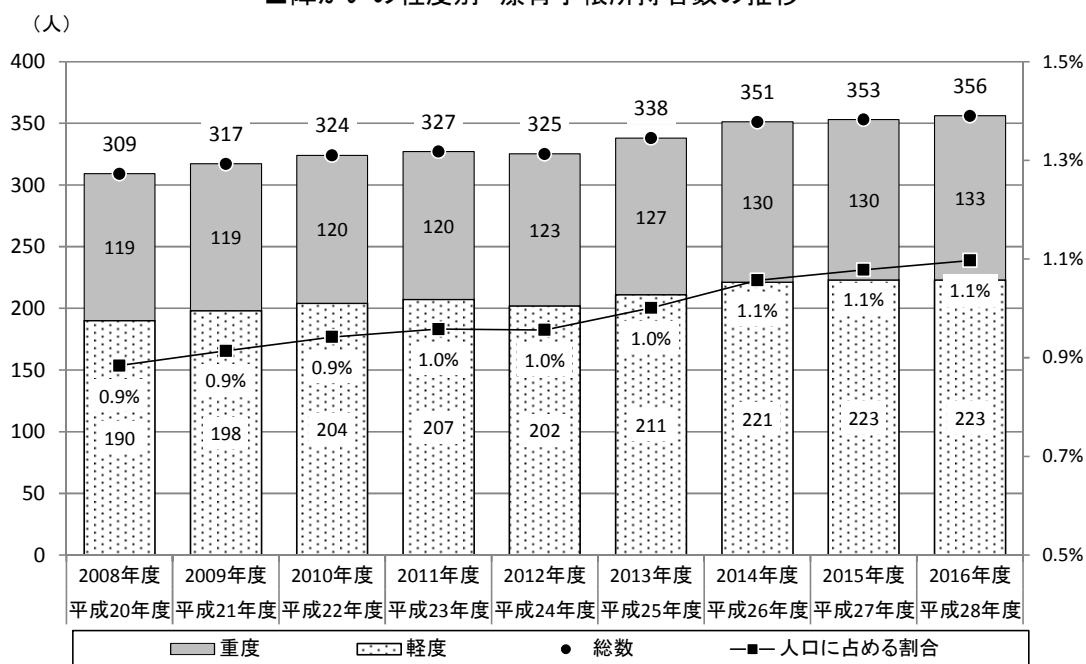
■障がいの種別 身体障害者手帳所持者数の推移



資料: 身体障害者手帳は京都府統計資料(各年度末現在)
 総人口に占める割合は、住民基本台帳(各年度末現在)

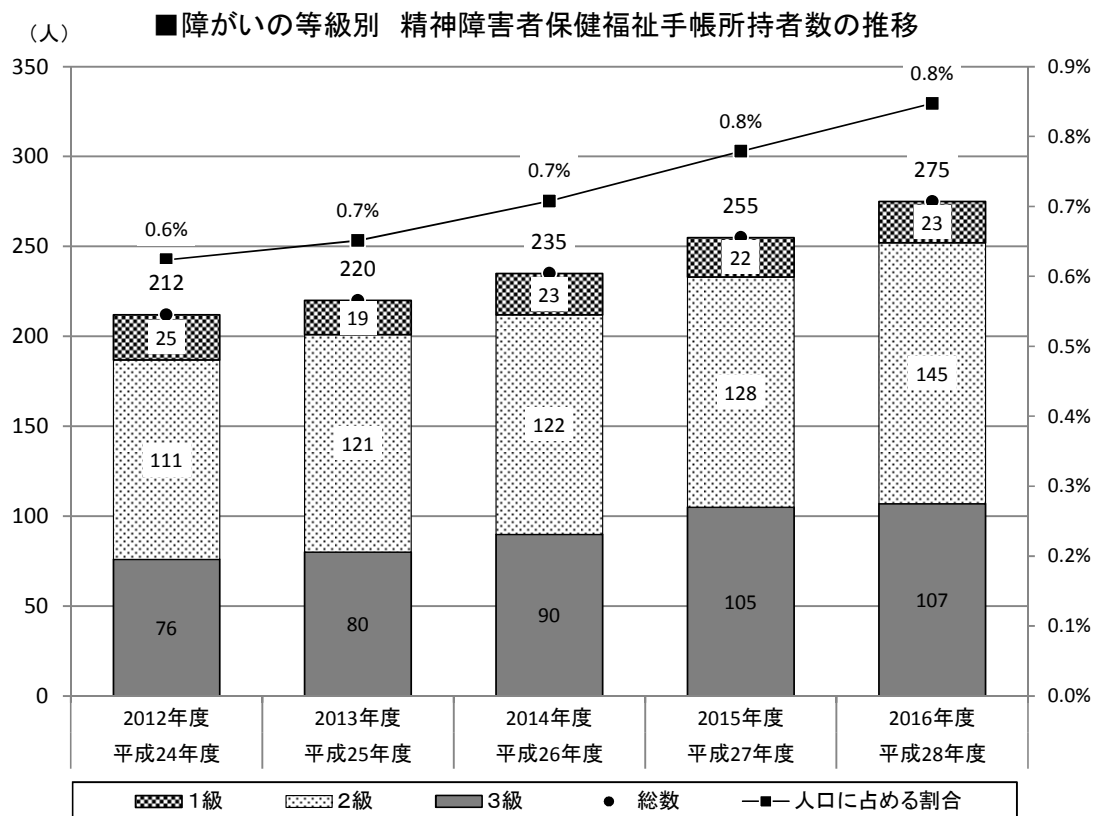
療育手帳所持者数の推移をみると、年々微増しており、2016年(平成28年)には356人となっています。

■障がいの程度別 療育手帳所持者数の推移



資料: 社会福祉課(各年度末現在)
 総人口に占める割合は、住民基本台帳(各年度末現在)

2013 年（平成 25 年）からの精神障がい者の推移をみると、年々増加傾向にあり、2016 年（平成 28 年）には 275 人となっています。



資料：社会福祉課（各年度末現在）
総人口に占める割合は、住民基本台帳（各年度末現在）

2. アンケート結果からみる地域特性と課題

(1) 調査概要

計画策定の基礎資料とするため、南丹市に住む18歳以上の方を対象に、「福祉」について、地域との関わり、ボランティア活動、生活上の課題や、これからの福祉のあり方に対する考え方などをアンケートにより調査しました。

(2) 実施方法

- 1) 調査地域 : 南丹市全域
- 2) 調査基準日 : 2016年(平成28年)10月1日
- 3) 調査対象者 : 市内在住18歳以上の住民3,000人(無作為抽出)
- 4) 調査実施時期 : 2016年(平成28年)10月下旬～11月7日
- 5) 配布・回収方式 : 郵送による配布・回収

(3) 配布・回収状況

配布数	3,000 票
回収数	1,295 票
回収率	43.2%

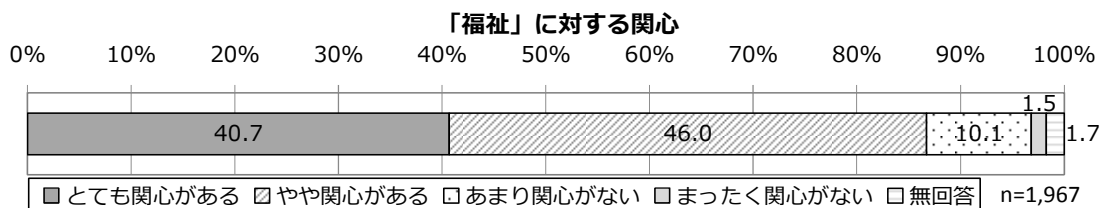
(4) 調査結果の見方

- ◇ グラフにおける“n”は、当該設問に回答すべき者(回答対象者)の人数を示しています。
- ◇ 集計結果のグラフ・表における“無回答”は、当該設問への無回答の他、回答規則違反(例えば、単数回答の設問における複数回答など)の件数(票数)を示しています。
- ◇ 数表やグラフにおいては、原則として各集計数の総回答対象者数に対する比率を表示しています。
- ◇ 集計は、小数点第2位以下を四捨五入して算出しているため、合計が100%にならない場合があります。
- ◇ 各設問の選択肢等について、その意味を損なわない程度に表現を簡略化している場合があります。

(5) 結果概要

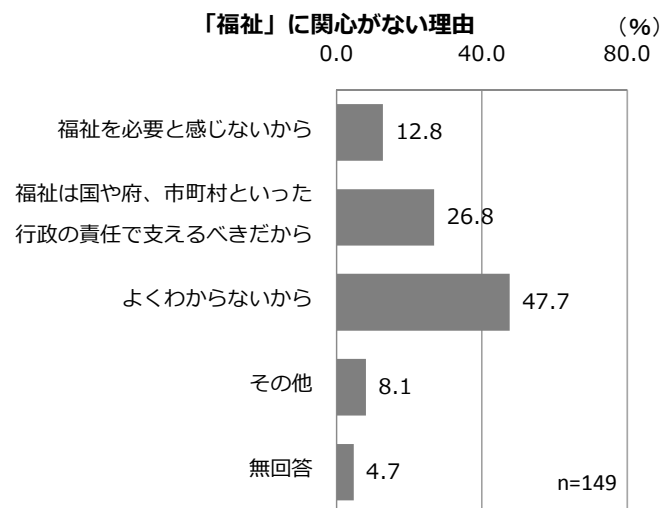
■「福祉」に対する関心

- 「福祉」に対して 86.7%の方が関心を持っています。
- 特に関心が高いのは、高齢者福祉分野への関心が高くなっています。障がい者、生活困窮者への福祉についても全世代で約3割の方が関心を持っています。子どもに関する福祉は18～49歳の年齢区分で関心が高くなっています。
- 「福祉」への関心がない方は、「よくわからないから」という理由で関心が低くなっています。



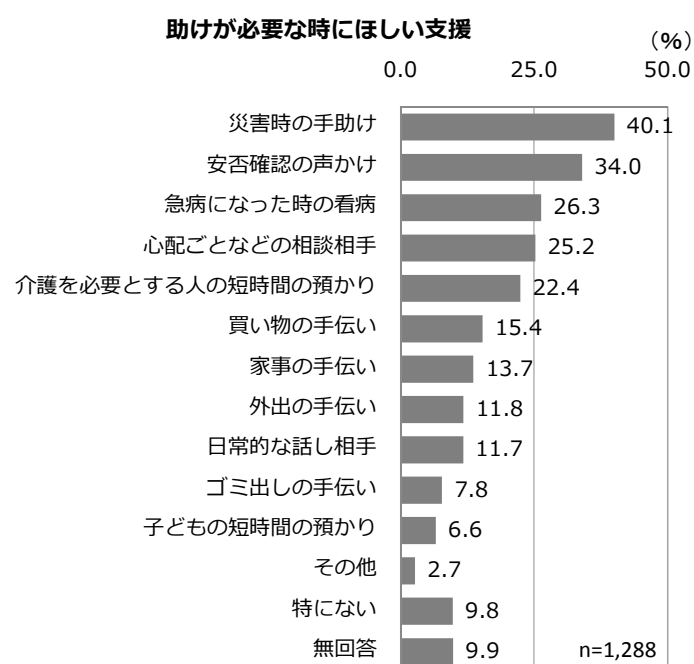
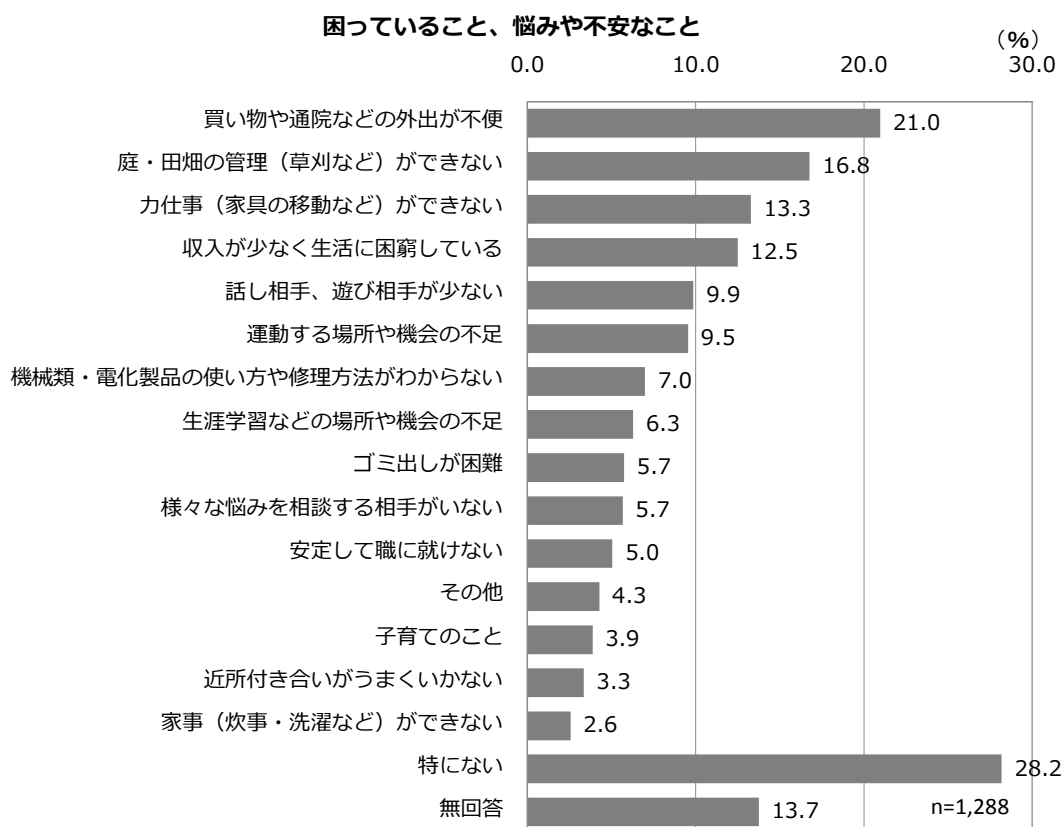
■ 関心のある「福祉」

	子どもに関する福祉	高齢者に関する福祉	障がい者（児）に関する福祉	生活困窮者に関する福祉	1～4以外の支援を要する人に関する福祉	その他	無回答
全体	35.1	83.6	34.4	28.8	8.3	0.9	1.3
18～29歳	69.5	57.6	30.5	23.7	8.5	5.1	0.0
30～49歳	72.0	74.3	38.9	26.9	8.6	0.6	0.0
50～64歳	34.7	86.5	42.0	31.3	10.1	0.0	0.7
65～74歳	28.6	88.5	33.5	32.7	7.4	1.5	1.1
75歳以上	14.6	87.3	26.9	25.1	7.1	0.6	3.1



■生活上の課題

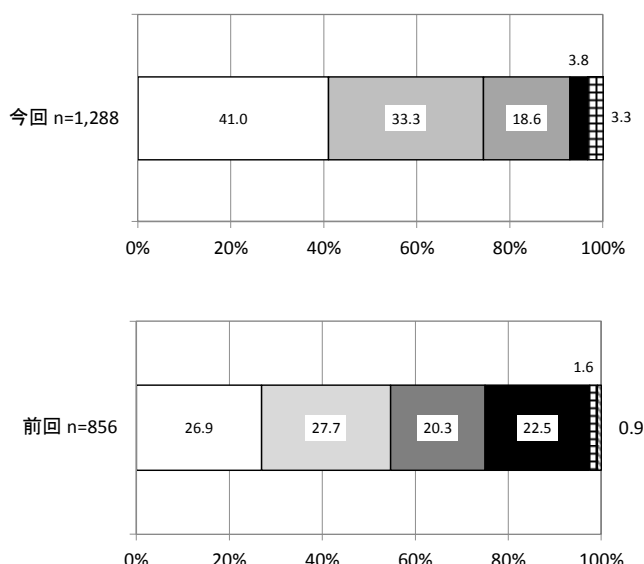
- 困っていることや悩み不安なことについては、「特にない」が最も多くなっています。また、「買い物や通院などの外出」に困っている方が多く、地区別にみると日吉地区で31.2%、美山地区で30.5%であるのに対し、園部地区では17.9%、八木地区では14.1%となっており地区により差が生じています。
- 助けが必要な時にほしい支援としては、「災害時の手助け」が最も多く、次いで「安否確認の声かけ」となっており、生命に関わる部分での助けが多くなっています。



■地域との関わり

- 近所の人との付き合いの程度では、「親しいお宅がある」方は、前回の類似回答と比較して、7.0ポイント減少しており、困った時の相談先の「隣近所」の割合も5.3ポイント減少し、付き合いは減少傾向にあります。
- 付き合いをしない理由は、「関わる機会や時間がないから」が最も多く、今後の付き合いはなるべくしたくないが3.8%であり、多くは、付き合いを深めたい気持ちはあるが、時間や機会が不足している状態にあります。

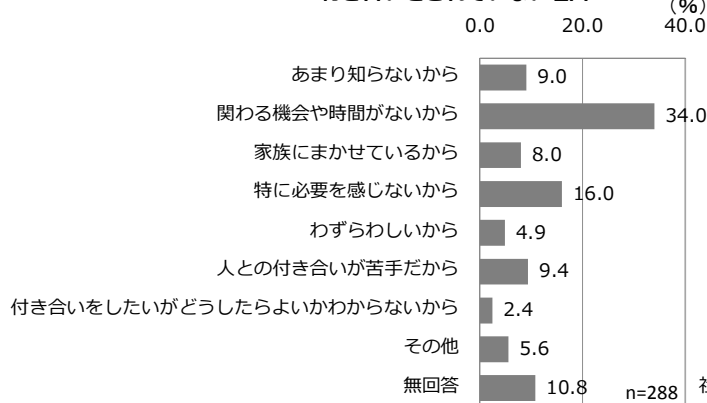
近所の人との付き合いの程度



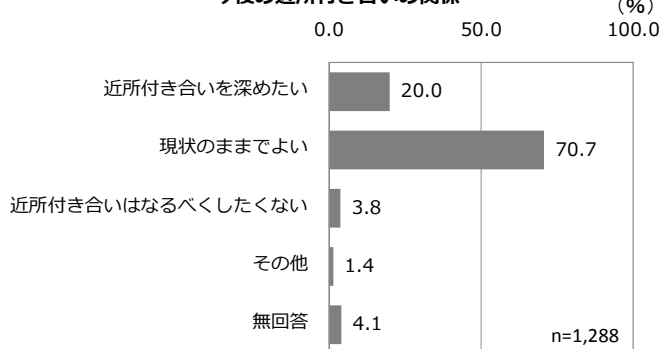
- 困っている時に、相談をしたり、助け合ったりするなど、親しくお付き合いをしているお宅がある
- たまに立ち話をする程度
- 会えばあいさつするが、それ以上の話はしない
- 付き合いがほとんどない
- 無回答

- 家族ぐるみで付き合いしている
- 困っている時に、相談したり助け合ったりする
- 自治会などの行事・会議に行く程度
- 会えばあいさつする程度
- 近所付き合いはほとんどない
- 無回答

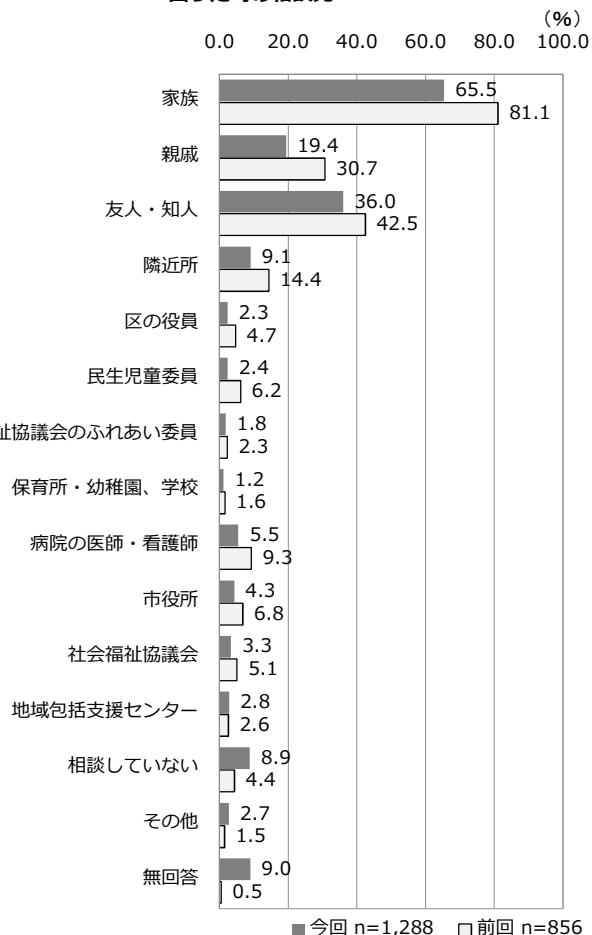
付き合いをされていない理由



今後の近所付き合いの関係



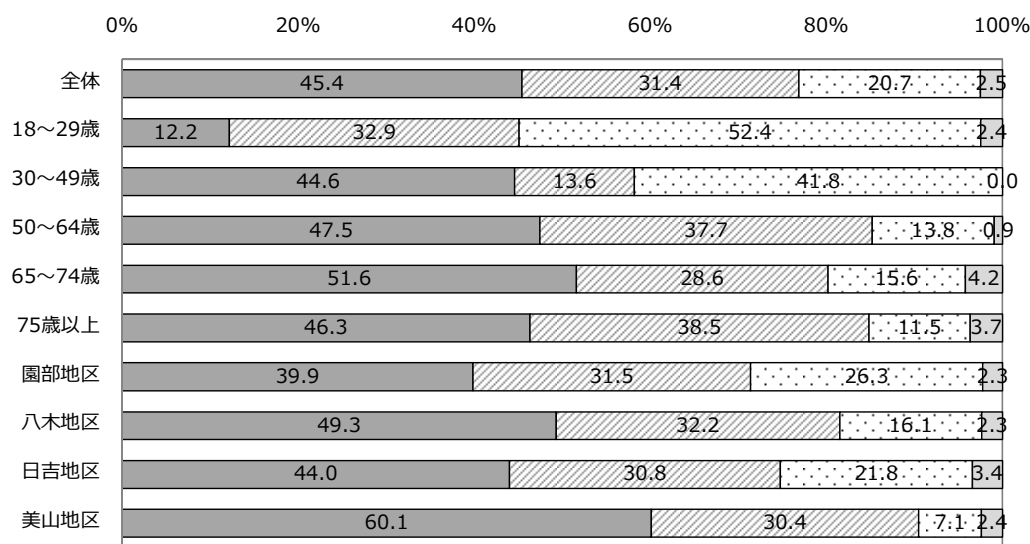
困った時の相談先



■地域活動・ボランティア活動

- 地域活動は維持、ボランティア活動は参加者が減少傾向となっています。年齢別にみると、18～29歳での参加が少なく（12.2%）、地区別にみると美山地区での参加が多くなっています（60.1%）。
- 地域活動に参加していない理由は、18～49歳では「忙しくて時間がないから」が最も多く、50～74歳では「役回りが終わったから」が最も多くなっています。勤務などで参加しにくい若い世代に対しても、時間をかけずに参加できる取り組みを検討していく必要があります。

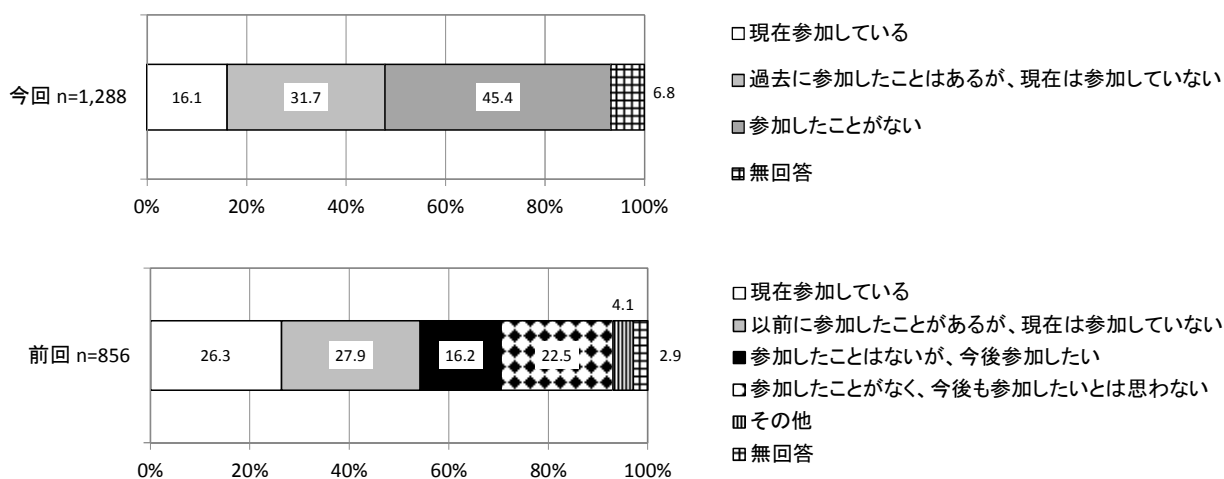
地域活動の状況



n=1,288

■ 現在活動している □ 過去に活動したことはあるが、現在は活動していない □ 活動したことがない □ 無回答

ボランティア活動の参加状況

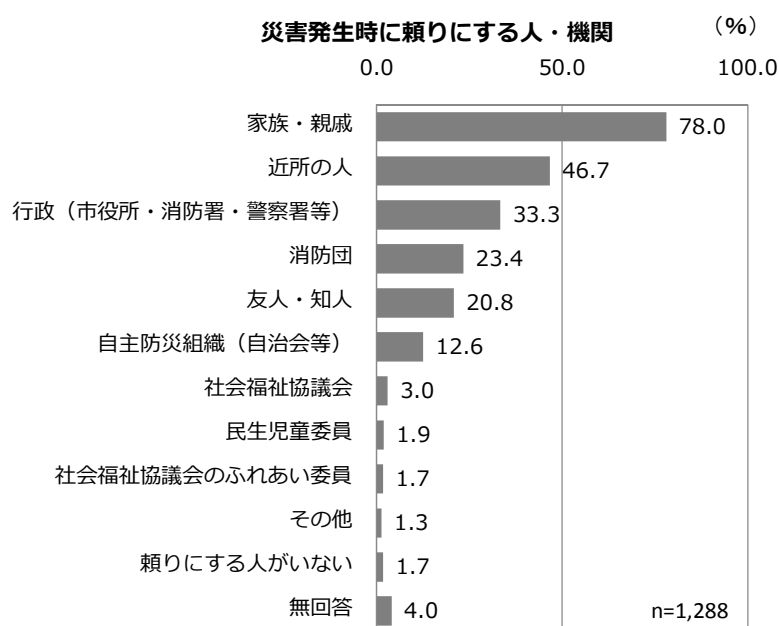
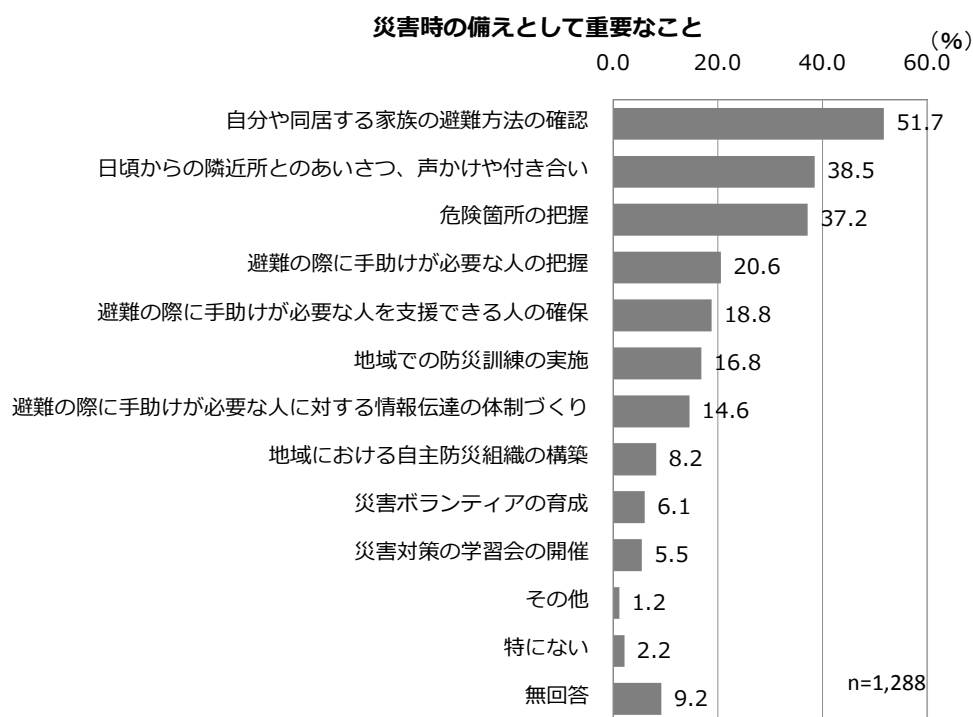


■活動をしていない理由

	忙しくて時間がないから	役回りが終わったから	勤務の都合で地域と関わるできないから	体調がすぐれないから	必要性を感じないから	付き合いがわずらいから	家族の理解がないから	参加方法がわからないから	知り合いがいらないから	その他	無回答
全体	23.2	32.6	12.4	17.6	7.2	7.2	0.1	5.8	5.5	11.6	15.5
18～29歳	45.7	8.6	12.9	1.4	10.0	5.7	0.0	8.6	8.6	5.7	22.9
30～49歳	35.6	16.1	20.3	1.7	11.9	13.6	0.0	11.0	11.9	3.4	19.5
50～64歳	29.3	53.7	22.6	9.8	4.3	4.9	0.0	6.1	4.3	8.5	7.9
65～74歳	16.2	47.8	5.1	16.2	8.1	5.9	0.7	5.1	5.9	8.8	15.4
75歳以上	6.7	21.9	2.8	42.1	4.5	6.2	0.0	1.7	1.1	24.7	17.4

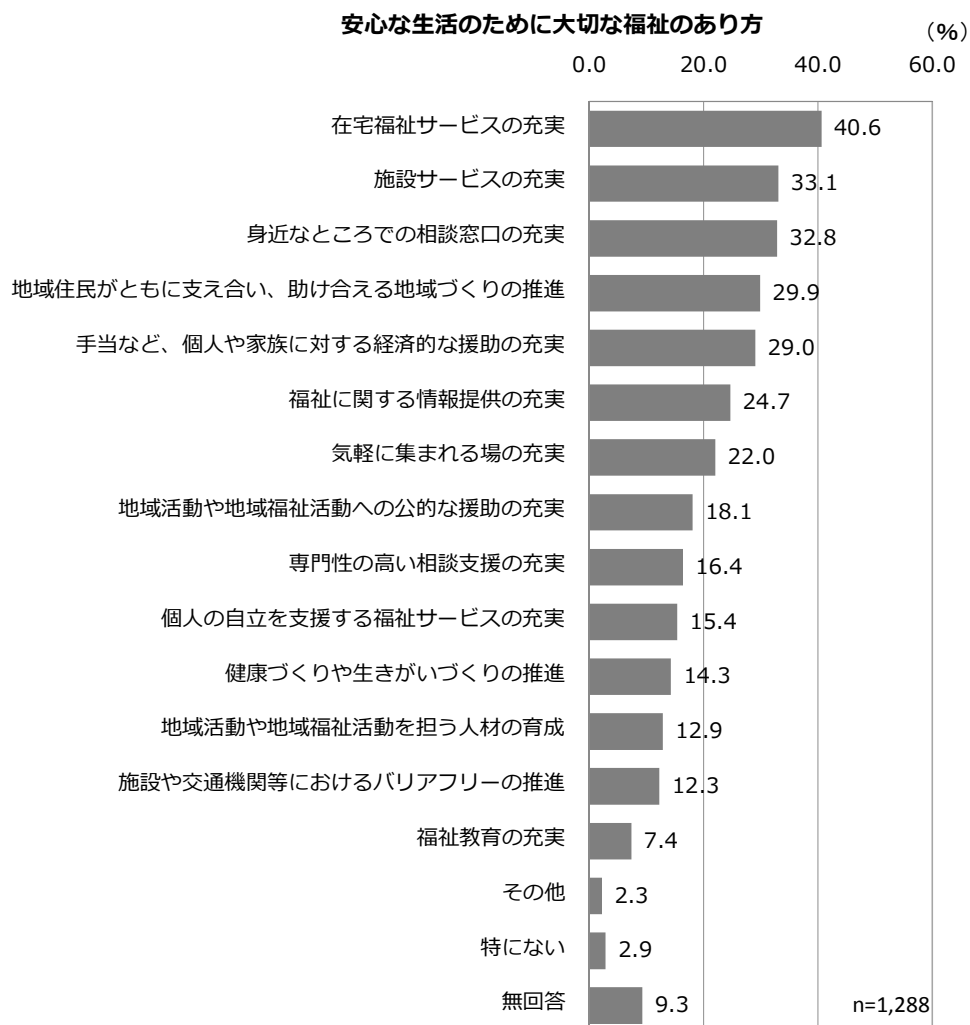
■災害時の助け合い

- 災害時の備えとして重要なことは、「避難方法の確認」が最も多く、それに次いで、「日頃からの隣近所とのあいさつ、声かけや付き合い」が38.5%、「危険箇所の把握」が37.2%となっています。
- 災害発生時に頼りにする人・機関は、家族以外に「近所の人」46.7%、「行政」33.3%、「消防団」23.4%となっています。
- 隣近所とのあいさつや付き合いなどを災害への備えとして重要なこととして認識しており、近所の人を頼りにもしています。避難方法や危険箇所の把握、地域で気になる人の情報を共有しておくなどの対応により、不安を取り除き十分な備えをしていく必要があります。



■これからの福祉のあり方について

●これからの福祉のあり方について、「在宅福祉サービスの充実」や「施設サービスの充実」が求められています。また、「地域住民がともに支え合い、助け合える地域づくりの推進」も3割程度の方が大切な福祉のあり方として挙げられています。



3. 地域福祉ワークショップ結果からみる地域特性と課題

(1) ワークショップ概要

住民自らが積極的に「地域の課題」に取り組むことが、地域福祉の推進力として大切であることから、本計画の策定にあたり、より多くの地域住民の皆さんの声をお聞きし、住民の視点を取り入れるために、地域福祉ワークショップを開催しました。

項目	内容
テーマ	地域福祉ワークショップ ～助け合い・支え合いで「地域の課題」に取り組もう～
実施方法	市域が広く地域ごとの環境の違いが大きいことに鑑み、地区単位（園部・八木・日吉・美山）で開催し、テーマごとにグループ討議（話し合い）を実施。各テーマに3つの設問を設定し、話し合った。
参加者	各団体や地域で活動されている方、民生児童委員、社協ふれあい委員、一般公募

(2) グループ討議（話し合い）のテーマ

A 「見守り」 ～見守りで誰もが安心して暮らせる地域をつくろう～	
設問①	地域の中で見守りが必要な人はどんな人ですか？その人はどんなことに困っていますか？
②	普段の見守りで「こうすればうまくいく！」ということはあるですか？
③	どのような見守りのしくみができるでしょうか？
B 「居場所・活動拠点」 ～誰もが安心できる居場所づくり、活躍できる活動の拠点づくり～	
設問①	どんな居場所・活動拠点が必要ですか？
②	現在、居場所・活動拠点が無い地区はどうしましょうか？
③	現在の居場所・活動拠点を継続するために何ができるでしょうか？
C 「地域防災」 ～地域の防災力を高めよう～	
設問①	自分は近所や地域（住民）のことをどれだけ知っているでしょうか？
②	近所や地域（住民）のことを知るためにどんなことが必要でしょうか？ 知ったことを皆で共有するにはどうしたらよいでしょうか？
③	地域防災のしくみづくりや組織づくりをどのようにすればよいでしょうか？
D 「移動支援」 ～地域での暮らしを続けられる移動支援のしくみを考えよう～	
設問①	今ある公共交通サービスを知っていますか？
②	今ある公共交通サービスをうまく使うためにはどうすればよいでしょうか？ 足りない移動手段を補足するために地域（住民）でできることはあるでしょうか？
③	地域の中での移動のしくみづくりをどのようにすればよいでしょうか？

(3) 開催日程、参加人数

対象地域	日時	参加者数	A	B	C	D
美山町	6月11日（日）	37人	12	12	6	7
八木町	6月17日（土）	44人	15	13	8	8
日吉町	6月18日（日）	34人	10	12	5	7
園部町	6月25日（日）	41人	14	13	7	7

(4) ワークショップ結果

見守り		■現状・課題(見守りが必要な人、困っていること)
見守り	【美山】	独居老人、認知症の人、周りに友達の住んでいない子ども、引きこもり、地域とのつながりが薄い・苦手な人、足が不自由でどこにもいけない、車が運転できない、話し相手がいない、買い物、雪かき、草刈り、獣害
	【八木】	ひとり親、子ども(放課後、留守番中、登下校時、虐待、薬物など)、ひとり暮らし(身寄りがいない、転居者)、近所付き合いがない・交流が苦手な人、知り合いがいない人、子どもが遠くに住んでいる人、拒否する・孤立している人、外出できない人、障がいのある人(判断能力不足、分かりにくい障がい、生命の危機が訴えられない)、精神障がい者、アルコール依存症、引きこもり 買い物、移動、ストーブの給油、電化製品の取り扱いが分からない、経済的なことまで話できない、24時間の見守りが必要、制度が使いにくい(ない)、情報を得にくい
	【日吉】	ひとり暮らし、高齢者(独居、夫婦のみ)、認知症の人、障がいのある人、子ども(両親の帰りの遅い子ども)、DV被害者、引きこもり、日常生活(食事の用意など)、移動(買い物など)、健康(病気、急な体調不良)、犯罪、交通事故、何かあった時、安否確認、登下校 障がいのある子の介助者が亡くなった時の将来への不安、子どもの母親の体調が優れない時、ちょっとした用事で子どもを預かって欲しい、子育ての相談、認知症の方の支援方法が分からない
	【園部】	ひとり暮らし、高齢者(独居、認知症)、拒否している人、共働き・シングルマザー、障がいのある人、身内の理解が得られない人、引きこもり 移動(買い物・通院など)、雑用、連絡・助けを呼べない(情報が取れない)、入院中の留守宅、話し相手、サロン等に参加していない方をどうするか、プライベートに踏み込めない、近所付き合いがわずらわしい
見守り		■提案・アイデア
見守り	【日頃の付き合い】	・日頃から付き合いを持つ(散歩中に声をかける、あいさつ、「南丹市あいさつ週間」の創設) ・人付き合いの場所や機会の創出(多くの人(若い人、町外に出た子ども、新聞配達、生協など)を巻き込む) ⇒【場所や機会】 ・区、組、子ども会、老人会、地域行事 ・高齢者の活躍できる場所 ・若い人との交流場所や学習機会 ・子どもと高齢者が知り合う場(子どもを大切にしたいイベント等) ・個人の特技を入れた場づくり ・お金(小遣い)になる場づくり ・一息つける場所、小さい単位のサロン(食事、体操など) ・駆け込める場所づくり ・スポーツ少年団入団イベントの開催 ・障がいのある人や生活保護受給者の働く場 ・見守り組織、障がい者見守りネットワーク、青年パトロール ・趣味など気の合う人、「つながる人」をつくる場 ・サロンなどへの呼びかけ、勧誘、PR、サロンなどの回数増 ・訪問や電話等のきっかけづくり(ふれあい情報の手渡し、区の配布物、防犯グッズの配布などのきっかけ) ・気配り(夜電気がついているか見る、ポストの残留物の確認など) ・手伝い(お節介にならないよう。できることは見守る)

■提案・アイデア	
見守り	【人・教育】 ・関心を高めるための指導強化、学校教育・育成、広報（チラシ）、勉強会 ・気配りポイントの周知（電気、洗濯物、車など） ・ふれあい委員や見守りができる人の増員 ・実施してきたことが継続していけるよう、次の役員の方に思いを引き継ぐ
	【連携・共有 （内容・手段）】 ・市・社協・学校・住民・民生児童委員等の連携、情報共有（定期会合、気づきを共有できるシステム、見守りできる人の情報を知る方法、どんな人がいるのかを知る、見守りの必要な方の把握） ・ICT 活用 ・家族との連絡（いざという時、連絡できる外の親族の登録制度とか） ・目に見える見守り、自らの情報発信（タスキ、帽子、腕章、バッジなど）
	【制度・事業】 ・つながりや制度の谷間をつくらない（法整備、福祉計画） ・しくみを考えるセクションをつくる ・有料の見守り事業

■現状・課題(必要な居場所・活動拠点)	
【美山】	身近に集まれる場、公民館、地区ごとに集まれる場（小単位の拠点）、歩いて行けるサロン、1人で行っても交流が持てる場、元気になるための場、楽しい・行きたいと思える場、趣味の活動ができる場、異世代が交流できる場、生きがい・やりがいを感じられる場、子育て世代の相談の場、障がいのある人も参加できる場、地域の特色を出した場
【八木】	誰からも分かりやすい場所、子どもも高齢者も行きやすい場所（歩いて行ける、交通手段を充実させる、せめて小学校区）、小さい子どもから高齢者までが交流できる場所、障がいのある人の居場所、不登校の子どもの居場所、高齢で外出できない人の居場所、地域や年齢に関係なく集える場、老人会、高齢者の方々が気楽に集える場所、共働き世帯の子どもが日頃出入りできる場所、好きなことやものを教えたり教えられたりする場所、雑談し同じ趣味で楽しめる場所、成人男性が自分から行こうと思える場所、時間制限がない場所、出入りが自由にできる場所
【日吉】	歩いて行けるところの集まれる場所、気軽に寄り合えるところ、子どもと高齢者が集える、集まった人たちですすめていく場、堅苦しくない場で行けばホッとできる場所、常にオープンしているところ（昔のお寺のような）、同じ趣味を持っている人同士の集まりの場、いつも開いていて常に誰かがいる場
【園部】	気兼ねなく行ってみたいと思う場、歩いて近いところ、自由に話ができ楽しく過ごせる場所、住んでいる地域で常に交流できる人たちと集まれる場所、若い方から高齢者まで一人ひとりが参加できる居場所、料理ができ教えたり教えてもらったりできる場所、趣味が活かされる場所、男女関係なく集まり話し合える場所、バリアフリーになっている場所
■提案・アイデア	
【具体的な居場所・活動拠点】	・家の前のベンチや、お寺の縁側、バス停の待合所、桜の木の下などで井戸端会議や日向ぼっこ ・祭り、運動会の開催 ・共同菜園、野菜づくり ・店屋（コミュニティスペース）でお茶飲んで一服 ・空き家、公民館、会議所・集会所、自宅の「ひと間」、小学校（旧も含む）の一室、駅構内の空きスペース、空き地の活用・定期開放 ・移動カフェ（トレーラー式で）、移動持ち回り食事会

■提案・アイデア

【人材・教育】

- ・リーダーの発掘、派遣、養成
- ・ボランティアや協力者の希望者を募る(元気な高齢者、勤め人、学生 ※担い手の人員増・後継者の育成)
- ・住民や、ふれあい委員さんや民生児童委員さんの意識改革
- ・やっている人の負担にならないように助け合い、人まかせにしない

【きっかけ・参加補助】

- ・声をかけ合って参加する(社協などからも) ・他のサロン見学 ・行政や社協によるきっかけづくり
- ・活動内容を地域の方に PR、日常的に仲間を入会させる努力
- ・歩行困難な人のために、送迎が必要

【ハード面】

- ・地域の人々が集まりやすい施設・場所の整備
- ・用具の活用(社協)を PR

【場所、対象】

- ・小集団づくり
- ・地域限定しない場所
- ・若い世代を取り込む(高齢者と子どもたちの合同参加)、対象の人の範囲を広くする

【運営】

- ・楽しさ、やりがいを継続させる(マンネリ化を避ける、常に参加者が本当に楽しい場になっているか点検する)
- ・お金を使わないでできること、補助金の活用、地域に活動資金を配る、収益を得る
- ・無理なことをしない
- ・毎年一つずつ改善・変更して発展させる
- ・相談ができる窓口

【協働】

- ・人のつながりを広める、会話をする、地域でどのようにするとよいかを話し合う
- ・区の行事などを、区とサロンなどが共同して実施する
- ・活発な活動をしている地域との合流
- ・サロン同士の協力とつながり、地域老人会の連携、活動のネットワークづくり

【内容】

- ・男性の参加がサロンは少ないため、参加しやすい内容を検討する、参加者で内容を決めてもらう
- ・具体的アイデアを受け入れるしくみをつくる、アンケートでアイデアを出し、すぐできることと、これから考えていくことを仕分け→実行しやすいところから始める

【その他】

- ・育児中、子育て中、20 代、高校生、中学生たちだけのワークショップ(当事者の方の思いを引き出す)

■現状・課題(地域の知っていること、知らないこと)	
【美山】	・家族構成、生活の様子、不安や心配事、大体知っているつもり、地形 ・経済状況、新しい人
【八木】	・危険箇所、注意箇所、毎年水があふれる場所、高齢者についてはふれあい委員などの名簿があり分かる ・家族構成や不在の時間、超高齢者、子どもの世代、新しい人、防災意識のレベル
【日吉】	・家族の状況、1日の生活リズム、高齢者の健康状態、 ・地域が広域なので全体的なことは分かりにくい、少し離れたところには誰がおられるのかが分からない
【園部】	・年配の住民は顔と名前が分かる、民生児童委員をしたので、どの家もどの部屋に夜いるか知っている、災害があった場所を把握している ・新興住宅地なのでお互いに近所にどのような方が住んでおられるか十分理解できていない、近所に住む若い人（子ども）が分からない、危険箇所、避難経路が正しいのか避難所が安全なのか分からない
■提案・アイデア	
【知るためにできること、共有の方法】	・あぜ道トーク（日常の近所付き合い） ・子どもを介した付き合い ・地域で遊ぶ ・消化器点検 ・緊急箱 ・独居老人訪問（自分を知ってもらうこともできる） ・防災組織で地域を歩く ・地区の共同作業等での情報収集 ・サークル等での住民のふれあい（サロンに参加してくれる人の情報はよく分かる） ・組に分けて戸別訪問実施（サロン案内） ・年1回の住民アンケート ・巡回連絡等による世帯把握（警察） ・地域の役員をすることで、地域の様子をより多くつかむ ・住民情報シートで地域住民の把握 ・常会で防災の話をする ・身近な話を共有する ・防災マップの再点検 ・誰が誰を支援、誘導するか ・避難経路の確認 ・避難支援プランの個人計画をつくる ・マップに、要支援者、高齢者を入れる ・区長、消防団、民生児童委員の意見交換会 ・子どもの通学路等の危険箇所や、改善箇所を行政に要請して、住民と共有する ・近所では当たり前の防災情報をあえて具体的に話題にする

地域防災	■提案・アイデア	
	【しくみづくり・組織づくりの方法】	・自治会組織に「防災担当役」を置く ・区単位のしくみづくり、助け合いネット、自主防災組織図の活用 ・いざという時に区の中に本部があれば動きやすい ・昼間に支援できる人の確保 ・女性役員 ・行政で把握しきれない細かな部分を住民の声を上げて活かす ・過去の災害の教訓や地域特性を次世代に伝える ・運動会、祭りなどの行事の度に防災について話し合う、行政と地域の話し合い ・興味が持てるような勉強会（災害の歴史など） ・消防関係以外の地域行事への積極的な参加 ・防災訓練を組単位で ・住民参加による地域防災マップづくり ・SNS、防災行政無線、防災メールの活用 ・個人情報カプセル ・個人情報の壁 ⇒一定のルールをつくる ・情報伝達の体制づくり ・各種団体、グループの連携、行政と地域の連携 ・家庭での連携体制（自助） ・災害の種類や地域の特性にあわせて災害への備えをする

移動支援	■現状・課題(知っている公共交通サービス)	
	【美山】	・デマンドバス、市営バス、社協移送サービス、地域送迎者運行の実施（鶴ヶ岡地区）、社協送迎サービス
	【八木】	・JR、京阪京都交通バス、デマンドバス、京都タクシー、南丹タクシー、福祉タクシー
	【日吉】	・市営バス、デマンドバス、JR、社協からの車、乗り合いタクシー、介護タクシー
	【園部】	・JR、路線バス、ぐるりんバス、タクシー、福祉事務所の送迎バス、京阪京都交通バス、タクシー料金の補助を拡大（高齢者）、ボランティアサークル ハートで送ろう会
	■提案・アイデア	
移動支援	【不足を補うためにできること】	・NPO等、ボランティア、アッシー運行を自家用車で行う(運転できる人は登録しておく) ・民間タクシー増設 ・移送ボランティアの講習会の開催 ・近所の人に駅まで送って欲しいと思う(けれど、それぞれ仕事の都合もあるかと思うと頼みにくい) ・お互い連絡し合って、常日頃から仲良くお付き合いし、気軽に頼み、頼まれるよう心掛ける(普段からの人間関係が必要)
	【移動のしくみづくり】	【新たな移動手段】 ・各振興会で送迎できるサービス ・フリーに乗り降りできるバス ・市、社協所有の車両を利用して、地域で曜日、時間を決めて運行しては？ 地域ではドライバー、燃料を負担 ・民間タクシー(私人・個人)の登録制 ・ボタン一つで各家庭に直接的に連絡できるシステム ・サロンでの送迎 ・駅やバス停までの送迎 ・報酬を出せるしくみ、地域通貨 ・地元の話し合い ⇒ 行政への要望 ⇒ 地元で運営、協力 【今ある移動手段の改良】 ・買い物、通院、駅、銀行など限定のぐるりんバスを小型化して運行 ・目的別に曜日を決めて運行、路線変更(買い物ツアーバスの運行など) ・ぐるりんバスの範囲を拡大(地域→町内→地域) ・駐車場無料のところを駅前につくる ・バス停での保管庫の設置 ・公共交通を利用しにくい人の通院等は日をあわせて送迎 ・料金を安く ・社協の外出支援の拡充 ・生協移動販売車の地域拡大 【その他】 ・移動支援を必要とされる人の把握(免許を返納された方の意見を聞く) ・地域の移動支援を行うNPOを地域の中で立ち上げ活動する、外出支援に協力できる住民を募る、シルバー人材センターの利用 ・デマンドバスの利用方法を知らない方が多いので、周知する、説明会、体験会 ・時刻表を各家庭に大きな字で配布、誰もが分かるダイヤにする ・地域内で連携プレー(各団体の代表者を集めてマップづくりをする) ・事故への対応 ・住民運動で今ある公共交通を利用し維持する

4. 子育て世代への聞き取り調査（座談会）

（１）座談会概要

項目	内容
話題	* 困ったこと、不安なことは何ですか。 * 子育て広場には、何がきっかけで参加するようになりましたか。 * 地域の人に助けてもらえたら助かることは、ありますか。 * 地域の中での自分たちの役割やできることはありますか。
開催日時	2017 年（平成 29 年） 7 月 14 日（金） 午前 1 時 30 分～午後 3 時 30 分
場所	コミュニティスペース気になる木 JUJU（子育て広場・八木広場 開催場所）
参加者	子育て世代 7 人（幼児とともに参加）、ぽこぽこクラブスタッフ 4 人 市職員 1 人、社協職員 2 人

（２）結果概要

不安なことなど	
【災害時】	・子どもが安心していられる場所が避難所にあるのか心配 ・各種アレルギーや病気などの感染は命に関わるため不安 ・防災訓練の情報が、回覧板が止まっていて終わってから知ることがある ・避難所の安全性
【子育て環境】	・子育て広場の開催時間が短く、もっと時間が長い方がよい。（午前中は家事、午後は子どもがお昼寝していたら終わっている。） ・身近な場所で集まれる場所があればよい。 ・外での遊び場がない、少ない、整備不足（公園、川、学校グラウンドなど） ・他市町では保育所の園庭を地域に開放している箇所もある。南丹市もそうだと嬉しい。 ・小学校の統合により、子どもの自転車での移動距離が長くなったが、道が狭く自動車が危ない。側道は人目がなく心配。小学生ぐらいの遊び場はもっと少ない。
【住環境・交通】	・商業施設や銀行等が少ないなど、住みにくい。 ・自然環境はよい。 ・南丹市は車がない生活が考えられない。その割に、公共交通機関であるバスが少ない。 ・デマンドバスは、呼んでから 1 時間かかる。せめて、時間の間隔が短くなれば。 ・車がなくても、安心して住める地域になればいい。

不安なことなど

【地域の協力】

■現状

- ・近所の人に、子育て広場を教えてもらった。
- ・ママ友、子どもの友達、支援センターとの付き合いが濃い。
- ・役回りが多く、週末などに時間を取られてしまう。
- ・若い世代と高齢の世代がお互い孤立化している。
- ・気になる高齢の方がいても、担う若い世代が少ない。
- ・地域の中で意見を言い合う場がない。

■自分たちでできること

- ・近所付き合いなどのつながりを持つ。赤ちゃんの時から顔を合わせていた人は、子どもが1人で行動するようになって、見守ってくれる。
- ・ひとり暮らしの方の見守りや、話し相手など
- ・女性会は、入ってみると色んな人と顔見知りになれてよい。

5. 各結果からみる地域特性と課題のまとめ

(1) 統計データからみる地域特性と課題のまとめ

市全体としては、人口減少及び核家族化がすすみ、高齢者の人口が増加しており、それに伴い要介護認定者数が増加しています。また、身体障害者手帳及び療育手帳所持者は横ばいまたは微増、精神障害者手帳所持者は増加しています。

介護保険サービスや障害福祉サービスなどの利用増加が見込まれる中で、15～64歳の生産年齢人口は減少しており、今後の担い手の確保やサービス供給体制などに課題があります。一方で、65歳以上の就労人口は増加しており、元気な高齢者による地域活動などへの参加が期待されます。

また、要保護児童率や生活保護率は、ほぼ一定で推移しており、これらの結果からは大きな変化はみられませんが、ひとり親世帯の割合が増加しており、子育て世代、特にひとり親世帯に対する支援が必要と考えられます。

(2) アンケート結果からみる地域特性と課題のまとめ

個々の「福祉」への関心は、多くの方が関心を持っていますが、「よくわからない」方は関心が低くなっており、さらに関心を高めるためにも、福祉に関する教育や情報の提供などが必要と考えられます。

また、「買い物や通院などの外出」に困っている方が最も多く、日吉地区、美山地区で特に多くなっています。助けが必要な時にほしい支援としては、生命に関わる部分での助けを求める回答が多くなっており、移動支援サービスの充実や地域防災のさらなる取り組みが必要と考えられます。

地域防災については、隣近所とのあいさつや付き合いなどを災害への備えとして重要なことと認識しており、近所の人を頼りにもしています。避難方法や危険箇所の把握、地域で気になる人の情報を共有しておくなどの対応により、不安を取り除き十分な備えをしていく必要があります。

移動支援や地域防災などにも関連する近所の人との付き合いの程度は、減少傾向にあります。多くの方は、付き合いを深めたい気持ちはありますが、時間や機会が不足している状態にあります。さらに、地域活動の参加状況は維持、ボランティア活動は参加者が減少傾向にあります。地域活動に参加していない理由は、若い世代では「忙しくて時間がないから」が最も多く、勤務などで参加しにくい若い世代に対しても、時間をかけずに参加できる取り組みを検討し、地域活動等を通して近所付き合いを深めていく必要があると考えられます。

(3) ワークショップ結果からみる地域特性と課題のまとめ

【見守り】

高齢者や子ども、障がいのある人などの見守りについて挙げられていますが、それぞれが困っていることなどについて把握するため、日頃の付き合いについてのアイデアが多く挙げられています。

単に困っている人がいることを知るだけでなく、その方の考えや思いなどを含めて、日常的な付き合いの中で理解・共有していくことが重要であると考えられます。

【居場所・活動拠点】

身近で楽しく集まれる場所などが多く挙げられており、身近で行ける範囲にあることで地域の人たちが集まることができ、集まることで何に対してのニーズがあるのか把握することが可能になり、そしてそこが居場所・活動拠点になる、と考えられます。また、居場所・活動拠点を続ける、始めていくためにリーダーなどの人材や、場所の確保、参加のきっかけについてなどのアイデアが挙げられていますが、いずれも身近なところでの取り組みが重要になると考えられます。

【地域防災】

付き合いのある範囲では、周辺住民の家族構成等はある程度は把握しており、災害時や緊急事態には日頃の付き合いや、様々な人が多面的に関わっておくことが大切であると考えられていますが、新興住宅地や広域な地域では把握できていないといった課題が挙げられています。また、危険箇所や避難路、避難所についてもある程度把握しているものの、実際に安全な場所なのか、他にも危険箇所があるかなどについては、十分に把握しきれていない状況がみられます。

まずは知り、そして学び、チェックしていくことが必要と考えられ、特に福祉の観点を持ってすすめていく必要があります。

【移動支援】

現在の移動サービスについては、バスや鉄道などの定時で決まったルートとなる公共交通のほか、近所の人を送迎などの一人ひとりの生活に即した移動手段も挙げられています。一方、これらを補うための移動のしくみについては、フリーに乗り降りできるバスなどの柔軟な公共交通や、一定の報酬などを出せる送迎など、現状の中間的なしくみについての意見が多く挙げられています。

各地域の一人ひとりの実状と、公共交通との折り合いについて、各地域で今後検討をすすめていく必要があります。

(4) 子育て座談会からみる地域特性と課題のまとめ

高齢の方と若い世代との交流不足や、意見を言い合える場がないなどといった課題が挙げられている一方で、地域や自分でできることとして、近所付き合いなどのつながりを持つなどが挙げられています。つながりを持つことで、子どもの見守りや高齢の方の見守りなどをお互いに支え合いながら暮らすことができ、不安などを軽減し安心して子育てができる環境に近づいていけると考えられています。

また、子育てに関する不安などを、ママ友などとながらりを持って相談し合いながら子育てをすすめていくため、子どもの遊び場や、子育て中の人が集まれる場所については、今後もより一層の支援が必要と考えられます。



6. 地域資源の現状

各地域の公共施設や医療関係施設及び事業所などは図のとおりです。

①園部地区

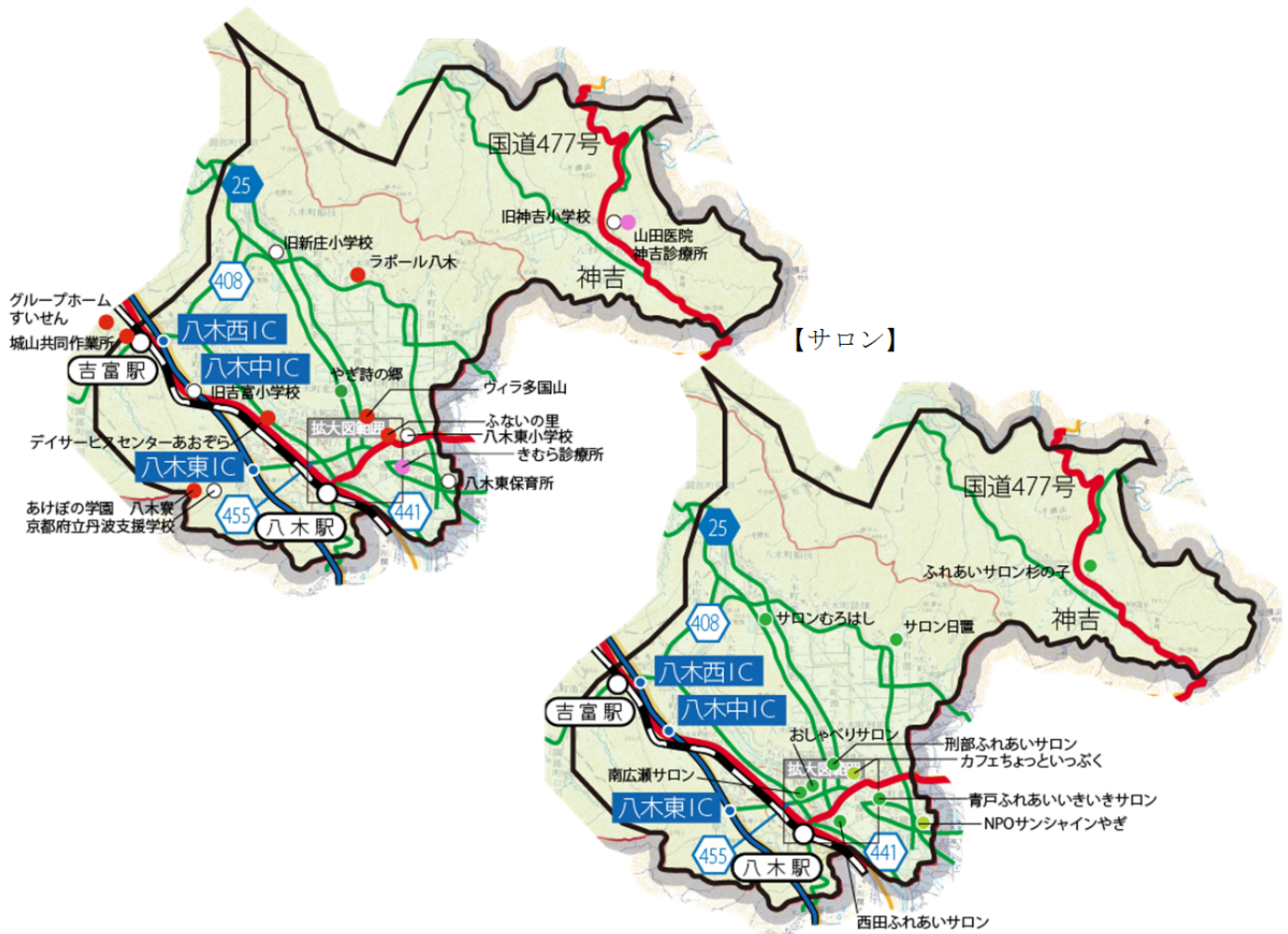
【福祉関連施設】



※すべての施設を網羅するものではありません。

②八木地区

【福祉関連施設】



※すべての施設を網羅するものではありません。

③日吉地区

【福祉関連施設】



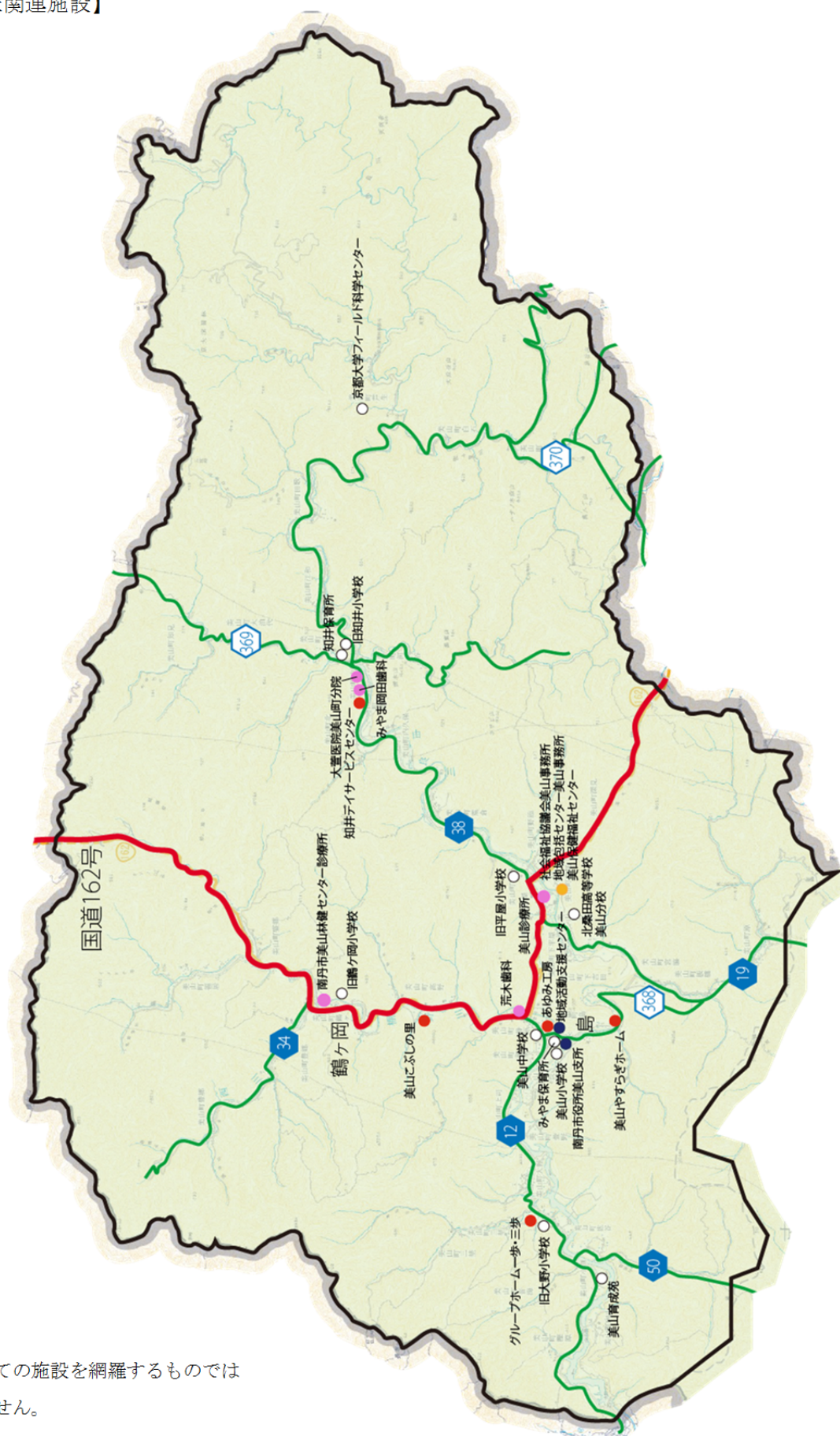
【サロン】



※すべての施設を網羅するものではありません。

④美山地区

【福祉関連施設】



※すべての施設を網羅するものではありません。

【サロン】



※すべての施設を網羅するものではありません。

第3章 計画の基本理念と基本目標

1. 基本理念

社会経済情勢の変化とともに生活様式の多様化、介護保険サービスや障害福祉サービスの利用などの福祉制度の変革は、住民が暮らす地域のつながりを変えていきました。しかし、少子高齢化が進行し、地域の様々な活動の担い手の高齢化や減少がみられる中で、新たな「地域のつながり」が、ますます求められています。

第2期計画では、計画の将来像を『みんなでつくる、誰もが安心して、つながりながら住み続けられるまち』としました。本計画においては、第2期計画をさらに前にすすめるため、市民とともに誰もが安心して住み続けられる福祉のまちづくりを目指して、第2期計画の基本理念を踏襲し、引き続いて次のように掲げます。

基本理念

**みんなでつくる、誰もが安心して、
つながりながら住み続けられるまち**

2. 基本目標

本計画の基本理念である「みんなでつくる、誰もが安心して、つながりながら住み続けられるまち」を実現するため、第2期計画までで推しすすめてきた「地域福祉を推進する人づくり」「ふれあい、支え合いの絆づくり」を基盤として、第3期計画では、計画の基本目標を次のように設定します。

基本目標1 住民が主体的に取り組む地域づくり

地域福祉の推進には、まちや地域のことを住民自らが知り、住民で決め、住民が活動していく「住民が主体的に取り組む地域づくり」が必要となります。

住民同士の日常的な付き合いなどの身近なところから、さらに助け合いや支え合う活動を行うことで、地域課題の発見から解決までできるしくみを重層的につくることを目指します。また、これらの住民活動を市・社協、その他関係機関で支えるしくみを整備し、地域の福祉力、解決力を高めていきます。

基本目標2 総合的な相談・支援体制づくり

住民が主体的に取り組む地域づくりを支援し後押しするため、また、多様化し複合的で困難な課題を抱える方や制度の隙間で困難を抱える方たちを受け止めるため、制度・分野ごとの『縦割り』を超えた「総合的な相談・支援体制づくり」をすすめています。

総合的な相談体制を整備し単独の分野だけでは解決できない事案等の把握に努め、分野間のネットワークを強化・活用して支援する体制の整備充実を目指します。

また、現行の制度では解決できない事案についても対応できるよう、問題解決の制度化や事業化、現行制度の見直しをすすめられる体制を目指します。

「住民が主体的に取り組む地域づくり」と「総合的な相談・支援体制づくり」を両輪とし、地域福祉推進の好循環をつくり出していきます。



第4章 施策展開と実施体制

1. 施策体系

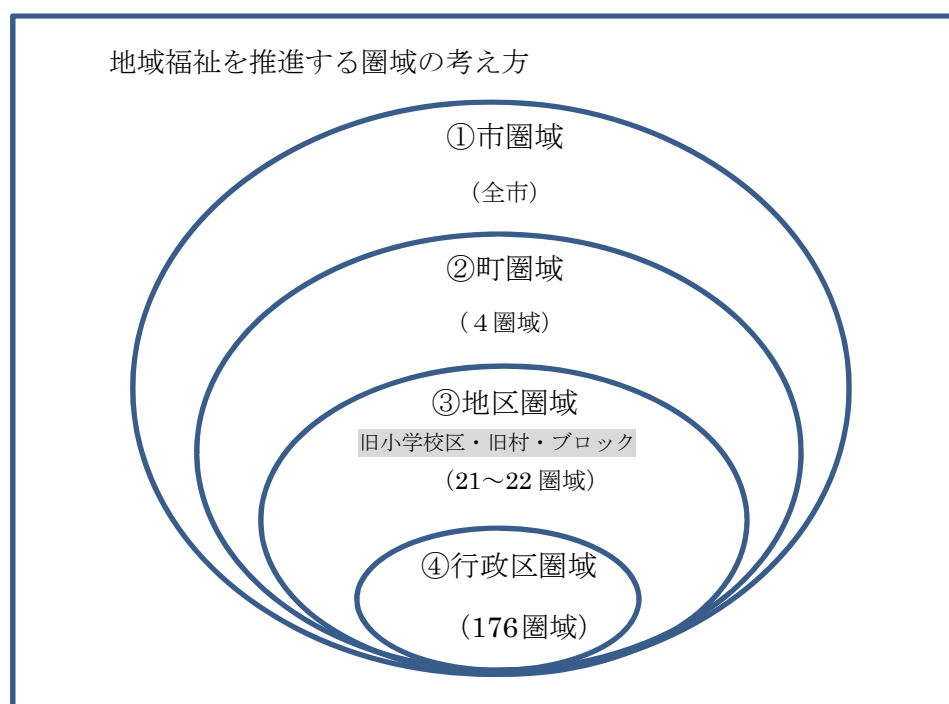
基本目標	基本方針	基本施策	施策
住民が主体的に取り組む地域づくり	(1) 地域での 支え合い	①つながりの再構築 ～ニーズ・課題の把握～	①-1 見守り活動の充実
			①-2 居場所・交流づくりの推進
		②住民同士の 支え合い活動	②-1 支え合いサービスの推進
			②-2 地域における移動支援活動
			②-3 地域防災力の強化
			②-4 地域防犯体制の充実
	(2) 協働で すすめる 地域福祉	①協働をすすめる 体制づくり	①-1 地域福祉を推進する住民主体の組織づくり
			①-2 協働を推進する活動拠点づくり
			①-3 協働で推進する支え合いの体制づくり
			①-4 地域福祉活動の資金づくり
	(3) 住民参加 の促進	①自らが担う意識の醸成	①-1 生涯を通じた福祉への学び
			①-2 人権意識の醸成
			①-3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
		②地域福祉活動 ・ボランティア活動の推進	②-1 地域福祉活動・ボランティア活動への参加促進
			②-2 事業所等における地域貢献事業の推進
総合的な 相談・ 支援体制づくり	(4) 相談支援 体制の推進	①総合相談機能の充実	①-1 総合相談窓口の設置
			①-2 子ども・子育て、高齢者、 障がい者分野の相談機能の強化
			①-3 生活困窮者分野の相談機能の強化
			①-4 権利擁護機能の強化
		②支援ネットワークの 構築と連携の推進	②-1 支援ネットワークの構築
			②-2 支援のための調整会議の設置

2. 地域福祉を推進する圏域について

南丹市には、616.40 平方キロメートルに 32,452 人（2017 年（平成 29 年）4 月 1 日現在 住民基本台帳）が暮らしています。市域が広く、それぞれの地域で生活の歴史や文化、抱える問題が異なります。

地域福祉の推進を考える時に、市民や地域課題を一律に市全体で捉えるのではなく、より身近なところで取り組む必要があります。また、内容により適切な圏域で取り組みがすすめられることが必要です。

【地域福祉推進圏域】



○行政区圏域（④）は、住民にとって最も身近な圏域であり、見守りや支え合い・助け合い等の基礎的な単位となります。

この圏域の役割としては、日常的な見守りを通して課題を早期発見、早期予防をしたり、ニーズを把握するなど、顔の見える関係ならではの役割があります。

第 2 期計画の取り組みでは、民生児童委員やふれあい委員、地域の支援者等によってこの圏域で多くのサロンが立ち上がり、見守りや居場所づくりの活動がすすんできました。

今後も、支え合い・助け合いの基礎となる行政区圏域で「地域福祉力」を高め、活動の活発化を促すことが重要となります。

○地区圏域（③）の考え方については、現時点では地域福祉を推進する圏域として共通認識された圏域ではありません。しかし、行政区では解決が難しい問題について地域住民で取り組もうとする時、町圏域では範囲が広すぎる場合があります。また、市街地であるか、山間地であるかなど地勢によって課題も異なります。そこで、現在、それぞれの地域で緩やかに認識されている圏域を地区圏域と位置づけ、地域福祉の推進圏域の一つとすることを提案します。

この圏域に地域福祉推進組織を立ち上げる際には、旧小学校区、旧村、ブロックなど町ごとに地域住民の生活に基づいた圏域となっていることが必要です。

この圏域の役割としては、地域課題の把握や解決、専門機関との連携や資源開発、地域福祉を推進する地域づくりなどがあります。

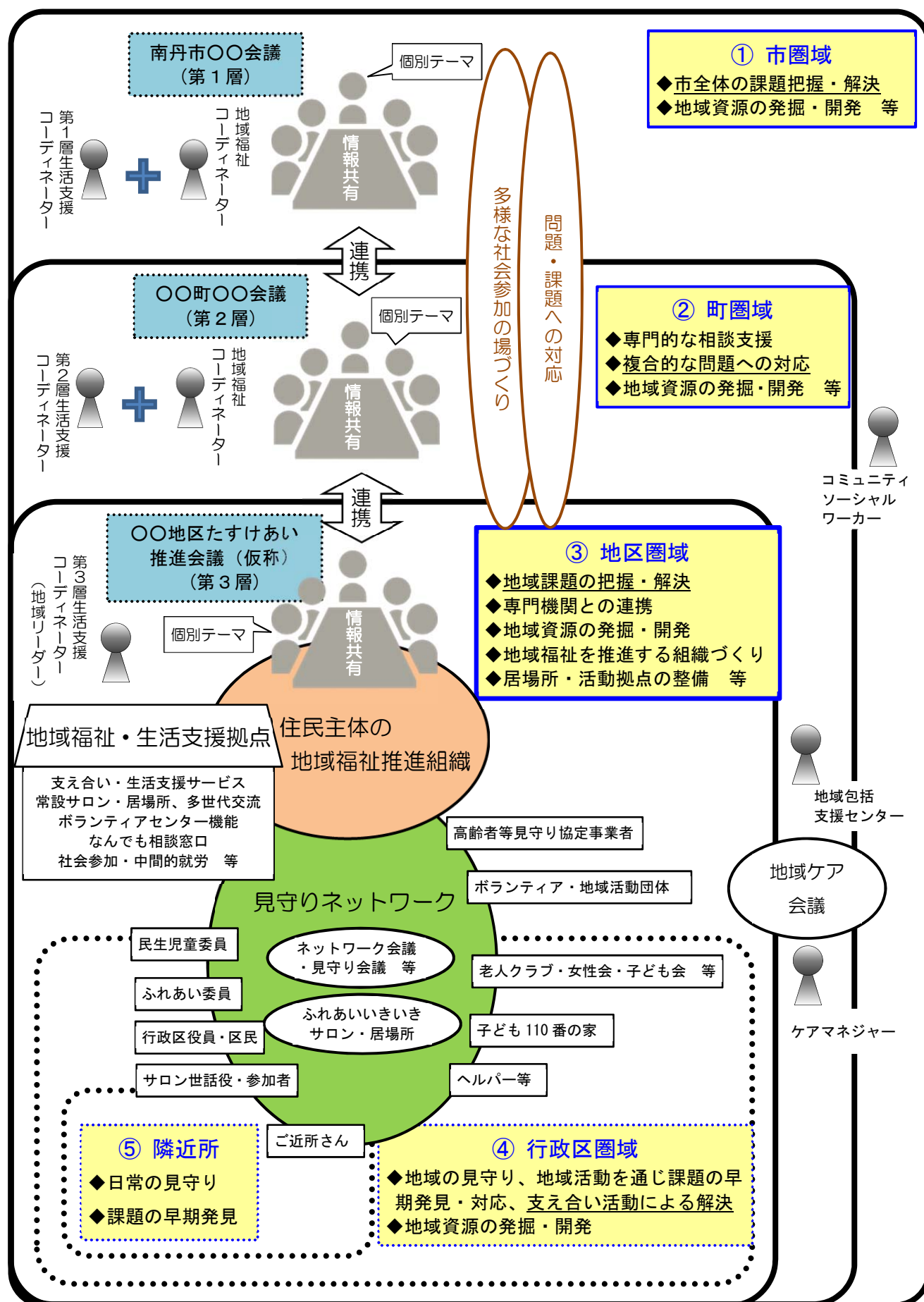
○町圏域（②）では、町ごとの広域な課題に対しての取り組みや連携、専門的な相談支援や複合問題への対応などの役割があります。

○市圏域（①）では、市全体の課題の把握や解決、資源の発掘・開発、政策形成などに取り組む役割があります。

これら4種類の圏域において、それぞれの役割を担うことにより、地域課題に効果的にアプローチすることができます。



3. 「住民が主体的に取り組む地域づくり」における圏域階層別の課題解決・サポート体制



市(行政)の
イニシアチブ

問題解決プロジェクト

- ◆プロジェクト型で課題に対応
- ◆問題解決策の制度化・事業化
- ◆既存の制度・事業の見直し 等



総合相談支援
コーディネーター

総合
相談
窓口

生活
困窮者
分野

子ども・
子育て
分野

高齢者
分野

支援のための
調整会議

就労支援
分野

医療
分野

支援ネットワーク

障がい者
分野

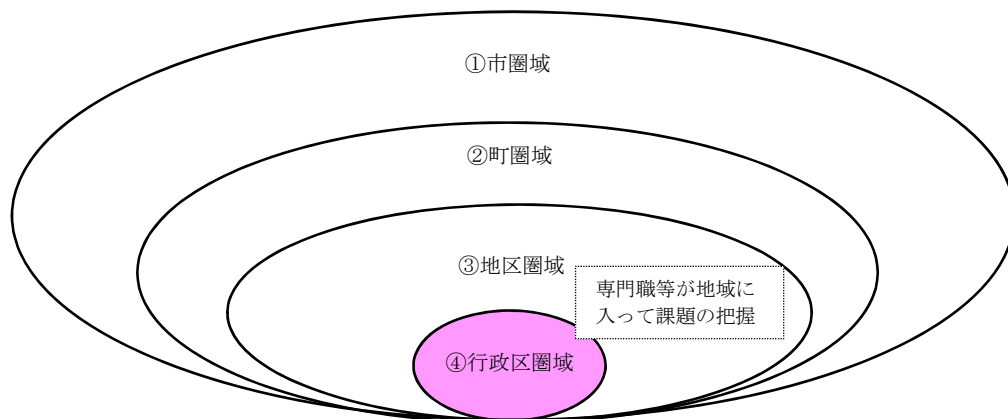
教育
分野

その他
専門
分野

4. 「総合的な相談・支援体制づくり」に向けた連携・協働のイメージ

【住民が主体的に取り組む地域づくり（圏域階層のイメージ）】

1. それぞれの圏域において、課題解決機能を持つ。
2. 最も住民に近い圏域④での取り組みが基本となり、困難ケースや広域的な課題など広域的に取り組む必要のある課題については③～①で取り組む。



住民や地域支援者から

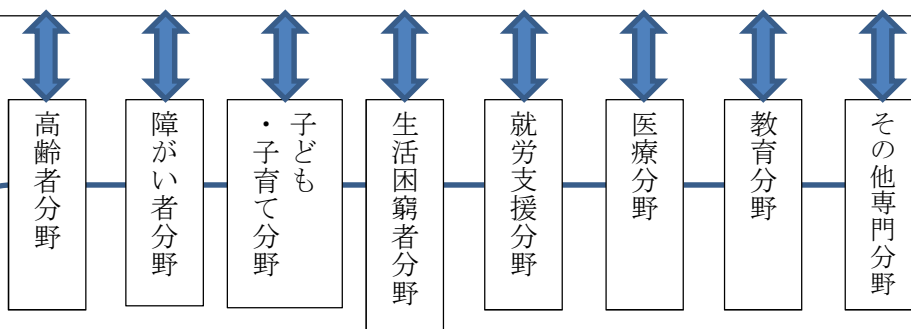
専門職等からの情報提供

総合相談窓口

【業務内容】○相談受付、聞き取り、課題整理して適切な支援部署につなぐ
○支援のための調整会議のコーディネート

【想定される人員】○福祉全般に精通している者 ○福祉関係専門職

- ・担当部署へつなぐ
- ・各部署から調整が必要な案件を報告



地域活動団体

連携

支援のための調整会議

- 地域では解決困難な課題に対応
- 多分野にまたがる課題を関係部署で対応
- 既存制度、既存の社会資源では解決困難な課題について
関係部署でプロジェクトを立ち上げ支援策を協議→政策立案等

入口

課題の早期発見→支援方針の決定→担当部署の明確化→解決に向けた取り組み

出口

【必要となる取り組み】

- ①行政区圏域での地域課題解決力を向上させる（基礎組織の強化）
- ②地区圏域で地域福祉に取り組む団体（地域福祉協議会等）の組織化
- ③総合相談窓口（相談・支援コーディネート機能）の設置
- ④支援のための調整会議の設置

問題解決
プロジェクト

施策の展開

基本目標 1 住民が主体的に取り組む地域づくり

基本方針（1）

地域での支え合い

基本施策①

つながりの再構築

～ニーズ・課題の把握～

【現状と課題】

- ・南丹市では、ひとり暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦のみの世帯が増加し、核家族化も進んでいます。
- ・ひきこもりや生活困窮状態の人など、地域から孤立している人もいます。
- ・アンケート調査結果からは、地域におけるつながりが希薄化してきていることがうかがえます。
- ・地域での支え合いを活性化するためには、見守り等により地域の中で何らかの手助けや支援を必要としている人の「困っている状況」や「思い」を把握し、ともに認識することが重要です。
- ・つながりを再構築するために、年齢や障がいの有無などに関わらず、誰もが気軽に集える場づくりを充実させるなどの取り組みが必要です。
- ・ふれあいいきいきサロンや居場所には、見守り・安否確認や心身の健康維持、孤立・閉じこもり防止などの効果があります。こうした活動を無理なく継続的に取り組める工夫をしながら、誰もが参加しやすい場として発展させていくことが求められています。
- ・南丹市の自殺者は毎年数名あり、尊い命が失われています。誰もが楽しみや生きがいをもって生活できるよう、地域での支え合いやつながりをもち、自殺対策を進めて行かなければなりません。

①-1 見守り活動の充実

方針（目標）

- ☆ 地域の住民同士による声かけや、民生児童委員やふれあい委員による見守り訪問活動など、多様な見守りを通じて、地域において手助けや支援を必要としている人のニーズや課題を把握・共有します。
- ☆ 課題を早期に発見し早期に対応できるよう、見守りネットワークのさらなる充実を目指します。
- ☆ 自殺の危険を示すサインに気づき適切な対応ができる「ゲートキーパー」を増やし、地域と連携して自殺対策に取り組みます。

主な取り組み

- あいさつ・声かけ運動の充実
- 身近な地域における見守り訪問活動の充実
- 子どもの通学通園時の見守りの充実

基本目標 1 住民が主体的に取り組む地域づくり

基本方針 (1) 地域での支え合い 基本施策①つながりの再構築～ニーズ・課題の把握～

- 高齢者等見守りネットワークの拡充
- 見守り会議の開催
- 南丹市徘徊 SOS ネットワーク（認知症高齢者等の見守り）の拡充
- 京都府等が実施する「ゲートキーパー」養成講座への協力

事業をすすめる上でのそれぞれの役割等

住民	・ 身近な地域の中で、市民一人ひとりが隣近所の方のことを互いに気につけ、見守り合ひましょう。 ・ 民生児童委員・ふれあい委員で協力して、定期的な見守り訪問活動に取り組みましよう。 ・ 区や自治会等で地域ぐるみの見守り活動に取り組みましよう。 ・ 困りごとを抱えている方の「思い」や「困っている状況」を聴きましよう。 ・ 見守りを通じて気づいたことについて話し合える場（見守り会議）を持ちましよう。 ・ 地域の中だけでは対応困難な課題については、社協や市（行政）に相談ましよう。 ・ 困りごとは1人で抱え込まず、助けてもらったり相談できる人をつくりましよう。 ・ 「ゲートキーパー」養成講座に参加し、意識を持って適切な対応ができる人をつくりましよう。
事業所等	・ 見守りネットワークに参画し、地域における見守り活動に協力ましよう。 ・ 福祉事業所は専門性を活かして、地域や関係機関との連携を強化していきましよう。
社協	・ ふれあい委員の活動を支援まします。 ・ 交流の場を設けるなど、民生児童委員・ふれあい委員の連携を支援まします。 ・ 地域の課題やニーズを把握して、住民主体で解決に向けて協議できる場を設定まします。 ・ 地域住民だけでは解決困難な課題に、住民と協働して対応まします。 ・ 民間事業者等との見守りネットワークを拡充まします。 ・ 「ゲートキーパー」と民生児童委員・ふれあい委員との連携を支援まします。
市	・ 民生児童委員活動を支援まします。 ・ 民生児童委員・ふれあい委員の連携を支援まします。 ・ 地域の課題やニーズを把握まします。 ・ 地域住民だけでは解決困難な課題に対応まします。 ・ 民間事業者等との見守りネットワークを拡充まします。 ・ 「ゲートキーパー」との連携を深め、自殺対策に取り組みまします。

【コラム】

「見守りってどんなこと？」

見守りは、そこに住んでおられるお一人おひとりの状況を共有するということです。そのために日頃から仲良くする、日頃からいろんな人がその人と関わって、いろんな人がその人の思いを聴いていく、それを突き合わせるというのが見守りです。

見守りに求められているのは、深刻になって話せない状況になる前に、ちょっと声をかける、丁寧に話を聴く、ということです。

（地域福祉ワークショップでのアドバイザーのコメントより）

【コラム】

「ゲートキーパーとは？」

ゲートキーパーとはもともとは「門番」という意味ですが、自殺対策におけるゲートキーパーとは、地域で自殺の危機にある人への初期介入を行い、自殺を未然に防ぐ人のことで、自殺予防についての正しい知識を持ち、身近な人の変化に気づき、自殺を考えている人、悩んでいる人の話を聴き、適切な相談窓口等へつなぎ、見守っていく役割が期待される人です。

京都府において、自殺対策事業の一環として、ゲートキーパー養成に取り組まれています。

（京都府ホームページより）

①-2 居場所・交流づくりの推進

方針（目標）

- ✧ 身近な地域で誰もが気軽に集まれる多様な居場所づくりを広げ、住民同士のつながりを深めます。
- ✧ ふれあいいいききサロン・居場所での交流を通して、地域におけるニーズや課題を把握し、共有します。
- ✧ サロン・居場所における介護予防活動や多世代交流を推進します。

主な取り組み

- 身近な地域における多様な居場所づくりの推進
- いつでも立ち寄れる常設型のサロン・居場所づくりの推進
- 放課後等の子どもの居場所づくりの推進
- ふれあいいいききサロン活動の活性化
- サロン等における多世代交流の推進
- サロン等における健康づくりや介護予防活動の推進

事業をすすめる上でのそれぞれの役割等

住民	・ 身近な地域の中で、みんなで気軽に集える場をつくりましょう。 ・ 地域の集いの場・交流の場に積極的に参加しましょう。 ・ 年齢や障がいの有無などに関わらず、誰もが気軽に集えるように工夫をしましょう。 ・ 参加しにくい人も参加してもらえるように、配慮や声かけをしましょう。 ・ 集いの場での交流を通じて見守りをしましょう。
事業所等	・ 地域における公益的取り組みの一環として、施設の地域交流スペース等を、地域の居場所づくりに活用しましょう。 ・ 地域の交流の場に事業所として積極的に参加しましょう。また、地域の交流の場づくりに参画しましょう。
社協	・ サロン活動や居場所づくりを支援します。（立ち上げ支援、活動助成、交流支援、情報提供など） ・ サロンや居場所で発見・把握された 問題を共有し、困難な課題について対応します。 ・ サロン、居場所における健康づくりや介護予防活動を支援します。 ・ サロンマップなどを作成し、交流活動の状況を把握します。
市	・ サロン活動、居場所づくりへの財政支援をします。 ・ サロンや居場所で発見・把握された 問題を共有し、困難な課題について対応します。

【コラム】

「居場所に求められていること」

みんな誰でも人としゃべりたいし、話を聴いてほしいものです。居場所は「開かれた傾聴の場」であること、つまり、誰にでも開かれていて、かつ聴く場があって、聴いてくれる人がいて、しゃべれる、こういう場面というのが居場所にとって求められていることだと思います。

(地域福祉ワークショップでのアドバイザーのコメントより)

【取り組みのヒント】

「気軽に集える工夫」 ～実践事例より

- ・ お世話する人・される人という形に分けない
- ・ ワンコインの参加費で、誰でも気兼ねなく参加できるようにする
- ・ “ちょっとした場所” も居場所として活用する
(例) 家の前のベンチ、お寺、バス待合所、店の一角を開放
- ・ 約束事(ルール) は最小限にする
- ・ 来る人は誰でも受け入れ、「お客」にしない
- ・ できる人みんなで準備、片づけをする
- ・ お互いに声をかけあって参加者を広げる
- ・ 区の広報誌で活動を PR する
- ・ みんなで食事やお菓子を食べながら楽しむ
- ・ 適度に楽しく体を動かして健康づくりをする
- ・ 脳トレ、ゲームで頭の体操をする
- ・ 三世代交流を活発にする
- ・ やりたいことができる場にする



話をしたり、体操をしたり、取り組みは様々です。

基本方針（１）

地域での支え合い

基本施策②

住民同士の支え合い活動

【現状と課題】

- ・ 社会情勢の変化に伴い、地域におけるすべての生活課題に対して、公的なサービスだけで対応することが困難になっています。
- ・ 単身高齢者や高齢者夫婦のみ世帯が増え、生活支援ニーズが多様化する中、元気な高齢者を含む地域住民の力を活用した多様な生活支援サービスを充実していくことが求められています。
- ・ 住民主体の支え合いサービスに加え、いざという時の地域防災力の強化や、地域の防犯体制の充実を図ることが求められています。
- ・ 地域の移動支援ニーズに対応するため、既存サービスの見直しや新たな移動支援の枠組みづくりが必要になっています。
- ・ 地域における支え合いの体制づくりをすすめるため、町域に生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置しています。

②- 1 支え合いサービスの推進

方針（目標）

- ◇ ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体による多様な支え合いサービスの充実を目指します。
- ◇ 既存の公的サービスの見直し、拡充・改善を検討します。
- ◇ 住民参加型の支え合いサービスの開発を目指します。

主な取り組み

- 地域の生活支援ニーズの把握
- 住民参加型の支え合いサービスの開発
- 地域福祉に関わるコミュニティビジネス等の推進

事業をすすめる上でのそれぞれの役割等

住民

- ・ 普段の見守りや地域別懇談会等を通じて、地域の生活支援ニーズを把握しましょう。
- ・ 地域に必要な支え合いの活動やサービスについて検討しましょう。（協議体）
- ・ 支え合い活動・サービスの担い手として積極的に参加しましょう。

事業所等

- ・ 住民による支え合い活動に対して、事業所等の持つノウハウや資源、施設等を提供するなど協力しましょう。

社協	・ 地域における生活支援ニーズを把握します。 ・ 住民参加型の支え合いサービスの立ち上げを支援します。 ・ 既存の支え合い活動を支援し、活動の充実・強化を図ります。 ・ 住民参加型の支え合いサービス事業に関する調査・研究、情報収集・提供をすすめます。 ・ コミュニティビジネス等に関する調査・研究、情報収集・提供をすすめます。
市	・ 住民参加型の支え合いサービスの立ち上げ・運営に財政支援します。 ・ 共生型サービスなど分野横断的な福祉サービスの取り組みを推進します。 ・ 既存の公的サービスについて、地域のニーズに応じた見直しを行います。

【コラム】

「コミュニティビジネス／ソーシャルビジネス」とは？

- ・ コミュニティビジネスとは、地域が抱える課題を地域資源（人材、ノウハウ、施設、資金等）を活かしながらビジネス的な手法によって解決しようとする事業のことを言います。
- ・ ソーシャルビジネスとは、ビジネスを手段として社会問題を解決しようとする取り組みのことを言い、経済産業省のソーシャルビジネス研究会の定義によると、以下の3点を満たすこととされています。
 - ① 解決が求められる社会的課題に取り組むこと
 - ② ビジネスとして、継続的に事業活動を進めていくこと
 - ③ 新しいしくみを開発・活用し、新しい社会的価値を創出すること
- ・ ソーシャルビジネス（社会的企業）という場合は、地域を超えた事業として、コミュニティビジネスと区別されることもありますが、重なり合う場合も多くあります。

＜事業例＞配食、掃除、家事支援などの助け合い事業、高齢者の介護予防事業、ニート、引きこもり、発達障がいのある人などの居場所、中間就労の場づくり、コミュニティタクシー など （経済産業省「ソーシャルビジネス 55 選」～全国事例紹介より）

「共生型サービス」とは

- ・ 困難を抱える人を一体的に支える「地域共生社会」に向けた施策の一環として、同一の事業所において高齢者や障がい者、子どもなどの複数の分野の公的サービスを一体的に提供するしくみです。

（例）障がい者福祉サービスの事業所でも介護保険サービスの事業所として指定を受けることで、65 歳を迎えて介護保険を優先して利用することになった障がい者が、馴染みの事業所を引き続き利用することができるなどのメリットがあります。

②-2 地域における移動支援活動

方針（目標）

- ✧ 地域内の支え合い活動により解決を図るため、新たな移動支援活動のあり方を検討し、地域における移動支援活動をすすめていきます。
- ✧ 地域活動による移動支援を広げていくため、条件整備やサポートの体制づくりをすすめます。
- ✧ 既存の公的サービスの見直しを検討します。

主な取り組み

- 地域の移動支援ニーズの把握
- 地域に必要な移動支援サービスの検討
- 移動支援プロジェクトの立ち上げ
- 先進事例調査・研究
- 移動支援活動の立ち上げ・運営の支援

事業をすすめる上でのそれぞれの役割等

住民	・ 移動支援を必要としている人、一人ひとりの状況を把握しましょう。 ・ 今後地域にどのような移動支援が必要か話し合いましょう。 ・ 既存の公共交通サービスを積極的に活用しましょう。 ・ 地域における移動支援活動の立ち上げについて検討してみましょう。
事業所等	・ 事業活動を通し、移動支援の分野で地域貢献できることはないか検討しましょう。
社協	・ 移動支援を必要としている人のニーズ把握・状況把握をすすめます。 ・ 先進事例の調査・研究をすすめます。 ・ 地域における移動支援活動の立ち上げを支援します。
市	・ 既存の公的サービスについて、地域のニーズに応じた見直しを行います。 ・ 公共交通体系の見直しを含め、高齢者、障がい者など交通弱者への対策を検討します。 ・ 地域活動による移動支援を広げていくため、条件整備やサポートの体制づくりをすすめます。 ・ 移動支援プロジェクトを分野横断的に立ち上げ、産業界、住民と一緒に新たな移動支援の枠組み（ルールづくり、条件整備等）を検討します。

【取り組みのヒント】

「様々なタイプ（方法）の移動支援」

道路運送法 79 条による登録をして行う福祉有償運送や公共交通空白地有償運送以外に、道路運送法上の許可や登録を要しない以下のような移動・外出支援の形態もあります。

- ・利用者が運送の対価を金銭的にまったく負担しない形態（完全無償）
- ・ガソリン代等の実費を利用者に負担してもらう形態（無償運送）
- ・介護や家事身辺援助等の有償サービスが提供されていて、そのサービスの中に車両を使った送迎も含まれる形態（介護・家事身辺援助等との一体型） など

＜実践事例＞「鶴ヶ岡振興会高齢者等移送サービス」

美山町鶴ヶ岡振興会では、府の事業で購入した電気自動車で地区内の高齢者や障がいのある人を対象に無償の送迎支援を行っています。

＊この他にも、社会福祉法人等の協力で、自治会等が車両を借用して地域内の移動支援活動を行っている例などもあります。

②-3 地域防災力の強化

方針（目標）

- ◇ 災害時に支援や配慮が必要な方が、迅速かつ安全に避難でき、避難所で安心して過ごせるよう、また復旧に必要な支援を速やかに受けられるよう、行政、関係団体と連携しながら「南丹市地域防災計画」と連動して地域の防災力を強化します。
- ◇ 区、地区、広域での災害時の連携体制を確認し、災害支援のネットワークづくりを強化します。

主な取り組み

- 地域防災に関する啓発・学習
- 福祉防災マップづくりの推進
- 災害時要配慮者の把握、情報共有
- 地区防災計画の策定
- 各種訓練の実施
- 自主防災組織の拡充
- 災害ボランティア活動の充実

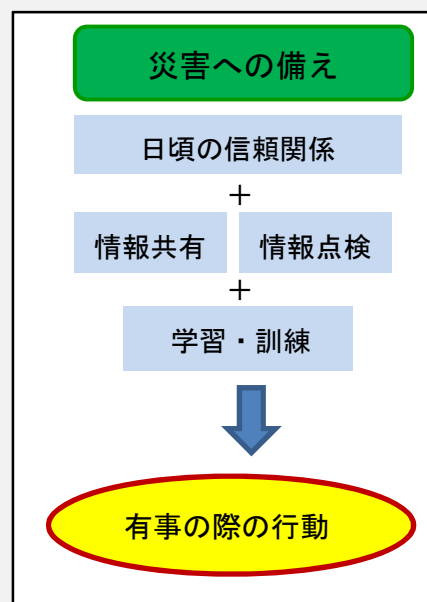
【取り組みのヒント】

「地域ですすめる災害への備え」

災害時に基本的に問われるのは「日頃の信頼関係」です。いざという時に「日頃」が問われます。普段からどれだけ備えているか、情報共有と情報の点検がどれだけできているか、という「備え」が重要です。

そして、一番大事なのは「行動」です。災害や緊急事態に適切に行動できるために何が必要かということ「学習」と「訓練」です。日頃の信頼関係と学習と訓練をどれだけやれるかということが災害対策にとってすごく大事です。

（地域福祉ワークショップでのアドバイザーのコメントより）



事業をすすめる上でのそれぞれの役割等

住民	・ 日頃のご近所付き合いや見守り活動、また福祉防災マップづくりなどを通じて、災害時に支援や配慮が必要な方の状況を把握し、災害時の具体的な支援計画を立てましょう。 ・ 自然災害だけでなく、緊急時に対する備えも含めて、お互いさまでどう助け合えるか考えておきましょう。 ・ 防災に関する講座や防災訓練等に積極的に参加しましょう。また災害ボランティアセンター運営サポーターに積極的に登録しましょう。 ・ 自主防災組織をつくり、災害時に自主的な防災活動が行えるよう、訓練等に積極的に取り組みましょう。 ・ 災害時に支援や配慮が必要な人も実際に参加した訓練に取り組みましょう。 ・ 地域で防災計画を策定しましょう。 ・ 地域の避難所（一時避難所）の設備や備品を把握し、充実に努めましょう。
事業所等	・ 災害時の福祉用具の提供など協力しましょう。 ・ 福祉事業所等は、避難計画を策定し、訓練等に取り組みましょう。 ・ 福祉事業所は、高齢者や障がい者など専門的な対応を要する人への支援に協力しましょう。 ・ 福祉事業所等は、災害時の福祉避難所の設置・運営への協力をしましょう。 （※福祉避難所・・・災害発生時等に、収容避難所や一時避難所では避難生活が困難な災害時要配慮者のために、市が社会福祉施設等と協定を結び、避難所として開設される施設）
社協	・ 地域福祉の観点から防災に関する講座等を開催します。 ・ 災害ボランティアセンター設置・運営訓練、避難所運営訓練など、各種訓練を実施します。 ・ 行政、自治会組織、各種団体等と連携した災害ボランティアセンター運営体制づくりをすすめます。 ・ 災害ボランティアセンター運営サポーターの養成・登録を定期的に行います。 ・ 地域における福祉防災マップづくりを支援します。 ・ 被災者の多様なニーズに対応するため、行政や各種団体等と災害支援のネットワークづくりを平時からすすめます。
市	・ 防災に関する基礎的な情報を整理し、住民に分かりやすく周知します。 ・ 災害時要配慮者支援台帳の更新、及び情報の適切な活用を促進します。 ・ 地域において災害時要配慮者の個別計画の作成に取り組まれるよう働きかけます。 ・ 地域での自主防災組織の立ち上げを支援します。 ・ 地域での防災計画の策定を支援します。 ・ 総合防災訓練を実施し、市民の防災意識の向上及び地域の防災力を強化します。 ・ 市が設置する避難所（収容避難所）の設備の充実に努めます。 ・ 福祉に配慮した避難所の設置・運営をします。 ・ 福祉施設等との連携を強化し、福祉避難所協定締結施設を拡充します。

【取り組みのヒント】

「自主防災組織づくりに取り組みましょう」

●自主防災組織とは？

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき自主的に結成する組織で、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織です。区・自治会等の地域で生活環境を共有している住民等により、地域の主体的な活動として結成・運営されることが望まれます。

●組織の結成にあたって

手 法	説 明
既にある団体を活用する場合	- 自治会等の既存の団体を、そのまま自主防災組織として兼ねる。 - 既存の団体の下に、別に自主防災部門をつくり、その部門を自主防災組織とする。
新たな組織として結成する場合	地域住民に働きかけながら、既存の組織とは別に、新たな組織を結成する。

(参考：消防庁「自主防災組織の手引」)

地域における取り組み事例「福祉防災マップづくり」

- 自分たちの住んでいる地域で地震災害や土砂災害などが起こることを想定し、以下のよう
なことを地図に書き込みながら話し合います。
 - ・地域の危険箇所や安全な場所、避難場所、避難経路など。
 - ・地域の中で災害時に何らかの支援や配慮が必要な人（災害時要配慮者等）がどこにいるか、どのような支援を必要としているか、いざという時に誰がどのように支援できるか。
 - ・災害時要配慮者を支援するために、誰と（どこと）、どのように連携する必要があるか。
- 話し合ったことをもとに、訓練に取り組んだり、日頃からの見守り活動やネットワークづくりに取り組みましょう。



②-4 地域防犯体制の充実

方針（目標）

- ◇ 子どもをねらった不審者や高齢者・障がい者をねらった詐欺から身を守るため、市民の防犯意識を高めるとともに、地域ぐるみの防犯体制を強化し、防犯活動を推進します。

主な取り組み

- こども 110 番のいえ活動の推進
- 子どもの登下校時の声かけ・見守り
- 防犯学習会、出前講座の実施
- 防犯啓発、情報提供の充実

事業をすすめる上でのそれぞれの役割等

住民	・ 防犯に関する情報を積極的に収集しましょう。 ・ 子どもの登下校の見守り・声かけ活動や防犯パトロールなどに積極的に取り組みましょう。 ・ 普段の見守りや交流を通じて顔の見える関係をつくり、防犯に活かしましょう。
事業所等	・ 民間事業所を含め、事業活動を通じて地域防犯の見守りに取り組みましょう。 ・ 関係機関との連携を強化し、情報共有をしていきましょう。
社協	・ 見守り活動やサロン活動などを通じて防犯の啓発・情報提供をすすめます。 ・ 自治会や行政と連携を密に取り、地域防犯に取り組みます。
市	・ 防犯に関する啓発や学習機会の提供をすすめます。 ・ 防犯情報を収集、提供します。 ・ 警察（駐在所、派出所）との連携を強化します。

基本方針（２）

協働ですすめる地域福祉

基本施策①

協働をすすめる体制づくり

【現状と課題】

- ・安心して住み続けられる地域づくりを進めていくためには、住民同士の協力や、様々な団体・組織、行政・関係機関との協働が欠かせません。また、福祉の分野だけでなく、地域振興をはじめ地域の幅広い分野・関係者との協働を進めていく必要があります。
- ・また、地域における活動を継続的にすすめるためには、一部の人だけに負担が偏らない体制づくり、活動の担い手づくり、資金づくりや活動拠点づくりなどが必要です。

①- 1 地域福祉を推進する住民主体の組織づくり

方針（目標）

- ◇ 地区エリアを基本に、地域の実状に応じた適切なエリアで、地域福祉を推進するための住民主体の組織づくりをすすめます。
- ◇ 地域振興と地域福祉の一体的な推進を図ります。
- ◇ 福祉以外の分野との連携を積極的にすすめ、地域福祉の推進をバックアップします。

主な取り組み

- 地域福祉推進組織の立ち上げ
- 地区福祉活動計画の策定
- 地域福祉推進組織の運営補助

事業をすすめる上でのそれぞれの役割等

住民

- ・ 区・自治会役員、民生児童委員、ふれあい委員、サロン、ボランティアをはじめ、地域の幅広い住民や団体が主体的に参加して話し合う場をつくりましょう。
- ・ それぞれの団体の活動や困りごとについて情報交換をしたり、地域課題について話し合い、互いに協力して取り組めることを考えましょう。
- ・ 住民同士の交流を深める活動や、生活課題・地域課題を解決するための助け合いの活動を、地域ぐるみで考え、すすめましょう。
- ・ 地域福祉活動を無理なく継続的に取り組めるように、地域にあった住民主体の組織（地域福祉推進組織）づくりをすすめましょう。
- ・ 住民の声や思いをもとに、地区福祉活動計画づくりに取り組みましょう。

事業所等	・ 地域福祉推進組織（活動）に参加・協力しましょう。
社協	・ 地域別懇談会を開催するなど、地域での話し合いの場づくりを支援します。 ・ 地域福祉を推進する住民主体の組織の立ち上げ・運営について、助言・情報提供等の支援をします。 ・ 地区福祉活動計画づくりを支援します。 ・ 地域福祉推進組織同士の交流の場を設け、情報交換や課題共有をすすめます。 ・ 地域福祉推進組織のリーダーの人材育成を支援します。
市	・ 地域福祉を推進する住民主体の組織の立ち上げ・運営への財政支援をします。 ・ 地域福祉推進組織のリーダーの人材育成を支援します。

【コラム】

「第3期計画の課題になるのは・・・」

いろんな生物が住めるようにするモデルフォレストづくりと同じように、地域福祉でもいろんな人が立場も性別も国籍も超えて一緒に住めるような地域をつくっていかうとしています。そういう仕掛けづくりというのが、いよいよ次の計画の課題です。

その時、南丹市でこれまで育ててきた地域福祉人材をどういう風につなげていくのか、ということが大きな課題になると思います。

（地域福祉ワークショップでのアドバイザーのコメントより）

国の政策動向

国は「ニッポン一億総活躍社会」の方針の中で、小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援し、2020年～2025年を目途に全国展開を図る、としています。

【取り組みのヒント】

「地域福祉推進組織のタイプ」

地域福祉を推進する組織には様々なタイプがあります。

地域にあった組織の形を考えることが大切です。

1. 自治会代表や関係組織代表が集まり、地区社会福祉協議会を組織する場合
 - ＊社会福祉活動を目的とした組織
 - ＊自治会に福祉部がある場合とない場合がある
（ある場合は福祉部の代表が地区社協に参加）
2. コミュニティ協議会、ないしは自治会連合会内に福祉部会を組織する場合

①-2 協働を推進する活動拠点づくり

方針（目標）

- ◇ 地区階層を基本に、地域の実状に応じた適切な階層で、地域福祉・生活支援の活動拠点づくりをすすめます。

主な取り組み

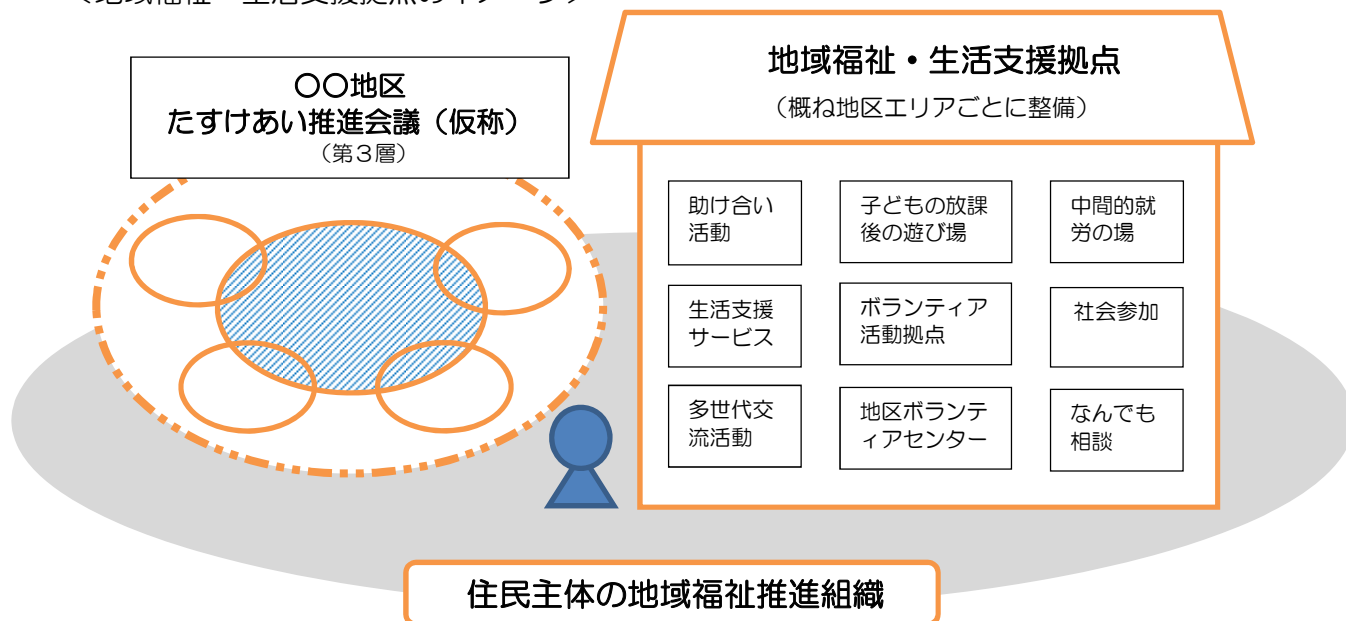
- 地域福祉・生活支援拠点の整備

事業をすすめる上でのそれぞれの役割等

住民	・ 既存の施設などを活用して地域福祉・生活支援の活動拠点をつくりましょう。 ・ 空き家や旧小学校の利活用に、地域福祉活動の拠点としての視点を入れましょう。
事業所等	・ 地域福祉・生活支援の活動拠点として、施設の地域交流スペース等の活用を住民と一緒に検討しましょう。
社協	・ 地域福祉・生活支援拠点の先進事例について調査・研究します。 ・ 地域福祉・生活支援拠点の立ち上げ・運営について助言・情報提供等の支援をします。
市	・ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用のための条件整備や支援を行います。

基本目標 1 住民が主体的に取り組む地域づくり

基本方針 (2) 協働ですすめる地域福祉 基本施策①協働をすすめる体制づくり
＜地域福祉・生活支援拠点のイメージ＞



＜地域福祉・生活支援拠点の要素＞

- ・住民やボランティア、NPO、支援を必要とする当事者等が出入りし、多世代の多様な立場の人々が出会い、交流する場
- ・住民主体の多様な助け合い活動、生活支援サービスを発展させていくための活動拠点
- ・住民と専門職との連携を強化するための拠点
- ・地域に開かれ、地域に支えられる運営による拠点

(『地域福祉・生活支援拠点づくりの考え方と実際～地域包括ケアを住民主体ですすめるために』全社協 より)

【取り組みのヒント】

「活動拠点の様々な機能と形態」

地域福祉・生活支援拠点の中核的事業として、小規模型通所介護事業や認知症対応型通所介護事業、小規模多機能型居宅介護等の介護保険事業を実施しつつ地域のケア拠点として、サービスの利用者だけでなく、周辺地域の在宅高齢者等も含めた支援を志向している例も多くなっています。

【コラム】

「身近な地域の『作戦会議の場』」

活動拠点は、これからこのまち（地域）をどうしていくか、ということを皆で考える「作戦会議の場」です。ここに住んでいる人たち皆のことを考えて、何をしていくか、そういう話を落ち着いたところでできる場というのが、実は居場所であり活動拠点です。

(地域福祉ワークショップでのアドバイザーのコメントより)

①-3 協働で推進する支え合いの体制づくり

方針（目標）

- ◇ 行政と各圏域の生活支援コーディネーター、地域福祉コーディネーターや地域の多様な関係者により、定期的な情報共有や連携強化の場、地域の課題解決に向けた住民主体の協議の場を設け、各地域における支え合いの体制づくりをすすめます。

主な取り組み

- 各圏域における生活支援コーディネーター及び地域福祉コーディネーターの配置
- 各圏域における支え合いの体制づくりに向けた協議の場づくり

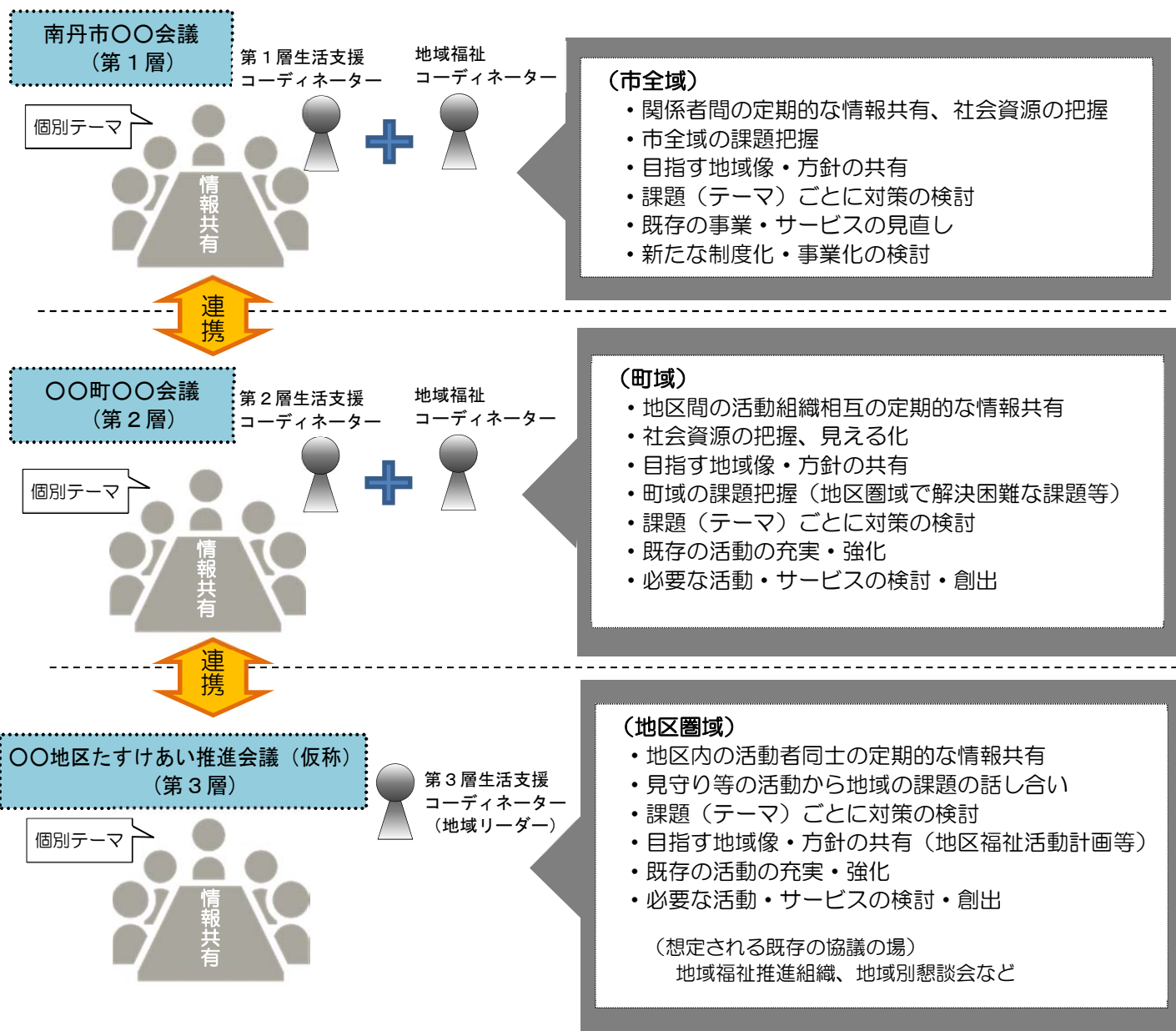
事業をすすめる上でのそれぞれの役割等

住民	・ 地域の支え合いの体制づくりに関する勉強会や情報交換・協議の場に積極的に参加しましょう。
事業所等	・ 地域の支え合いの体制づくりに関する勉強会や情報交換・協議の場に積極的に参加しましょう。
社協	・ 地域福祉コーディネーターを配置します。 ・ 地域の支え合いの体制づくりに関する勉強会や情報交換・協議の場づくりをすすめます。 ・ 地域の共通課題等について具体的な解決策を検討するなど、地域における支え合いの体制づくりを幅広い関係者で協議します。
市	・ 生活支援コーディネーターを配置します。 ・ 地域における支え合いの体制づくりや社会資源開発について協議する場を設定します。

基本目標 1 住民が主体的に取り組む地域づくり

基本方針（2）協働ですすめる地域福祉 基本施策①協働をすすめる体制づくり

＜支え合いの体制づくりのための協議の場イメージ＞



＜協議メンバー＞

地縁組織（区、自治会、振興会、地域福祉推進組織など）、ボランティア、社会福祉法人、NPO、協同組合、介護サービス事業所、民間企業、中間支援組織、市、包括支援センター、社協 など

【取り組みのヒント】

「協議の場づくりについて」

当初から上記のようなすべての構成メンバーをそろえる必要はなく、まずは最低限必要なメンバーで協議の場を立ち上げ、徐々にメンバーを増やす方法も有効です。はじめに「組織ありき」ではなく、関係者が集まり、支え合う地域づくりのために話し合う過程が重要です。既存の協議の場の活用や、専門職中心の地域ケア会議等との連携も重要です。

【取り組みのヒント】

「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）と協議体の役割・機能」

日常生活ニーズ調査や地域ケア会議等により、地域の高齢者支援のニーズと地域資源の状況を把握するとともに関係者と連携しながら、地域における以下の取り組みを総合的に支援・推進。

- ① 地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起
- ② 地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ
- ③ 関係者のネットワーク化
- ④ 目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一
- ⑤ 生活支援の担い手の養成やサービス開発（担い手を養成し、組織化し、担い手を支援活動につなげる機能）
- ⑥ ニーズとサービスのマッチング

「地域福祉コーディネーター」とは？

住民の地域福祉活動を支援するコーディネーターで、以下のような活動を行います。

- ・ 専門的な対応が必要な問題を抱えた方に対し、問題解決のため関係する様々な専門家や事業者、ボランティア等との連携を図り、総合的かつ包括的に支援する。また、自ら解決することのできない問題については適切な専門家につなぐ
- ・ 住民の地域福祉活動で発見された生活課題の共有化、社会資源の調整や新たな活動の開発、地域福祉活動に関わる人材のネットワーク形成を図るなど、地域福祉活動を促進する

「生活支援コーディネーター」とは？

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」では、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）について、以下のように定義されています。

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者を「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」とする。

①-4 地域福祉活動の資金づくり

方針（目標）

- ✧ 赤い羽根共同募金運動を活性化し、地域福祉活動の財源として有効活用します。
- ✧ コミュニティビジネスの立ち上げを積極的に支援し、地域福祉活動の財源として活用します。
- ✧ 地域づくりに関連する各分野の財源を、地域福祉の推進に効果的に活用します。

主な取り組み

- 赤い羽根共同募金運動の活性化
- コミュニティビジネス立ち上げ（支援）

事業をすすめる上でのそれぞれの役割等

住民	・ 社協会費や共同募金に積極的に協力しましょう。 ・ コミュニティビジネスの立ち上げ
事業所等	・ 共同募金運動への積極的な協力をしましょう。
社協	・ 共同募金運動を活性化し、各種助成事業等により地域福祉活動の財源として有効に活用します。 ・ 社協会費や共同募金がどのように使われているかを分かりやすく伝えます。 ・ 住民の声を反映して社協会費や共同募金を地域の活動に有効に活用します。
市	・ 地域づくりに関連する各分野の財源を、地域福祉の推進に効果的に活用します。

【取り組みのヒント】

「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」

地域づくりに関連する各分野の財源を、地域福祉の推進に効果的に活用するため、国からは以下のような通知が出されています。

1 地域づくりに資する事業の一体的実施について

介護保険制度の地域支援事業、障害者総合支援制度の地域生活支援事業、子ども・子育て支援制度の地域子育て拠点事業、健康増進法に基づく健康増進事業などの地域づくりに資する事業（予算による国庫補助事業や市区町村が単独事業として行うものを含む。以下同じ。）について、市区町村は、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるために、複数の事業を連携して一体的に実施することができる。

この場合において、一の事業を担当する職員が、他方の事業の対象者に対し支援を提供することを妨げない。

2 費用の計上について

市区町村が地域づくりに資する事業のうち、複数のものを連携して一体的に実施する場合は、その実施に要する総費用を事業間で合理的な方法により按分することができる。（以下省略）

（平29.3.31 健健発0331 第1 号、雇児総発0331 第4 号、社援地発0331 第1 号、障企発0331 第1 号、老振発0331 第1 号 厚生労働省健康局健康課長、雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局地域福祉課長、障害保健福祉部企画課長、老健局振興課長 通知）

基本方針（3）

住民参加の促進

基本施策①

自らが担う意識の醸成

【現状と課題】

- ・南丹市では、人口減少及び少子高齢化が進行し、また核家族化、高齢者のひとり暮らし世帯が増加しています。さらにアンケート調査からも近所付き合いの希薄化の傾向なども見られ、お互いの生活を協力して助け合える体制が弱体化してきていると考えられます。
- ・このような中、アンケート調査では、支援を必要とする人は、「行政と住民が協力しながら、地域で支え合うべき」という考えの方が多く、これまで進められてきた地域福祉のさらなる推進が求められています。
- ・そのためには、住民の一人ひとりの福祉に対する関心をさらに高め、地域づくりを自らが担うという意識の醸成を図っていくことが重要となることから、福祉教育や各種講座などにより学習教育の機会を設けていくことが必要になります。

①-1 生涯を通じた福祉への学び

方針（目標）

- ◇ 小・中・高校生を中心に、高齢者や障がいのある人たちとの交流や福祉体験等を通じて、福祉への関心を高める教育の機会を提供し、次世代の担い手確保に向けて取り組みます。
- ◇ あらゆる世代のより多くの住民が、福祉について考え・学ぶ機会をつくっていきます。

主な取り組み

- 小中学校、高等学校における福祉教育の推進
- 市民を対象にした福祉教育の推進
- 福祉活動等への参加を通じた意識の醸成

事業をすすめる上でのそれぞれの役割等

住民	・ 地域の中で福祉についての理解を深め、関心を持ちましょう。 ・ 地域の中で困っている人がいたら、お互いに助け合える意識を高めましょう。 ・ 福祉教育の機会に積極的に参加、協力しましょう。 ・ 高齢者、障がいのある人たちなどの福祉教育への積極的な参加、協力をすすめましょう。 ・ 困った時こそ、助けられ上手になりましょう。
事業所等	・ 事業所等において福祉教育を実施しましょう。 ・ 小中学校、高等学校における福祉体験学習等を積極的に支援しましょう。 ・ サロンや地域で住民が集まる場に出向き、講座や勉強会を実施しましょう。
社協	・ 学校や地域における多様な福祉教育・ボランティア学習を実施・支援します。 ・ 学校、福祉施設、保健所、ボランティア等との連携を強化します。 ・ 地域課題に根差した学習プログラムづくりをすすめます。
市	・ 地域における多様な福祉教育の実施を支援します。

①-2 人権意識の醸成

方針（目標）

- ✧ 地域の中で誰もが尊重され安心して生活できる社会の構築には、人々の持つ多様性を受け入れ尊重する人権意識の醸成が大切です。
- ✧ 様々な特性や差異についての理解を深めるため、地域住民の交流の機会や学習の機会を設け、啓発活動等に取り組みます。
- ✧ 差別や虐待・暴力等、人間の尊厳の侵害を許さない人権感覚を育てます。

主な取り組み

- 「南丹市人権教育・啓発推進計画」に基づく、人権研修や啓発の実施
- 「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」等の理念の普及・啓発
- 認知症、障がいなどへの理解の促進を図るための学習、啓発活動の推進
- 認知症サポーター養成講座等、各種福祉関連講座の実施
- 虐待防止啓発活動の推進

事業をすすめる上でのそれぞれの役割等

住民	・ 地域の中でお互いの人権を尊重する意識を高めましょう。 ・ 人権等に関わる学習の機会などに積極的に参加しましょう。 ・ 地域の中で、人権学習の機会をつくり、啓発活動に取り組みましょう。 ・ 認知症や障がい等について正しい理解を深め、偏見をなくしましょう。 ・ 虐待や差別、いじめなどの人権侵害を発見したら市の窓口や専門機関、人権擁護委員、民生児童委員などに連絡・相談しましょう。
事業所等	・ 事業所内で人権等に関する学習の機会をつくりましょう。 ・ 人権に配慮した事業活動の推進に努めましょう。
社協	・ 当事者団体等と連携し、人権啓発に取り組みます。 ・ 当事者との交流の機会をつくるなど、小中学校等における人権学習を支援します。 ・ 認知症サポーター養成講座等の市民が福祉的な理解を深める機会をつくれます。
市	・ 「南丹市人権教育・啓発推進計画」に基づき、人権研修や啓発を実施します。 ・ 人権関連法の理念やガイドライン等を市民に分かりやすく普及・啓発します。

①-3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

方針（目標）

- ☆ 年齢や性別、身体能力、国籍など人々が持つ様々な特性や違いを超え、すべての人に配慮し、お互いの立場を理解し、尊重し合う中で、住民、事業者、社会福祉法人、市等の様々な立場の人が協働して、誰もが安心した暮らしができる「ユニバーサルデザインのまちづくり」を推進します。
- ☆ すべての人に社会参加の機会が確保されるよう、ユニバーサルデザインに基づく環境整備に取り組めます。

主な取り組み

- ユニバーサルデザインの理念の普及啓発
- ユニバーサルデザインに基づく広報活動
- ユニバーサルデザインに基づく施設等の整備
- 手話、点字、音訳ボランティア活動の推進

事業をすすめる上でのそれぞれの役割等

住民	・ ユニバーサルデザインの理念について理解を深めましょう。 ・ 手話、点字、音訳などのボランティア活動に参加しましょう。
事業所等	・ ユニバーサルデザインに基づいた事業活動の推進に努めましょう。 ・ ユニバーサルデザインに基づく施設等の整備・改善に努めましょう。
社協	・ 小中学校における福祉教育等を通じて、ユニバーサルデザインの理解を広げます。 ・ ユニバーサルデザインを踏まえて誰にでも分かりやすい広報活動に努めます。 ・ ユニバーサルデザインに基づいた事業活動の推進に努めます。
市	・ 住民や企業などへの理解推進のための啓発活動を推進します。 ・ ユニバーサルデザインに基づく公共施設等の整備・改善を推進します。 ・ ユニバーサルデザインを踏まえて誰にでも分かりやすい広報活動に努めます。 ・ 多言語、手話、点字、音訳など情報提供方法に配慮し、多様な媒体による情報提供の充実に努めます。

【コラム】

「ユニバーサルデザインとは？」

ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、身体能力、国籍等人々が持つ様々な特性や違いを超え、すべての人に配慮して心豊かな暮らしづくりを行っていかうとする考え方を言います。すべての人がお互いの立場を理解し、尊重し合い、さらに市民、事業者及び市が協働して、思いやりの心でつながる優しいまちづくりを進めましょう。

基本方針（3）

住民参加の促進

基本施策②

**地域福祉活動・
ボランティア活動の推進**

【現状と課題】

- 地域課題が多様化する中で、区長や民生児童委員等の負担が増加しています。地域課題への取り組みを継続的に進めていくためには、活動を担う人材を幅広く増やしていくことが必要です。
- アンケート調査では、ボランティア活動への参加が減少傾向にあり、参加したくない理由として「時間的に余裕がないから」や「参加するきっかけがないから」などが多く挙げられています。一方、参加している方の活動目的や活動の良かった点としては“人とのつながり”に関する回答が多くなっており、参加の促進を図るにあたって、各活動のPRや、短時間でも参加できる活動の創出や、参加のきっかけをつくるが必要になると考えられます。
- 高齢者が社会参加し、社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながるという視点から、元気な高齢者が地域活動の担い手として活躍してもらうことも期待されています。

②-1 地域福祉活動・ボランティア活動への参加促進

方針（目標）

- ✧ ボランティア活動などをPRする広報活動や、実際に体験するきっかけを提供するなどにより、住民の活動への参加を促進します。
- ✧ 気軽に活動に参加できるような工夫やしくみづくりに取り組みます。
- ✧ 高齢者の社会参加や地域活動への参加を促進します。
- ✧ ボランティアセンターの機能を充実させます。

主な取り組み

- 福祉・ボランティア活動の参加啓発
- 学生のボランティア活動への参加の促進
- 様々な媒体を活用した情報提供・発信
- ボランティア交流会などの開催

事業をすすめる上でのそれぞれの役割等

住民	・ 広報紙などの情報に積極的に目を通して、地域福祉活動やボランティア活動に関心を持ちましょう。 ・ 地域福祉活動やボランティア活動に積極的に参加しましょう。
事業所等	・ 企業の CSR 活動を通じて、ボランティア活動等への参加を促進しましょう。 （※CSR・・・Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）
社協	・ 市内で取り組まれている地域福祉活動等について、広報紙やホームページなど様々な媒体により情報発信します。 ・ ボランティア交流会の開催など、活動への参加促進のきっかけづくりをすすめます。 ・ 社協ボランティアセンター機能を強化します。 ・ ボランティアコーディネーターを配置します。 ・ 他分野のボランティア活動との連携をすすめます。 ・ 学習会や研修会を開催して、新たなボランティア人材の発掘と育成をすすめます。
市	・ 市内で取り組まれている地域福祉活動等について、広報紙やホームページなど様々な媒体により情報発信します。 ・ 参加促進のための、きっかけづくり（広報、体験など）を支援します。 ・ 地域福祉活動・ボランティア活動の支援拠点の整備について検討します。 ・ ボランティアコーディネーターの配置に向けた支援をします。

②-2 事業所等における地域貢献事業の推進

方針（目標）

- ◇ 一般事業所や社会福祉法人、社会福祉施設が有する資源やノウハウを活かした地域貢献事業の推進を図ります。
- ◇ 事業所等が地域との交流・連携を深め、地域の一員としてともに地域福祉を推進する環境を整えます。

主な取り組み

- 事業所等を含めた地域の見守りネットワークの強化
- 事業所等の活動を通じた、地域の居場所づくり、交流促進
- 事業所等の機能、設備を活かした地域貢献活動の推進

事業をすすめる上でのそれぞれの役割等

住民	・ 事業所等と連携し、地域の課題の解決に必要な取り組みについて検討しましょう。
事業所等	・ 事業所等や社会福祉法人が有する機能（福祉専門職員や福祉施設など）を活かして、地域課題の解決に必要な取り組みを積極的にすすめましょう。
社協	・ 市内の社会福祉法人による地域貢献事業を推進するために、ネットワークの構築を目指します。 ・ 地域二一ズと事業所の地域貢献活動の橋渡しをします。
市	・ 地域二一ズと事業所の地域貢献活動の橋渡しをします。

【取り組みのヒント】

京都地域福祉創生事業「わっかプロジェクト」の取り組み

既存の社会福祉制度だけでは対応が難しい福祉課題を抱える人が増えてきている中で、制度からはみ出た課題に対して、地域で活動をしている社会福祉法人だからこそできることを考えていきたいとの思いで、京都府社会福祉協議会と参画法人によって進められているプロジェクトです。

複数の法人の拠出金で活動が展開され、法人が持つ設備や人的資源を活用し、高齢、障がい、保育などの種別を超え連携した取り組みがされています。

【例】 保育園を利用した子どもの居場所づくり
高齢者施設を活用した子ども食堂の開催

基本目標 2 総合的な相談・支援体制づくり

基本方針（4）

相談支援体制の推進

基本施策①

総合相談機能の充実

【現状と課題】

- ・ 少子高齢化の進展や社会・経済情勢の変化に伴い、地域社会の中の様々な縁（血縁・地縁・社縁）が弱まっています。南丹市における高齢化率（平成 29 年 9 月末現在）が 34.5% となる一方、若い世代の流出や世帯員の減少が進行し、家族や地域の支え合いの力が衰退している状況があります。
- ・ これに伴い、問題を抱えた方や世帯が地域から孤立しやすい状況となり、これまで家族間、地域内で解決できていた様々な事柄が福祉課題として表面化するようになってきました。
- ・ 地域社会の縁を再構築し地域の福祉力を高める取り組みをすすめるとともに、地域住民が抱える問題を早期発見し、深刻化する前に解決に導く体制や、複合的な課題を抱えている方や制度の狭間に陥っている人、地域から孤立している人などが相談につながることをできる体制づくりが求められています。

①- 1 総合相談窓口の設置

方針（目標）

- ◇ 現在の相談・支援体制は、専門分野ごとに相談を受け付け、解決にあたっては関係機関との連携など協働した取り組みがすすめられていますが、複合的な課題や制度の狭間で相談を受ける部署がない場合など、速やかに相談につながらないことがあります。
- ◇ 様々な困難を抱える住民や地域支援者等がまず相談につながる「入口」の機関として総合相談窓口を設置することで、問題を早期発見し、深刻化する前に各専門機関と連携して解決（＝「出口」）に導くことを目指します。

主な取り組み

- 総合相談窓口の設置
- 総合相談支援コーディネーターの設置

事業をすすめる上でのそれぞれの役割等

住民	・ 地域活動を通して、ニーズや問題・課題を早期発見し、相談窓口につなぎましょう。可能な場合は地域住民の支え合い・助け合いや各専門機関等との連携・協働により早期解決を目指しましょう。
社協	・ 市と連携し、総合相談窓口の設置及び相談受付から課題解決までの一連の相談支援体制確立に向け協議をすすめます。 ・ 身近な地域で課題解決ができるよう、地域の福祉力向上に向けた支援を行います。 ・ 区、地区、町、市の各エリアで段階的に課題を受け止め対応できる相談支援体制を構築します。
市	・ 市社協と連携し、総合相談窓口の設置及び相談受付から課題解決までの一連の相談支援体制確立に向け協議をすすめます。 ・ 身近な地域で課題解決ができるよう、地域の福祉力向上に向けた支援を行います。 ・ 区、地区、町、市の各エリアで段階的に課題を受け止め対応できる相談支援体制を構築します。

「総合相談窓口」運用のイメージ

【単独の機関で対応可能な相談の場合】

- ・ どこに相談していいかわからないといった場合にまず相談を聞き、適切な窓口を案内します。

【多機関での対応が必要な場合】

- ・ 総合相談支援コーディネーターが中心となり、複合的な課題を抱えている人や世帯を丸ごと受け止め、各専門機関（専門職）によるネットワークを活用し適切な支援機関につなぎます。また、必要に応じ支援のための調整会議を開催し、情報共有や多方面からの支援について協議します。総合相談窓口では複合的な相談について各専門機関につないだ後も、解決までの進捗管理をします。

①-2 子ども・子育て、高齢者、障がい者分野の相談機能の強化

方針（目標）

- ◇ 子ども・子育て、高齢者、障がい者分野における相談・支援体制については、各分野の個別計画に基づき充実・強化するとともに、支援が必要な人に情報が届くよう周知に努めます。

主な取り組み

- 子ども・子育て支援事業計画に基づく相談機能の充実・強化
- 高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づく相談機能の充実・強化
- 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画に基づく相談機能の充実・強化

事業をすすめる上でのそれぞれの役割等

住民	・ 地域で暮らす人々への関心を持ち、様々な交流を通し、お互いの状況を知るよう心掛けましょう。 ・ 障がい者や高齢者等の特性について理解を深めましょう。 ・ 地域活動を通して、ニーズや問題・課題を早期発見し相談窓口につなぎましょう。可能な場合は地域住民の支え合い・助け合いや専門機関との連携・協働により早期解決を目指しましょう。
事業所等	・ 事業活動中の見守りなど事業内容を活用して、地域の見守りネットワークへ参画しましょう。 ・ 事業者による地域福祉活動を実施しましょう。
社協	・ 障がい者や高齢者等の特性について市民が理解を深める機会をつくります。 ・ コミュニティ・ソーシャル・ワーク等の活動を通し、地域課題を早期発見し、専門機関との連携・協働により早期解決を目指します。 ・ 社協設置の各分野における相談機能の充実・強化を図ります。
市	・ 障がい者や高齢者等の特性について市民が理解を深める機会をつくります。 ・ 市設置の各分野における相談機能の充実・強化を図ります。 ・ 各分野の相談窓口の住民への周知を図ります。

【コラム】

各分野における包括的な支援体制づくり

南丹市では、各分野における包括的な支援体制づくりが進んでいます。

高齢者分野では、平成 18 年に「南丹地域包括支援センター」が設置され、障がい者分野では、平成 26 年度に「南丹市障害者基幹相談支援センター」が設置され、包括的な支援・相談を行っています。

子ども・子育て分野においては、現在、国において「子育て世代包括支援センター」を全国の市区町村に設置するよう進められているところです。南丹市においても、妊娠から出産、子育てまで、切れ目のない支援の実現を目指していきます。

①-3 生活困窮者分野の相談機能の強化

方針（目標）

- ◇ 生活に困窮する人の最後のセーフティネットとして生活保護制度が整備されており、それぞれの対象者の状況に応じ経済的支援や相談・支援を行います。
- ◇ 生活困窮者の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者自立支援法に基づき各種の事業を実施し、関係機関との連携により生活困窮者の自立を支援します。
- ◇ 地域での見守り活動やコミュニティ・ソーシャル・ワーク等の活動により生活困窮者の現状と課題を把握し、支援に結び付けるとともに、支援が必要な人に情報が届くよう周知に努めます。

主な取り組み

- 生活保護法に基づく事業の実施
- 生活困窮者自立支援法に基づく事業の実施
- 福祉資金貸付事業の実施
- 生活相談センターの運営
- くらしの資金貸付事業の実施

事業をすすめる上でのそれぞれの役割等

住民	・ 地域で暮らす人々への関心を持ち、様々な交流を通しお互いの状況を知るよう心掛けましょう。 ・ 地域活動を通して、生活困窮者の現状と課題を把握し、速やかに相談窓口につなぎましょう。可能な場合は地域住民の支え合い・助け合いや専門機関との連携・協働により早期解決を目指しましょう。
事業所等	・ フードバンクへの食糧の提供など、事業内容を活かした協力をしましょう。 ・ 事業活動中の見守りなど事業内容を活用して、地域の見守りネットワークへ参画しましょう。 ・ 事業者による地域福祉活動を実施しましょう。
社協	・ 地域との連携を密にし、様々な機会を通し、生活困窮者や困窮リスクの高い人の把握に努めます。 ・ 福祉資金貸付事業の実施 ・ 生活相談センターの運営 ・ その他生活困窮者支援事業の実施

市

- ・ 生活保護法に基づく事業の実施
- ・ 生活困窮者自立支援法に基づく事業の実施
- ・ くらしの資金貸付事業の実施
- ・ その他生活困窮者支援事業の実施
- ・ 各種経済的支援制度の周知

【コラム】

藤田孝典（著）『下流老人』（2015年 朝日新書）にみる生活困窮者問題

藤田孝典（注1）氏は著書「下流老人（注2）」の中で次の3点（3つのない）をあげて生活困窮者の状況について説明されています。

- ①収入が著しく少ない
- ②十分な貯蓄がない
- ③頼れる人間がいない（社会的孤立）

①②の状態にあり、さらに社会的孤立にある状態は多くのリスクがあり、相談する相手がいないために、生活に困窮しても助けを求められず、問題が深刻化してから発見されるケースが多いと言います。

さらに著書の中では、次のように書かれています。

「下流老人とは、言いかえれば「あらゆるセーフティネットを失った状態」と言える。収入が低くても、親の遺産なども含め十分な貯蓄があれば問題ない。また、貯蓄がなくとも、家族の助け、地域の縁があれば支えあって暮らしていける。しかしそのすべてを失ったとしたら……。現状において、有効な手立てを講じるのは難しいと言わざるを得ない。」

これを、私たちの地域に当てはめ、さらに高齢者だけでなくあらゆる世代の生活困窮者の問題として考えた時に、私たち地域住民でできる生活困窮者対策があるのではないだろうか。

（注1）NPO法人ほっとプラス代表理事。聖学院大学人間福祉学部客員教授。反貧困ネットワーク埼玉代表。厚生労働省社会保障審議会特別部会委員。ソーシャルワーカーとして現場で活躍する一方、生活保護や生活困窮者支援のあり方に関する提言を行う。

（注2）著書の中で、「下流老人」を「生活保護基準相当で暮らす高齢者及びその恐れがある高齢者」と定義されています。

①-4 権利擁護機能の強化

方針（目標）

- ◇ 高齢化の進行が一層すすむ中で、認知症高齢者や判断能力に不安を抱える高齢者が増え、また、知的障がい者や精神障がい者の中には、福祉サービス利用にあたって援助が必要な方が増えています。こうした方々が地域において安心して自立した生活を送れるよう、判断能力や生活の状況を踏まえた多様な支援で権利擁護機能を強化し、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の普及・促進を図るとともに、市民が成年後見制度を利用しやすい体制の構築に努めます。
- ◇ 高齢者や障がい者に対する差別や権利を侵害する要因を取り除き、虐待や権利侵害があれば早期発見、早期対応ができる体制づくりをすすめます。

主な取り組み

- 福祉サービス利用援助事業の実施
- 高齢者、障がい者虐待防止に向けたネットワークの構築
- 成年後見制度利用促進のための体制づくり

事業をすすめる上でのそれぞれの役割等

住民	・ 権利擁護について理解を深めましょう。 ・ 地域活動を通して、虐待や権利の侵害を発見した場合は速やかに相談窓口につなぎましょう。 ・ 地域活動を通して、権利擁護を必要とする方を把握した場合は、速やかに相談機関につなぎましょう。
社協	・ 地域との連携を密にし、権利擁護を必要とする方の把握に努めます。 ・ 権利擁護を必要とする方を把握した場合、適切に支援に結び付けます。 ・ 法人後見の受任体制を整備します。 ・ 福祉サービス利用援助事業から成年後見制度利用移行への円滑な支援体制を整えます。
市	・ 権利擁護機能の強化に努めます。 ・ 成年後見制度の普及・促進に努めます。 ・ 市民が成年後見制度を利用しやすい体制の構築に努めます。 ・ 成年後見制度利用促進基本計画市町村計画を策定します。

【コラム】

【権利擁護の推進に向けた全国的な動き】

成年後見制度利用促進法が平成 28（2016）年 4 月に成立し、国において「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。市町村は、国の基本計画を勘案し、市町村における成年後見制度の利用促進に関する施策について、2021 年度までに基本的な計画を定め、成年後見等実施機関の設立等に係る支援やその他必要な措置を講じるよう努め、審議会を設置する必要があります。

各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築し、その中核となる機関（以下、「中核機関」という）が必要になると考えられます。中核機関には、ア）広報機能、イ）相談機能、ウ）成年後見制度利用促進機能、エ）後見人支援機能の 4 つの機能について、段階的・計画的に整備されるとともに、オ）不正防止効果についても配慮すべきとされています。

（参考：成年後見制度利用促進基本計画／平成 29（2017）年 3 月 24 日閣議決定）

これらの国の動向を受け、全国各地で、高齢者、障がい者の相談を包括的に受ける機能を備え、その中で福祉サービス利用援助事業や成年後見制度利用などにつなげ、対応できる「権利擁護支援（成年後見）センター」の設置の動きが出てきています。

基本方針（4）

相談支援体制の推進

基本施策②

支援ネットワークの
構築と連携の推進

【現状と課題】

- ・多様化・複雑化する相談を早期解決につなげるためには、総合相談窓口で受け付けた相談を多面的に分析し、適切な支援に結び付けることが重要です。このため、各専門機関等との連携・協働による解決に向けた体制を構築する必要があります。

②-1 支援ネットワークの構築

方針（目標）

- ◇ 各関係機関によるネットワークを構築し、情報共有や連携の強化を図ります。

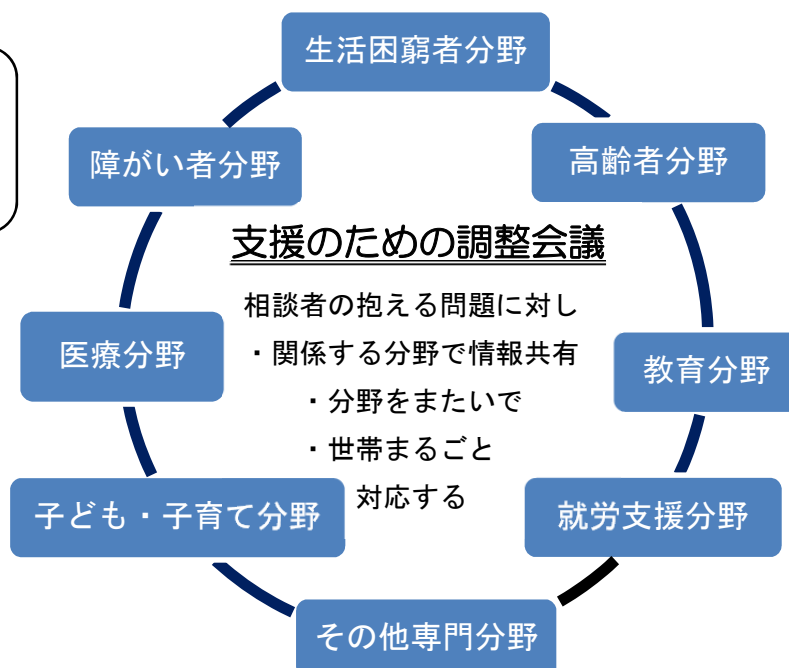
主な取り組み

- 各関係機関による支援ネットワークの構築

事業をすすめる上でのそれぞれの役割等

住民	・ 地域活動を通し、支援が必要な方を把握した場合、速やかに相談窓口につなぎましょう。
社協	・ 市と連携し、多分野・多職種連携による支援ネットワークを構築します。
市	・ 多分野・多職種連携による支援ネットワークを構築します。 ・ 連携に必要な情報共有のしくみをつくります。

支援ネットワークと
支援のための調整会議
イメージ図



②-2 支援のための調整会議の設置

方針（目標）

- ◇ 総合相談窓口において受け付けた相談については、速やかに適切な専門機関等につなぎ、各専門機関等において対応することとなります。しかし、どの分野のどの機関で取り組む内容であるか不明であったり、既存の制度では対応できない課題や複合した課題がある場合などは、上記の支援ネットワークを活用し、関係する専門機関による支援のための調整会議を開催し、適切な支援方法を協議します。
- ◇ また、各専門機関等において相談を受けた場合であっても、複数分野による支援が必要な場合等は支援のための調整会議で協議するなどの活用が想定されます。
- ◇ 現実の暮らしの中には、既存の制度や社会資源では解決困難な課題もあります。そのような場合には、問題解決プロジェクトを立ち上げ、新たな支援策について協議します。

主な取り組み

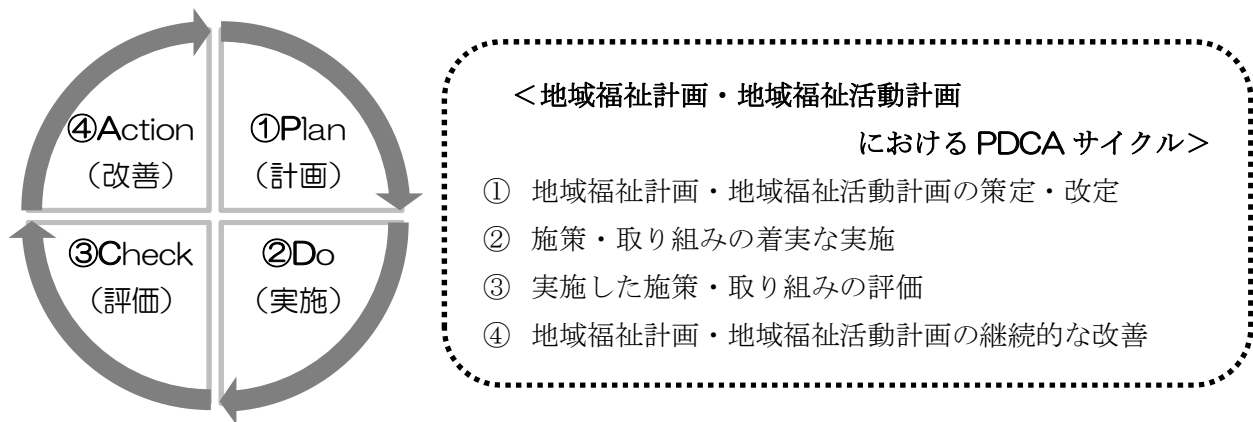
- 支援のための調整会議の設置
- 問題解決プロジェクトの立ち上げ

事業をすすめる上でのそれぞれの役割等

住民	・ 地域活動を通し、支援が必要な方を把握した場合、速やかに相談機関につなぎましょう。
社協	・ 市と連携し、支援のための調整会議を設置します。
市	・ 支援のための調整会議を設置します。 ・ 問題解決プロジェクトを立ち上げます。

第5章 計画の推進体制

本計画を推進するためのしくみとして「PDCA サイクル」を確立し、計画の策定から実施、評価、改善における一貫性を担保します。



本計画の推進にあたっては、市及び社会福祉協議会の関係部署が主体的に取り組みます。

市及び社会福祉協議会内の関係部署で構成する「地域福祉計画推進作業部会（仮称）」を設置し、地域における地域福祉活動の取り組み状況の把握を含め、計画に基づく事業の進捗管理を行います。

市民や関係団体・組織、社会福祉事業者、社会福祉協議会などの地域福祉の推進に関わる活動主体の代表で構成する「南丹市地域福祉計画推進委員会」において、計画の進捗状況の点検・評価を行うとともに、国の社会福祉制度改革の動向も十分に見極めながら協議し、必要に応じて計画を見直していきます。

【評価指標】

各施策の取り組み内容を評価する他、以下の指標の達成状況を定期的に把握し、評価します。

評価指標	現状値	目標（5年後）
地域福祉推進組織数	6	14
（うち、計画策定済）	（1）	（5）
（うち、計画未策定）	（5）	（9）
地域福祉、生活支援拠点の整備数	0	4
総合相談窓口の設置	未設置	2020 年度設置

資料編

計画の策定経過

年度	月日	内 容
平成 28 (2016)	8 月 26 日	平成 28 年度第 1 回南丹市地域福祉計画推進委員会
	10 月下旬 ～11 月 7 日	地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査 (市民・団体)
	2 月 24 日	平成 28 年度第 2 回南丹市地域福祉計画推進委員会
平成 29 (2017)	4 月 28 日	平成 29 年度第 1 回南丹市地域福祉計画推進委員会
	6 月 11 日	地域福祉ワークショップ (美山町)
	6 月 17 日	地域福祉ワークショップ (八木町)
	6 月 18 日	地域福祉ワークショップ (日吉町)
	6 月 25 日	地域福祉ワークショップ (園部町)
	7 月 14 日	子育て世代への聞き取り調査 (座談会)
	10 月 11 日 ～10 月 18 日	社会福祉法人への地域貢献活動等に関するアンケート調査
	11 月 10 日	平成 29 年度第 2 回南丹市地域福祉計画推進委員会
	12 月 8 日 ～12 月 22 日	パブリックコメントの実施
	2 月 19 日	平成 29 年度第 3 回南丹市地域福祉計画推進委員会
	3 月 16 日	市長及び社会福祉協議会会長に答申
	3 月	第 3 期南丹市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定

※上記の他、市及び社会福祉協議会の実務者（21 名）による作業部会を 10 回開催。
（アドバイザーとして、大谷大学教授 志藤修史氏が参画）

○南丹市地域福祉計画推進委員会条例

平成26年 3 月28日

条例第 8 号

(設置)

第 1 条 南丹市地域福祉計画の推進を図るため、南丹市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 南丹市地域福祉計画の進捗状況の把握に関すること。
- (2) 南丹市地域福祉計画推進のための方策の検討に関すること。
- (3) 南丹市地域福祉計画の見直しに関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民組織代表者
- (3) 社会福祉関係者
- (4) 警察消防関係者
- (5) 行政関係職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定は、委員の再任を妨げるものではない。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長 1 人及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長がこれを招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

計画策定期間（平成 28 年度～29 年度）における
南丹市地域福祉計画推進委員会委員名簿

（敬称略）

番号	選 出 先	氏 名	所 属	備考
1	学識経験者	岡崎 祐司	佛教大学社会福祉学部教授	委員長
2	学識経験者	玄野 昌実	船井医師会会長	
3	市民組織代表者	西田 善久	摩気ブロック長	H28 年度
		中川 圭一	元桐ブロック長	H29 年度
4	市民組織代表者	麻田 雅之	南丹市八木町区長会連絡協議会委員	H28 年度
		福田 昌之		H29 年度
5	市民組織代表者	水口 秋夫	日吉町地域自治振興会副会長	H28 年度
		小林 敏和		H29 年度
6	市民組織代表者	下田 敏晴	美山町地域振興連絡協議会副会長	
7	市民組織代表者	中澤 義久	南丹市老人クラブ連合会副会長	
8	市民組織代表者	吉野 隆	南丹市身体障害者福祉会会長	～H29. 9
		船越 昭	南丹市身体障害者福祉会副会長	H29. 11～
9	市民組織代表者	木戸 吉行	精神障害者保健福祉推進家族会理事	
10	市民組織代表者	林 克美	口丹心身障害児者父母の会連合会会長	
11	市民組織代表者	清水 範子	美山町ボランティア連絡協議会	
12	社会福祉関係者	南 清	南丹市民生児童委員協議会副会長 南丹市民生児童委員協議会会長	～H28. 11 H28. 12～
13	社会福祉関係者	木村 明美	南丹市民生児童委員協議会副会長	～H28. 11
		大坪 洋子		H28. 12～
14	社会福祉関係者	下司 文一	南丹市民生児童委員協議会副会長	～H28. 11
		谷口 和隆		H28. 12～
15	社会福祉関係者	船越 重雄	南丹市民生児童委員協議会会長	～H28. 11
		坪井 秀粹	南丹市民生児童委員協議会副会長	H28. 12～
16	社会福祉関係者	中嶋 美好	南丹市社会福祉協議会 園部町企画小委員会	
17	社会福祉関係者	川勝 多嘉志	南丹市社会福祉協議会 八木支所企画小委員会委員長	H28 年度

		松本 千里	南丹市社会福祉協議会 八木町企画小委員会	H29 年度
18	社会福祉関係者	出野 比啓	南丹市社会福祉協議会 日吉町企画小委員会	
19	社会福祉関係者	倉内 喜久雄	南丹市社会福祉協議会 美山町企画小委員会	
20	社会福祉関係者	志藤 修史	南丹市社会福祉協議会 アドバイザー 大谷大学教授	
21	社会福祉関係者	秋田 裕子	NPO法人グローアップ	
22	社会福祉関係者	栢下 修	平屋地区地域福祉推進協議会	
23	警察消防関係者	洞庭 修平	京都府南丹警察署生活安全課 生活安全係長	～H29. 11
		青木 達也		H30. 1～
24	警察消防関係者	久保元 哲志	京都中部広域消防組合園部消防署 副署長	
25	警察消防関係者	森山 悟志	南丹市消防団副団長	
26	行政関係職員	山崎 正則	京都府南丹保健所福祉室長	
27	行政関係職員	堀江 長	南丹市企画政策部長	
28	その他	大町 功	南丹市議会厚生常任委員	副委員長 ～H30. 2
29	その他	城内 千恵美	南丹市小学校長会（南丹市立八木東小学校長）	H28 年度
		明田 忠弘	南丹市小学校長会（南丹市立美山小学校長）	H29 年度
30	その他	森 昭夫	(財)南丹市福祉シルバー人材センター事務局長	



～みんなでつくる、誰もが安心して、
つながりながら住み続けられるまち～

第3期南丹市 地域福祉計画・地域福祉活動計画

平成30年3月

編集・発行

南丹市 市民福祉部 社会福祉課

住所：〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47 番地

TEL：0771-68-0007 FAX：0771-68-1166

社会福祉法人 南丹市社会福祉協議会

住所：〒629-0301 京都府南丹市日吉町保野田垣ノ内 11 番地

TEL：0771-72-3220 FAX：0771-72-3222
